

令和3年度 包括外部監査報告書

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業
並びに港湾事業）に関する事務の執行について

令和4年2月

三重県包括外部監査人
税理士 神 谷 研

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件(テーマ)	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部局	2
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	外部監査の意見表明の方針	3
9	外部監査の補助者	4
第2	「観往知来」防災・減災対策パッケージ事業から選定した 施策・事業	5
I	「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」について	5
II	各施策の概要と監査対象として選定した事業	6
1	施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進	6
2	施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり	8
3	施策 113 災害に強い県土づくり	10
4	施策 314 水産業の振興	11
5	施策 351 道路網・港湾整備の推進	12
第3	外部監査の結果 施行番号別・工事別の監査の結果	14
I	ソフト対策 防災・減災(防災対策部)	14
1	「みえ防災・減災センター」事業	14
2	みんなでつくる避難所プロジェクト事業	21
3	地域減災対策推進事業	40
4	災害対応力強化事業	49
II	ハード対策 海岸(県土整備部・農林水産部)	59
1	「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」について	59

2	三重県の海岸	59
3	監査手続の概要及び意見表明	60
(1)	施行番号ごとに実施した監査手続	60
(2)	監査対象に抽出した工事・事業の一覧(海岸)	61
①	海岸事業	62
	【桑名建設事務所】	62
	【四日市建設事務所】	70
	【津建設事務所】	78
	【伊勢建設事務所】	82
	【志摩建設事務所】	88
	【熊野建設事務所】	95
②	海岸保全施設整備事業	102
	【伊勢農林水産事務所】	102
③	県営漁港海岸保全事業	104
	【津農林水産事務所】	104
	【伊勢農林水産事務所】	107
III	ハード対策 港湾(県土整備部・農林水産部)	109
1	「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」について	109
2	三重県の港湾	109
3	監査手続の概要及び意見表明	112
(1)	施行番号ごとに実施した監査手続	112
(2)	監査対象に抽出した工事・事業の一覧(港湾)	113
①	県営漁港施設機能強化事業	114
	【伊勢農林水産事務所】	114
②	港湾事業	118
	【津建設事務所】	118
	【松阪建設事務所】	123
	【伊勢建設事務所】	131
	【志摩建設事務所】	132
	【熊野建設事務所】	133
IV	個人情報保護について	144

第4	監査の結果を受けて表明する監査人の総括的意見	149
I	防災・減災、海岸事業並びに港湾事業について	149
1	防災・減災事業について	149
2	海岸事業と港湾事業について	152
II	命を守る最後の手段は、「高いところへの避難」 「ゆれ1分 高いところへ すぐ避難！」	154
III	個人情報保護条例等と入札等で提出された身分確認書類の取扱い(再掲)	155
IV	新型コロナウイルス感染症禍の外部監査	158
第5	利害関係	160
巻末	海岸や港湾に関する用語	161

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について

3 事件を選定した理由

三重県（以下、「県」という。）は平成24年度からおおむね10年間の「みえ県民力ビジョン」（守る、創る、拓く）を実行し、その中でも防災・減災へ注力し財政資源を配分している。

これを受けて県では、令和2年度当初予算において、「観往知来」防災・減災対策パッケージとして総額811億2,368万円余を計上している。これは、記録的短時間大雨情報の発表が頻発した最近の豪雨などの風水害や、南海トラフ地震など自然災害の発生に備え国の総合経済対策を活用し、ソフト・ハード両面から総合的かつ効果的な対策を実施する予算を編成したことによる。

ソフト面の対策事業とは、災害予測と災害時の対応対策支援等事業である。具体的には、避難行動促進事業や避難計画策定支援事業に加えて、新たに「みんなで作る避難所プロジェクト事業」が策定されている。「みんなで作るか みえの予算（みんなつく予算）」の投票と意見募集の結果では、この内県民の多数（全体の約1/4）が防災へ関心を持ち意見していた。また、令和元年台風第19号により中小河川で浸水被害が多発したことを踏まえ、中小河川の洪水浸水想定区域図の作成を加速することとした。

ハード面での主な事業は、防災行政無線整備事業（51億2,510万円余）、河川事業（公共）（100億9,865万円）、砂防事業（公共）（45億6,703万円余）、海岸事業（公共）（35億425万円余）、緊急輸送道路機能確保事業（公共）（81億3,006万円余）並びに港湾事業（6億9,525万円）である。

県の海岸線は約1,083kmと非常に長い。海岸については、県は平成16年度に「三重県海岸保全施設耐震点検」を実施し、県土整備部が管理する全213地区海岸の海岸保全施設を点検している。その結果、堤体の危険度判定がC判定（危険度「高」）の海岸が157海岸あるという結果が出ていた。県は、この県

民の生命に直結する結果を受けてどのように対策を講じてきたのか、海岸事業の監査と併せて確認しておくべきと考えた。

県には、国際拠点港湾の四日市港、重要港湾の津松阪港と尾鷲港並びに地方港湾の桑名港他 17 港がある。この内四日市港は四日市港管理組合が管理しているが、その他の 19 港は県が管理している。これらの港湾は港湾法に基づく管理が行われているが、県内で万が一被災が生じた場合には支援物資等の物流拠点にもなるため、防災・減災の観点に基づき、これらの港湾のハード面に主眼を置き事務の執行状況を確認した。

平成 25 年度包括外部監査人が、「防災・減災に関する事務の執行」について監査しているが、その後新たな防災・減災対策が実行されてきており、テーマ選定に当たりその点も考慮した。

ただし、「観往知来」防災・減災対策パッケージは多岐多様に亘っておりすべて監査することは不可能と考えるので、上述した防災・減災のソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業に集中し監査した。

最近の大規模地震、100 年に一度と言われるような集中豪雨や超大型台風の上陸・接近などは、県民の生命を脅かす危険な自然災害であるので、被災時の避難支援事業等、海岸や護岸並びに港湾などを監査する意義は大きいと考えた。

このような理由により、特定の事件として選定したものである。

4 外部監査の対象部局

防災・減災事業の所管部局

5 外部監査の対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

(ただし、必要に応じて過年度及び令和 3 年度についても対象とする。)

6 外部監査の実施期間

令和 3 年 5 月 28 日から令和 4 年 2 月 2 日まで

7 外部監査の方法

地方自治法（以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 2 項によれば、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対

象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない」とされている。

さらに、法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、法令が遵守されていることを当然の前提としている。また、同第16項には正確な処理が行われているという前提も含まれていると解する。

すなわち、監査を実施するに当たっては、合規性・正確性並びに有効性・効率性・経済性に対して常に意を用いて行った。

また、県では、三重県海岸保全施設耐震点検（平成16年度）、三重県新地震・津波対策行動計画（平成26年3月）、津波浸水想定について（平成27年3月31日公表）、三重県地域防災計画（令和3年3月修正）、高潮浸水想定区域図（伊勢湾沿岸〔三重県区間〕）（令和2年8月）など防災・減災に関する多くの情報を公開している。

監査を実施するに当たっては、これら多くの情報や県民が抱くであろう自然災害に対する不安さに対しても意を用いて行った。

よって、監査は、

- ①防災・減災に関する事務の執行の合規性・正確性
- ②防災・減災に関する事務の有効性・効率性・経済性
- ③その他監査が必要と判断した事項

について、監査のための種々のチェックリストを活用して、誠実に網羅的に確実に行った。

8 外部監査の意見表明の方針

監査の結果については、通常使われている「指摘」と「意見」という用語を用いて、評価することとする。

すなわち、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項及び、有効性、効率性並びに経済性に著しく反している事項については、「指摘」として速やかに改善することを求める。

また、監査の結果、有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項については、「意見」として改善を検討することを求める。

9 外部監査の補助者

内山 隆夫 (公認会計士・税理士)
山崎 智博 (公認会計士・税理士)
小川 友香 (公認会計士・税理士)
今西 孝彰 (税理士)
大谷 久美 (税理士・社会保険労務士)
岡山 和生 (税理士・行政書士)
岡森 正人 (税理士)
藤原まゆみ (税理士・行政書士)
丸林 克彦 (税理士)
川岸 弘樹 (弁護士・弁理士)

第2 「観往知来」防災・減災対策パッケージ事業から選定した施策・事業

I 「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」について

平成24年4月に、長期的な視点から三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」が策定されている。

「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」(令和2年度から令和5年度)は、「みえ県民力ビジョン」策定後のこれまでの取組の成果と課題を検証するとともに、時代潮流や社会経済情勢の変化などを的確にとらえて、「みえ県民力ビジョン」が掲げる基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を具体化するための取組方向を示す中期の戦略計画である。

「みえ県民力ビジョン」において、政策展開の基本方向として三つの柱を定めるとともに、15の政策を位置づけている。

政策展開の基本方向	政策
I 守る	I-1 防災・減災、国土強靱化
	I-2 命を守る
	I-3 支え合いの福祉社会
	I-4 暮らしの安全を守る
	I-5 環境を守る
II 創る	II-1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進
	II-2 学びの充実
	II-3 希望がかなう少子化対策の推進
	II-4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進
	II-5 地域の活力の向上
III 拓く	III-1 持続可能なもうかる農林水産業
	III-2 強じんて多様な産業
	III-3 世界の三重、三重から世界へ
	III-4 多様な人材が活躍できる雇用の推進
	III-5 安心と活力を生み出す基盤

上記の15の政策は、さらに58の施策に区分されているが、うち、「観往知来」防災・減災対策パッケージ事業において、監査の対象とした防災・減災のソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業に該当する施策は以下の通りである。

政策展開の 基本方向	政策	施策
I 守る	I-1 防災・減災、国土 強靱化	111 災害から地域を守る自助・共 助の推進
		112 防災・減災対策を進める体制 づくり
		113 災害に強い県土づくり
III 拓く	III-1 持続可能なもう かる農林水産業	314 水産業の振興
	III-5 安心と活力を生 み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進

II 各施策の概要と監査対象として選定した事業

「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」において、各施策の基本事業を、以下の通り述べている。

このため、施策ごとに「観往知来」防災・減災対策パッケージとして構成された事業から監査対象事業を選定した。

1 施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進

(1) 基本事業

① 多様な主体が連携した防災活動の促進

発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の「共助」の取組を支援すること等により、地域や学校・職場において、さまざまな主体が連携して、地域の特性や課題に応じた防災活動が促進されるよう取り組む。

② 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供

災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日ごろから防災情報の理解や事前の備えの促進を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などさまざまなツールや新しいICT（情報通信技術）等も活用しな

がら、「自助」「共助」の取組に必要となるきめ細かな防災情報を迅速に提供する。

③ 学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組む。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進する。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制の整備に取り組む。

④ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組む。

⑤ 住宅・建築物の耐震化の促進

木造住宅や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組む。

(2) 監査対象として選定した事業

県は「施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進」において、令和2年度に上記5つの基本事業を実施している。その中から「ソフト対策 防災・減災」の監査対象として、以下の3事業を選定した。

① 「みえ防災・減災センター」事業

「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究の取組を通して、県内の防災・減災対策を推進し、また、地域の防災人材や市町職員と連携し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+ (プラス)」により、個人の避難計画の策定から地区防災計画の策定までを支援し、地域の防災力の向上を図る事業である。

担当部局は、防災対策部である。

令和2年度当初予算額は、21,007千円である。

② みんなでつくる避難所プロジェクト事業

避難所生活がイメージできずに避難行動を躊躇する事例があることから、子育て世代等の参画を得て、だれもが過ごしやすい避難所づくりをめざし、避難所グッズや避難所体験ゲームの開発、防災レシピコンテストなどを実施する事業である。

担当部局は、防災対策部である。

令和2年度当初予算額は、9,903千円である。

③ 地域減災対策推進事業

頻発する風水害や南海トラフ地震から県民の生命を守るため、適切な避難行動につながる「共助」の取組を総合的・一体的に実施しようとする市町を支援し、また、県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の避難対策を支援する事業である。

担当部局は、防災対策部である。

令和2年度当初予算額は、65,823千円である。

2 施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

(1) 基本事業

① 防災・減災対策の計画的な推進

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や気候変動への適応、訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していく。また、「三重県職員防災人材育成指針」等に基づく職員の育成とともに、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図る。

② 災害対策活動体制の充実・強化

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することや、さまざまな訓練を通じて、地域の特性や課題に応じたきめ細かな対応に向け災害対策活動体制の充実・強化を図る。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進める。

③ 災害保健医療体制の整備

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（BCP）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進める。

④ 教育施設の防災対策

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組む。また、市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の防災機能の強化を図る。

⑤ 消防・保安対策の充実・強化

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図る。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図る。

(2) 監査対象として選定した事業

県は「施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり」において、令和2年度に上記5つの基本事業を実施している。その中から「ソフト対策 防災・減災」の監査対象として、以下の1事業を選定した。

① 災害対応力強化事業

局地的豪雨や台風、地震をはじめとする大規模災害に備えるため、発災初期に必要な乳児用液体ミルクや携帯・簡易トイレの確保を行い、また、市町における受援計画やタイムラインの作成を支援するほか、南海トラフ地震臨時情報に関する防災対応について、各地域で普及啓発を図るなど、地域の災害対応力を強化する事業である。

担当部局は、防災対策部である。

令和2年度当初予算額は、39,646千円である。

3 施策 113 災害に強い県土づくり

(1) 基本事業

① 洪水対策の推進

洪水、高潮等による災害から、県民の生命・財産を守るため、河川堤防の整備、河川管理施設等の耐震化や計画的な老朽化対策、堆積土砂の撤去および樹木伐採等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を対象とした河川の洪水浸水想定区域図の作成等に取り組む。

② 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理等と併せて土砂災害警戒区域の指定等に取り組む。特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組む。

③ 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による災害から、県民の生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組む。また、ソフト対策として高潮浸水想定区域図の作成に取り組む。

④ 山地災害対策の推進

山崩れや土石流等の山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設の整備や計画的な老朽化対策等に取り組む。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震対策やのり面の防災対策に取り組む。

(2) 監査対象として選定した事業

県は「施策 113 災害に強い県土づくり」において、令和2年度に上記5つの基本事業を実施している。その中から「ハード対策 海岸」の監査対象として、以下の3事業を選定した。

① 海岸事業

堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進める事業

である。

担当部局は、県土整備部である。

令和2年度当初予算額は、3,504,252千円である。

② 海岸保全施設整備事業

高潮等から海岸保全区域の背後農地を防護するため、堤防など老朽化した海岸保全施設の改修等を行う事業である。

担当部局は、農林水産部である。

令和2年度当初予算額は、288,000千円である。

③ 県営漁港海岸保全事業

大規模自然災害に備えるため、海岸保全施設の改修等の実施により施設の機能強化を図るとともに、長寿命化計画の策定を行う事業である。

担当部局は、農林水産部である。

令和2年度当初予算額は、550,250千円である。

4 施策 314 水産業の振興

(1) 基本事業

① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

水産資源の維持・増大を図るため、科学的知見をふまえた新たな資源管理体制の構築、海女の主要な漁獲物であるアワビ資源の増大など効果的な栽培漁業の推進、地元漁業者と連携した密漁防止対策等に取り組む。また、安全で安心な養殖水産物の安定供給や養殖業の競争力強化のため、養殖環境の保全、AI技術等を活用した養殖業のスマート化による生産性・所得の向上等に取り組むとともに、「三重県真珠振興計画」や「みえの真珠振興宣言」に掲げた真珠の生産性・品質の向上や海外への情報発信等の取組を着実に進める。

② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

多様な担い手確保や水産業者等の経営力向上のため、漁師塾や真珠塾などによる新規就業者の定着支援、AI技術等を活用した作業の効率化・省力化等による働き方改革の促進、漁業経営体の協業化・法人化などによる若者に選ばれる経営体の育成、事業承継の仕組みづくり等に取り組む。また、水産物輸出の促進、首都圏等への県産水産物の販売促進、衛生管理の

高度化、海女漁業の魅力発信等、高い付加価値の創出に向けた取組を進める。

③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

地震や頻発・激甚化する風水害等からの被害を軽減し、安全で生産性の高い水産業や安心して快適な漁村を構築するため、漁港施設および海岸保全施設の地震・津波対策の実施や、水産業BCP（事業継続計画）の策定、予防保全が必要な施設の計画的な補修・補強、藻場・干潟の造成、漁場の環境改善、多面的機能の発揮等に取り組む。また、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全・活用、漁場環境の保全・管理等に取り組む。

(2) 監査対象として選定した事業

県は「施策 314 水産業の振興」において、令和 2 年度に上記 3 つの基本事業を実施している。その中から「ハード対策 港湾」の監査対象として、以下の 1 事業を選定した。

① 県営漁港施設機能強化事業

勢力を増す台風等の自然災害による高潮・波浪等の越波や浸水被害に備えるため、防波堤等の整備を実施する事業である。

担当部局は、農林水産部である。

令和 2 年度当初予算額は、21,000 千円である。

5 施策 351 道路網・港湾整備の推進

(1) 基本事業

① 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進める。

② 県管理道路の整備推進

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワ

ークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を進める。

③ 適切な道路の維持管理

通学児童や未就学児の安全確保を図るため、危険箇所の現地点検および対策を実施し、道路施設の機能向上を図る。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、効果的・効率的な修繕を実施するとともに、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど、適切な維持管理を進める。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を一層進める。

④ 県管理港湾の機能充実

港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、計画的かつ効果的な岸壁等の老朽化対策を進める。また、大規模地震に備え、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める。

(2) 監査対象として選定した事業

県は「施策 351 道路網・港湾整備の推進」において、令和2年度に上記4つの基本事業を実施している。その中から「ハード対策 港湾」の監査対象として、以下の1事業を選定した。

① 港湾事業

港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁等の老朽化対策を進め、また、臨港道路橋梁の耐震対策を進める事業である。

担当部局は、県土整備部である。

令和2年度当初予算額は、695,250千円である。

第3 外部監査の結果 施行番号別・工事別の監査の結果

I ソフト対策 防災・減災（防災対策部）

1 「みえ防災・減災センター」事業

（1）事業内容

県が策定した「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」では、「施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進」に対する取組の基本事業のひとつに「多様な主体が連携した防災活動の促進」が挙げられている。以下の「みえ防災・減災センター」事業は、その構成事業のひとつにあたる。

「みえ防災・減災センター」事業は、県と三重大学が共同で「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」（以下、センターという。）を設置し、防災人材の育成と活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究の事業取組を通じて、県内の防災・減災対策を推進する事業である。

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるためには、「公助」だけでなく「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援し、防災の日常化を進めることが必要であり、教育機関である大学の強みを活かし、センターのハブ機能を活用して、県全体の防災・減災力の向上を図るための取組を実施している。

令和2年度は、センターに対して「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター負担金」（以下、負担金という。）を交付し、以下の事業を実施した。

なお、センターで支出した事業費用の主な内訳は、人材育成・活用事業費 3,469 千円、地域・企業支援事業費 9,700 千円、情報収集・啓発事業費 11,554 千円、調査・研究事業費 1,000 千円、運営共通費 627 千円となっている。

① 人材育成・活用事業

・みえ防災塾の開催

応用コース さきもり応用コース（後期ゼミのみ開講）受講者：6名

「三重のさきもり」として先進的・実践的な防災・減災のための計画立案とそのマネジメントを行う能力を持つ地域防災・減災リーダーを養う講座

- ・市町防災担当職員を対象とした防災研修
受講者：のべ139名
- ・自主防災組織リーダー研修
受講者：59名
- ・専門職防災研修
修了者：89名
- ・特別支援学校防災機能強化検討委員会
2回開催（11月、2月）
- ・都市計画担当者の復興研修
3回開催（11月、2月、3月）、参加者：18名
- ・防災人材の活動支援
防災人材を登録する制度（みえ防災人材バンク）の運用
人材バンク登録者：500名
地域での活動者：のべ187名、地域での活動件数：16件
フォローアップ研修（バンク登録者、人材育成研修修了者を対象）
参加者：のべ123名

② 地域・企業支援事業

- ・相談窓口
相談件数：39件（電話、来訪）
- ・みえ企業等防災ネットワークの運営
地域別企業防災研修：1回開催、受講者66名
ネットワーク全体会：1回開催、参加者52名
- ・地域防災研究会
2回開催、受講者：のべ59名
- ・病院BCP整備にかかる研修
9回開催、受講者：のべ103名
医療機関が災害時にも医療提供機能を確保できる体制を整備
- ・「Myまっぷラン+（プラス）」による避難計画策定支援
研修会4回開催、受講者：37名
デジタル地図上での災害リスクの確認や避難経路を作成

③ 情報収集・啓発事業

- ・みえ防災・減災アーカイブ
県内における災害の記録や被災者へのインタビュー等のデータをインターネットで公開

追加コンテンツ 3 件

内容：避難所イメージゲーム、防災DVD教材、
防災紙芝居（動画化）

- ・みえ風水害対策の日シンポジウム

令和 2 年 9 月 27 日 玉城町保健福祉会館ふれあいホール
参加者：約 150 名

- ・みえ地震・津波対策の日シンポジウム

令和 2 年 11 月 29 日 三重県立熊野古道センター交流棟大ホール
参加者：約 130 名

- ・防災啓発資料の作成

避難所イメージゲーム「ひなんじょ なんナン？」の開発
子ども向けDVD教材「なんナンちゃんと「防災と避難」を学ぶDVD」
の作成

<避難所イメージゲームと防災DVD教材 チラシ 出典：三重県HP >



④ 調査・研究事業

- ・南海トラフ地震に関する調査研究
津波等の影響による既存建物の性能評価に関する研究
- ・風水害に関する調査研究
西日本豪雨等における河川水害やため池決壊をふまえた避難判断基準となる情報収集や被害防止等に関する研究

＜三重県・三重大学 みえ防災・減災センターの概要

出典：三重県・三重大学 みえ防災・減災センターHP＞



＜予算及び決算の状況＞

(単位：千円)

令和2年度当初予算額	令和2年度最終予算額	令和2年度決算額
21,007	20,546	20,546

(2) 監査手続

- ① センターの事業内容や運営方法の適切性・公益上の必要性を検証するため、関連書類一式（三重県・三重大学 みえ防災・減災センター設置に関する協定書、三重県・三重大学 みえ防災・減災センター設置要項、三重県・三重大学 みえ防災・減災センター事務局に関する要項、三重県・三重大学 みえ防災・減災センターの事務処理要領、三重県・三重大学 みえ防災・減災センター運営委員会設置要項、職員の派遣に関する覚書）を閲覧し、センターの運営状況についてヒアリングを行い、センター設置の目的に沿った運営がなされているかを確認した。
- ② センターの事業内容及び事業費用の支出について、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性を検証するため、令和元年度・2年度の収支精算及び関連書類一式（避難所イメージゲーム及び子ども向けDVD教材の契約書・納品書、各事業の運営共通費の支出内容が分かる書類、令和元年度収支精算の次年度繰越金と令和2年度収支精算の繰越収入金額が不一致である理由書）を閲覧し、センターへの負担金の活用状況及び処理方法を確認した。なお、当該関連書類一式は被監査団体でない三重大学が保有する書類であったため、地方自治法第252条の38第1項に基づき三重県監査委員へ協議を申し入れ、三重大学から書類の提供を受けた。
- ③ 負担金交付の手続の合規性を検証するため、関連書類一式（三重県補助金等交付規則、防災対策部関係補助金等交付要綱、三重県・三重大学 みえ防災・減災センター負担金交付要領）を閲覧し、負担金金額や審査方法等についてヒアリングを行い、要綱・要領等に定められた手順によっているか、必要な提出書類が揃っているか、交付金額は妥当かを確認した。
- ④ 物品の保管管理事務の合規性等を検証するため、避難所イメージゲーム及び子ども向けDVD教材について現物確認し、保管管理状況を確認した。

＜避難所イメージゲーム及び子ども向けDVD教材の保管状況＞



(3) 意見表明

i センターに対する指導・監督について【指摘】

センターは三重大学内に設置され、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター運営委員会設置要項」に基づき県と三重大学の両者から委員を選任し運営委員会により運営されているが、同要項第7条で「運営委員会の庶務は、センターにおいて処理する。」と定められている。そのため、運営は運営委員会が行っているものの実質的な処理はすべてセンターが行っている。

なお、令和2年度のセンターへの支出予算額は、県 25,519,000 円、三重大学 24,000,000 円となっており県が半分以上の 51.5%を負担金として支出している。

ここで、負担金とは、特定の事業について当該事業から利益を受けることに対して自己の経費を負担するべきものとして交付する給付であり、一定の利益を受けることが要件となっている。

そのため、県がセンターへ支出した負担金が経済的・効率的に使われているか及び負担金支出の目的に沿った効果が出ているかを県が確認しているかどうかを確認したが、①運営委員会が負担金の予算要求時に事業内容や予算額等を審議しているものの、②負担金を原資とした事業の支出内容はセンターでの予算管理の下で執行され、③三重大学内でセンターは監査を受けているが県は監査の結果を確認しておらず、④関係書類はすべて三重大学内のセンターに保存されており県では所持していないこともあって、防災対策部として負担金の支出の効果についての把握が十分ではないように見受けられた。県からは、センターの事業に関し、「三重県防災・減災対策行動計画」において行動項目を

定め、数値目標を設定して事業の効果や有効性の検証は行っているとの説明はあったが、実績値が目標値に達していない行動項目もあり、県がセンターの事業内容や実施方法に対して具体的にどのような指導や助言等を行い、どのように効果の検証を行っているかを確認できる資料の提出もなかった。しかし、県としてセンターの運営経費として多額の負担金（前述の通り、令和2年度は予算の51.5%）を支出している以上、負担金の支出の効果についての検証を有効に行うべきであると考えられる。

「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター運営委員会設置要項」第2条によれば、運営委員会はセンターの最高意思決定機関として、事業計画に係わる収支の予算、決算に関する業務を行うこととなっている。運営委員会の委員は県と三重大学の両者から選任されていることから、県にはセンターの個別の会計処理に対して直接指導を行う権限がないとしても、運営委員会の委員として、審議の前提となる収支の予算、決算の正確性について検証を行うべきであるし、また、センターには県職員の派遣もなされていることも併せ鑑みれば、それは十分に可能なものと思われる。

また、センターから提出された令和2年度負担金実績報告書に添付された令和2年度事業実績報告及び令和2年度収支精算についても、金額の正確性、負担金の使途や業者の選定方法などが適正に執行されているかどうか審査したことを確認できる資料はなかった。

しかし、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター負担金交付要領」第5条によれば、知事は、負担金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは負担金の交付を決定することとなっている。また、同要領第12条によれば、知事は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る当該事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、その審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、現地調査等を行うことができることとなっている。このような規定も存する以上、県（防災対策部）としても、より負担金の支出の詳細に踏み込んだチェックを行うべきである。

本監査において、センターの予算執行が適正に行われているかを検証するため収支精算（通常の収支計算書に該当）を確認したところ、令和元年度収支精算の次年度繰越金は1,904,000円であったが、令和2年度収支精算の繰越収入（通常の前年度繰越金に該当）は2,111,440円となっており、本来は一致しているべき金額が不一致であった。繰越金額の不一致の理由についてセンターの

担当者に確認したところ、県からの負担金以外に外部資金として受け入れている寄附金の残高管理に錯誤があり、誤った金額を令和元年度収支精算に記載したと説明を受けた。このような不一致も、上記のような規定に基づくチェック体制の充実がなされれば発見が可能であったと思われる。

以上のことから、センターの運営状況や予算執行について運営委員会での審議のより一層の充実が望まれるところであるし、今後は県（防災対策部）としても、事業の経済性・効率性・有効性、会計処理の正確性についての検証を適切に行うべくチェック体制の見直し・強化を指導すべきである。

2 みんなでつくる避難所プロジェクト事業

(1) 事業内容

① 概要

県が策定した「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」では、「施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進」に対する取組の基本事業のひとつに「多様な主体が連携した防災活動の促進」が挙げられている。みんなで作る避難所プロジェクト事業（以下、「みんつく避難所事業」という。）は、その構成事業のひとつにあたる。

みんつく予算は、令和元年4月に再選をした鈴木英敬前知事が表明した「厳しい財政状況の中でも、県民の皆様と協創で予算を作り上げるという観点から、「参加型予算」の導入を検討します。」という公約から実現した県民が予算編成に直接関与し、県民の意思を行政活動に直接的に反映できる稀代な予算編成手続から生まれた事業である。

その手続の概要は、県民から公募により事業プロジェクトの提案を受け、県民が投票で決定した事業予算を県議会が承認して成立した事業を実施していくものである。

<みんなつく予算投票募集リーフレット（監査人が下段一部省略した）>

三重県は、2020年度当初予算編成から県民参加型の「みんなてつろか みえの予算」を実施しています。

投票しよう!みんなつく予算 総選挙開始!!

投票期間:2019年12月7日(土)から2020年1月6日(月)まで
投票資格:三重県内にお住いの満18歳以上の方 投票回数:お一人あたり!回限り3事業まで投票可能です。

みんなつく 2020 予算

みなさんからの事業提案をもとに20の事業を作り上げました。
これらの事業について、どの事業を実施してほしいかの「投票」と
「ご意見募集」を実施し、その結果を踏まえ、
2020年度に実施する事業を選びます。たくさんの投票をお待ちしています!!

みんなてつろか
みえの未来!

詳細はこちら! 投票ご意見募集はこちら

一般公募いただいた
229件
の事業アイデア

提案事業
『みんなつく予算』
で検索

投票

事業選定 → 予算編成

【ハガキ・メールでの投票の場合】
(1)お名前 (2)ご住所・年齢 (3)お選びいただいた事業番号(裏面より3事業まで)
(4)それぞれの事業についてのコメントなど(任意)
以上をお書きいただき下記送付先までハガキもしくはメールにてお送りください。

令和2年度予算へ反映するために県民へ事業提案を募集したところ、229件の事業提案を受け、特に優れた提案を基に20本の事業を作り上げ、令和元年12月7日に、これら事業についてすべての事業概要シートを公開して、県民に対して「投票」と「意見募集」を実施した。

監査対象としたこのみんなつく避難所事業に対しては、多くの賛同（第1位）と61名から事業内容に対し意見が届いた。詳細は後述する。

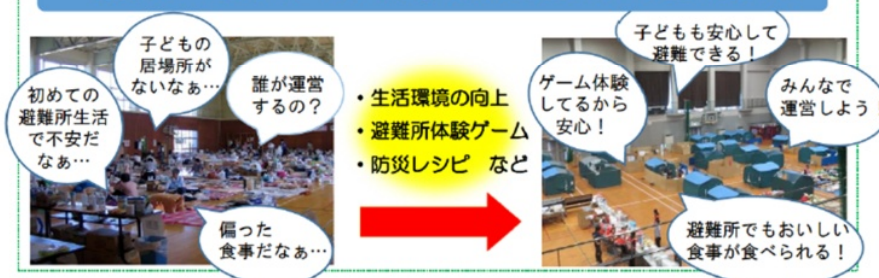
＜投票案内の関連資料に掲載された事業概要シート＞

テーマ：1 避難行動の促進

みんなでつくる避難所プロジェクト事業 991万円

避難所生活がイメージできずに避難行動を躊躇する事例があることから、子育て世代の参画を得て、「みんな」が過ごしやすい避難所づくりをめざし、避難所グッズや避難所体験ゲームの開発、防災レシピ教室などを実施します。

避難につながる「みんな」が過ごしやすい避難所へ！



期待される効果

子どもを含む子育て世代の避難所に対する理解が深まるとともに、「みんな」が避難所運営に参画することで、生活環境が向上した避難所の設置が進むとともに、適切な避難促進が図られます。

取組内容

- 企業等とコラボした避難用資機材の普及
企業等とコラボして、避難所の生活環境が向上を図る防災資機材の普及を図ります。
- 子ども向け避難所体験ゲームの開発
避難所への理解を促進するため、小学生から中学生等を対象とした避難所体験ゲームをみえ防災・減災センターと開発し、子どもや子育て世代が避難所の運営への主体的な参加を促進します。
- 子ども向けDVD教材の作成
子ども目線で、三重県の災害リスクや先進事例を取り入れたDVDを作成し、ホームページでも公開します。
- 防災レシピ教室・レシピコンテストの開催
女性が主体となって参加できる「料理（炊き出し）」をキーとして、三重県の豊富な食材などを活用した防災レシピコンテストを開催するとともに、避難所運営訓練に合わせ講演会や防災レシピ教室を開催します。

こうして成立したみんつく避難所事業は、避難所にかかる理解の促進や生活環境の向上を図り、だれしものが過ごしやすい避難所づくりをめざすことで災害発生時の適切な避難を促進することを、事業の目的としている。

この事業を実施することにより、避難所生活に対する理解が深まるとともに、子育て世代が避難所運営に参画することで、避難所の生活環境が向上し、適切な避難の促進につながることを期待された。

令和2年度の取組として、次の3項目が実施された。

i みえの防災レシピコンテスト

県民が日ごろから防災を意識し、ローリングストックを活用した調理を実践することで、食生活の面から「防災の日常化」の定着につなげていくことを目的として、「みえの防災レシピコンテスト」を実施した。

ii 避難所イメージゲームの開発及び防災DVD教材の作成

小学校高学年を対象に、避難所がどのような場所であるか、避難生活はどのようなものであるかを学ぶことを目的として、カードゲームとDVD教材を作成した。

iii 企業等とコラボした避難所用資機材の普及促進

企業等とコラボした避難所用資機材の普及促進を図るため、市町へのヒアリングにより把握したニーズに基づき、県産材を使用した防災ベンチを開発した。

② 令和2年度当初予算にかかるみんつく予算成立の流れ

i 規模

総額約5,000万円以内、1事業1,000万円以内で複数選定し、2月県議会に提出される当初予算へ盛り込まれる。

ii 県民参加プロセス

「参加型予算」の実施は、まず県が「防災・減災」「医療・介護」「子育て」「子ども・若者」「高齢者」「環境」「ダイバーシティ」「スポーツ」「三重の魅力発信」「インフラの維持管理」の10分野を募集テーマとして定め、そこからさらに、全部で20分野に細分化した応募様式に則って県民へ広報している。それに呼応した県民が「みんつく予算「事業提案」応募様式」に記載し、県へそれを事業提案として提出して応募している。その応募が229件であった。以後のプロセスを簡潔に記載すると以下の通りである。

(a) 「事業提案の募集」＜県民＞ 229件

(b) 「投票候補案の審査」＜県庁＞

(c) 「具体的な事業内容の構築」＜県庁＞ 20件へ絞込み

- (d) 「県民投票により事業決定」＜県民＞ 6事業決定
提案者によるプレゼンテーション
- (e) 投票結果の発表（知事査定）
- (f) 当初予算案発表
投票者数 2,837 人、投票総数 6,381 票（1人3票まで可）
上位6事業選定（総額 5,020 万 4 千円）
このうち、1位となったみんつく避難所事業（990 万 3 千円）
が防災・減災の事業であった。

iii 意見募集に応え県民から寄せられた意見

投票と同時に県民から寄せられたみんつく避難所事業に対し様々な要望や配慮等を求めた意見が集まった。

- (a) 発言者 61 名
- (b) 意見の属性別に集計した意見総数 125 件
(意見の属性は監査人が定めた。属性 No は (c) の表による。)

主な意見としては以下の通りであり、他にも様々な要望や提案等があった。

- ・家族に障がい者や高齢者がいる。福祉避難所を整備希望。女性目線（特に乳児を育てている若い母親達）のスペース確保や運営をしてほしい。
(属性 No 3、4、5)
- ・学校の体育館が避難所の場合、プライバシーの保護に欠ける。
(属性 No 4)
- ・津波対策のために高台を作ってほしい。
(属性 No14)
- ・避難所運営は避難者自ら行う自助を知ってもらう必要あり。
(属性 No 2、7)
- ・「みんなでつくる」がとても大切に思う。
(属性 No 1、2、6)

(c) 意見の属性の集計

属性No	分類区分	属性	件数
1	避難所	プロジェクト推進	5
2	避難所	適切な運営情報	15
3	避難所	総合的な質の向上	10
4	避難所	プライバシー確保	6
5	弱者対応	障がい者・高齢者・女性目線	10
6	防災・災害等	適切な情報公開	13
7	啓発	自助	5
8	啓発	防災意識	13
9	啓発	避難行動の重要性	9
10	予算確保	防災・啓発等活動	9
11	予算確保	備蓄・発災対応	8
12	地域	地域格差	3
13	地域	津波対策・海辺の避難所	3
14	地域	高いところへの避難対応	4
15	開発反対	資金を備蓄食料へ	1
16	その他		11
	合計		125

③ 個々の事業内容の詳細

i みえの防災レシピコンテスト


(a) コンテストの内容等

日ごろからローリングストックを意識した調理を実践して、日常生活における調理の面から「防災の日常化」を推進することを目的とした事業である。

みえの防災レシピコンテスト 募集要項

応募締切
令和2年11月30日(月)

令和2年度 県民参加型予算
(みんつく予算: みんなでつくるか みえの予算)事業



みえの防災レシピコンテスト

みえの防災レシピ大賞：1点

みえの防災レシピ部門賞：3点
(炊き出しレシピ、在宅避難レシピ、おやこでつくれるレシピ)

県民の皆さまに日ごろからローリングストックを意識した調理を実践いただくことで、日常生活における調理の面から「防災の日常化」を推進することを目的とします。 **ご応募お待ちしております！**

【対象】 県内在住の個人または県内で活動している団体

【選考基準】
災害発生時に日ごろの備蓄で調理ができるとともに、日ごろ実践したくなるようなレシピとし、主食・主菜・副菜・汁物・デザート・おやつなどのジャンルは問いません。

①レシピはオリジナルのものであること

②日ごろから備蓄できる常温保存可能な食品や食材であること
※県産食材や県産食品を使用している場合は加点対象とします。

③電気・ガス・水道などのライフラインが止まった状態で調理可能なこと
(備蓄の飲料水、カセットコンロ1つの使用は可とする)

④調理時間が片付け時間を含んで40分以内であること(水でもどす時間は除く)


⑤調理方法が簡単で、幅広い世代で調理が可能なものであること

⑥レシピ通りに再現できるものであること

【応募方法】
応募用紙1部を下記の応募先に郵送(当日消印有効、持参、FAX、メール(7MB以内)で提出してください。*応募用紙は県HPへの掲載のほか、県、市町防災担当課等でも配布します。

野菜不足
が心配…

災害時でも普段食べ慣れた
ものだと安心する！



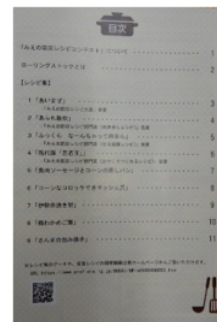
いつも家にある
あの食材も立派
な備蓄かも！

コンテストの結果

- ・応募レシピ数 149 件
- ・受賞レシピ
 - みえの防災レシピ大賞 あいまぜ (副菜)
 - 炊き出しレシピ部門賞 あられ雑炊 (主菜)
 - 在宅避難部門賞 ふっくら なーんちゃって肉まん (主菜)
 - おやこでつくれるレシピ部門賞 現代版「忍者玉」(副菜)



防災レシピ表紙



防災レシピ目次



大賞&炊き出し部門賞



在宅避難&おやこ部門賞

コンテスト成果の広報

- ・みえの防災レシピコンテストレシピ集作成 5,000部
(レシピ集配布計画 配布先: 140団体 配布数: 4,055部)
- ・受賞レシピ解説動画の作成 (YouTube で公開)

(b) 業務委託

「みえの防災レシピコンテスト」レシピ集、動画コンテンツの作成
及び成果物の広報に係る業務委託

業務委託先

特定非営利活動法人

契約

随意契約

契約期間

令和2年12月1日～令和3年3月24日

契約金額

759,000円 (うち消費税及び地方消費税 69,000円)

成果物の納入期限及び広報の履行期限

- ・レシピ集 令和3年1月27日
- ・動画コンテンツ 令和3年1月27日
- ・成果物の広報 令和3年3月24日

委託内容

- ・レシピ集 5,000部 (A4)
- ・動画コンテンツ YouTube 配信できる動画コンテンツの作成
(動画1本5分程度、4本(4レシピ分))
- ・成果物の広報 事業の概要、受賞レシピ、成果物について、
「食」に関心のある県民に周知できるよう
広報媒体に掲載すること。

ii 避難所イメージゲームの開発及び防災DVD教材の作成

(a) 事業の内容

小学生に、避難所がどのような場所であるか、避難生活はどのようなものであるか、理解させるカードゲームとDVD教材を作成した。

(b) 事業の結果

- ・「避難所イメージゲーム ひなんじょ なんナン？」作成 235部
 - うち、みえ防災・減災センター発注分 35部
 - 三重県増刷業務委託分 200部



パッケージ 上

パッケージ 表

パッケージ 側面



イメージゲーム カード(一部)

- ・防災DVD教材 なんナンちゃんと「防災と避難」を学ぶDVD作成
 - みえ防災・減災センター発注分 36枚
 - うち、マスター 1枚
 - 配布貸出用 35枚

(c) 業務委託

「避難所イメージゲーム ひなんじょ なんナン？」増刷業務委託
業務委託先

県外の法人
契約
随意契約
契約期間
令和3年2月24日～令和3年3月31日
契約金額
902,000円（うち消費税及び地方消費税82,000円）
成果物の納入期限
令和3年3月31日
委託内容
「避難所イメージゲーム ひなんじょ なんナン？」200部
納品日
令和3年3月24日

iii 企業等とコラボした避難所用資機材の普及促進

(a) 事業の内容

みんつく避難所事業の提案者からの企画に、「みんな」が過ごしやすい避難所づくりをめざすために、企業等とコラボして、避難所の生活環境の向上を図る防災資機材の普及を図るとあったため、市町へのヒアリングにより把握したニーズに基づき、県産材を使用した防災ベンチを開発した。

(b) 業務委託

みんなでつくる避難所プロジェクト・避難所用資機材開発委託
（県産材を使用した、内部に水、食料等を備蓄でき、ベッドにもなる付加機能を備えた3人掛け及び1人掛けの多機能ベンチ仕様の防災ベンチを開発すること。（以下、「防災用品ベンチ」という。））

開発業務の発注先

県内の法人

契約

随意契約

契約期間

令和3年2月22日～令和3年3月31日

契約金額

929,500円（うち消費税及び地方消費税84,500円）

成果物の納入期限

令和3年3月31日

成果物の性能・仕様

「防災用品ベンチ仕様書」の通り

成果物の引取

県は、受注先との間において、成果物である開発物品の購入について開発物品購入契約書を取り交わし、成果物を購入する。

成果物の納入・検査日

令和3年3月30日

(c) 「防災用品ベンチ仕様書」

防災用品ベンチ仕様書

1 目的

本業務は、避難所の生活環境が向上する魅力的な防災資機材を製作することで普及を図っていくこととする。

2 仕様項目

(1) 防災用品収納ベンチ タイプ① ひのき

①材質 ひのき上小節

②水、食料等を内部に収納できること

(座面から収納できるように創作する)

③表面仕上げ：透明ウレタン加工

④防災の日常化、フェーズフリーを意識した、水・食料等のピクトグラムなどをベンチに示すこと(備蓄品の見せる収納)

⑤上記を備え、大きさ(mm)、数量は下記のとおりとする。

W1400程度 × D420程度 × H430程度 2台

W500程度 × D420程度 × H430程度 2台

⑥⑤のセットによりベッドとして使用できるように調整を行うこと

(2) 防災用品収納ベンチ タイプ① 杉

①材質 杉上小節

②水、食料等を内部に収納できること

(座面から収納できるように創作する)

③表面仕上げ：透明ウレタン加工

④防災の日常化、フェーズフリーを意識した、水・食料等のピクトグラムなどをベンチに示すこと(備蓄品の見せる収納)

⑤上記を備え、大きさ(mm)、数量は下記のとおりとする。

W500程度 × D420程度 × H430程度 1台

⑥(1)のW500と互換性があること

大きさ、意匠(デザイン)、詳細部分については双方で調整を行う。

iv 「避難所用資機材開発設計書」の内容

県産材を使用した防災用品ベンチの試作品の仕様及び開発金額は、以下の通りであった。

・仕様

材料がひのきで製作する防災用品ベンチ

W1400 タイプ (W1400 mm程度×D420 mm程度×430 mm程度) 2台

W 500 タイプ (W 500 mm程度×D420 mm程度×430 mm程度) 2台

材料が杉で製作する防災用品ベンチ

W 500 タイプ (W 500 mm程度×D420 mm程度×430 mm程度) 1台

合計5台

・開発金額 (5台合計)

材料費と開発経費に輸送費や消費税等を加えた合計金額 988,900円

県は受注業者と契約して、契約金額として合計 929,500円を支払っている。監査人がその金額を1台当たり製品金額に按分すると以下の表になる。

契約金額 (税込) を1台当たり製品金額へ按分した金額

県産材素材	製品タイプ	完成数量 (台)	製品金額(円)	1台当たり製 品金額 (円)
ひのき上小節	W1400 タイプ	2	466,400	233,200
ひのき上小節	W500 タイプ	2	312,400	156,200
杉 上小節	W500 タイプ	1	150,700	150,700
合 計		5	929,500	

(注) 製品金額は、受注者発行の「履行確認書」の付随書類である「納品明細書」記載の単価から計算した金額に配送費の按分金額を加算した金額

v 県の決裁書に記載されているその他の項目

(a) 事業の目的

企業等とコラボして、避難所の生活環境の向上を図る防災資機材を開発し普及を図る。

(b) 随意契約理由

市町へのヒアリング調査により開発分野を「ベッドにもなる防災備蓄スツール、ベンチ (フェーズフリーバージョン)」とし、下記条件を満たし、履行期限内に納入できるのは上記相手方のみである。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)

(注)「上記相手方」は「受注者」を示す。(注記：監査人)

- ・県内に拠点のある企業であること。
- ・スツール・ベンチを開発・作成し販売した実績があること。
- ・木材・材料は県産材を多数使用できること。
- ・普及を図るため、開発した商品を展示・販売できる店舗等があること。

vi 県へのヒアリングで説明を受けた内容

(a) 市町へのヒアリングにより把握したニーズ

- ・市町の避難所では、食料・水などの備蓄物資を収納する場所が不足しており問題となっている。備蓄品を収納するスペースがない。
- ・今年度一番問題とされる「新型コロナウイルス感染症対策」にも資する資機材が希望される。
- ・普段から日常的に使える見せるタイプの(備蓄)倉庫(保管場所)が有用である。
- ・ある地域の市町意見交換会の場合では、①避難所用資機材保存棚(防災ベンチに発展)②パネル組み立て式ベッド③三重県版多国籍メガホン④省スペース段ボールベッド⑤避難所収容人員アプリ等の避難所用資機材の希望を聞いたところ、保存棚について前向きな意見が出た。

(b) みんつく避難所事業に寄せられたコメントでは、企業とのコラボによる避難所グッズの開発に対し、子育て世帯等がプライベート空間を確保するためのパーテーション等を上げる声があったが、これらはすでに市場に流通しているものであるため、市町の防災担当者の意見を聴き取り、まだ商品化されていないもので避難所に必要なグッズとして、「防災用品ベンチ」を開発することにした。

(c) 試作「防災用品ベンチ」についての方針は、以下の4点である。

- ①市町で購入可能な金額も含めて意見聴取を行い、商品化を図ること。
- ②①を考慮して、市町の意見を反映し防災ベンチの仕様を見直しする方針なので、現在の仕様での販売価格の想定はしていない。あくまで販売価格は購入希望先の市町と協議する。

- ③市町の意見を反映した上で製品仕様を確定した後、各市町から希望数を聴き取る予定としているため、現時点では予定数量は未定である。
- ④試作品を作ったため商品化につなげていく予定だが、発注は各市町が独自に行うことを想定しており、仕様等の情報を提供し試作品を作成した事業者に限らず地元企業でも発注されることを想定している。

< 監査時点で防災対策部の会議スペースに置かれていた防災用品ベンチ >



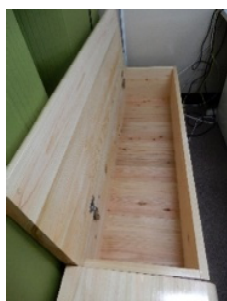
W1400 と W500



W1400 と W500 側面



W1400 と W500



W1400 の収納スペース



W500 の収納スペース



並列設置収納スペース

< 予算及び決算の状況 >

(単位：千円)

令和2年度当初予算額	令和2年度最終予算額	令和2年度決算額
9,903	7,953	6,642

決算額の主な内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

「みえの防災レシピコンテスト」レシピ集、動画コンテンツの作成	759
「みえの防災レシピコンテスト」副賞購入費	87
「避難所イメージゲーム ひなんじょ なんナン？」増刷業務委託	902
みんなでつくる避難所プロジェクト・避難所用資機材開発委託	929
三重県・三重大学 みえ防災・減災センターへの負担金	3,861
「みえの防災レシピコンテスト」他事務諸費	104

(2) 監査手続

① みんなつくる予算の制度や実態の合规性・有効性を検証するため、県民に広報した資料、県民からの事業提案から予算編成に至る過程並びにみんなつくる予算で行われた各種事業の内容について県担当部局に対してヒアリングを行い、関連書類一式（みんなつくる予算投票募集リーフレット、事業概要シート、みんなつくる予算「事業提案」応募様式）を閲覧して確認した。

② 契約事務の合规性、契約の公平性・効率性・有効性を検証するため、関連書類一式（起案書、業務委託契約書、業務委託仕様書、見積書、納品書、請求明細書、請求書、履行確認書、納品明細書、決裁書、随意契約業者選定理由書、支出命令書、支出負担行為一覧表、開発物品購入契約書、避難所用資機材開発設計書、見積明細書、防災用品ベンチ仕様書、「三重の木」使用証明書）を閲覧して、次の項目について確認した。

- ・契約の方式決定及び相手先の選定について契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り）の選定が適法かつ妥当であるか。

- ・契約の方式決定及び相手先の選定について随意契約をした理由の審査等が適正に行われているか。

- ・契約の締結について、契約書が確実にかつ適時に作成されているか。

- ・契約変更があった場合、契約変更の内容・手続が妥当であるか。

- ・契約の履行について物品の納品・引渡し時期は妥当か、また、その他契約の履行期限が守られているか。

- ・ 物品等の購入は契約書や仕様書通りに履行されているか。
- ・ 契約の履行について契約代金の支払は適切か。
- ・ 検収について、検収立会が的確になされているか。

③ 物品の保管管理事務の合規性等を検証するため、県担当部局に対してヒアリングを行い、物品を保管している県担当部局を訪問して備品の保管状況を実査した。実査した物品は以下の通りである。

「みえの防災レシピコンテスト」レシピ集
「避難所イメージゲーム ひなんじょ なんナン？」
「なんナンちゃんと「防災と避難」を学ぶDVD」
「防災用品ベンチ」

(3) 意見表明

i レシピ集・カードゲーム・DVDの管理と今後の活用について【意見】

「みえの防災レシピコンテスト」レシピ集、カードゲーム「避難所イメージゲーム ひなんじょ なんナン？」並びに「なんナンちゃんと「防災と避難」を学ぶDVD」の管理の状況を確認したところ、県庁内のロッカー内に保管されていたが、在庫表が作成されていなかったため、現在在るべき数量の確認ができなかった。

レシピ集・カードゲーム・DVDの管理と活用を県に確認したところ、以下の回答を得た。

レシピ集については、職員が地域等で防災講話を行う際などに配布を行う等により活用しており、在庫の管理については、担当職員が保管場所を定め、目視により概ねの在庫量を把握しており、無償で配布するパンフレットであるから、厳密な在庫管理を行う必要がない消耗品として管理している。

カードゲーム及びDVDについては、職員が活用を行う場に自ら持ち込み、内容の説明やゲームの進行等を行い、終了後は職員が持ち帰ってくるという運用をしており、貸出簿等で管理を行わなくても支障は生じていない。

それぞれの評価額は、レシピ集については5,000部作成しているので、契約金額を5,000部で除すると単純計算上の目安単価は1冊151円となる。ただし、この事業費にはYouTube配信用の動画コンテンツ4レシピ分で4本と県民周知のための広告媒体へ掲載のための費用も含めた金額が契約金額となって

いるので、あくまで目安単価 151 円という表現になる。

カードゲームは県が増刷業務委託で 200 部作製しており、その契約金額を 200 部で除すると、1 組 4,510 円となる。DVD は県が算定した評価額は、1 枚あたり 240 円である。DVD は、みえ防災・減災センターにてマスター 1 枚と貸出用 35 枚を作成しているが、みえ防災・減災センターから県に対して貸出用 6 枚が譲渡されており、この 6 枚だけ所有権は県にある。

これらは、三重県会計規則第 98 条の定める「物品」の内、消耗品に含まれる。

しかし、カードゲーム及び DVD は、消耗品とはいえ、ある種教材類である。確かに、これらは金額が 5 万円未満であるから、会計規則運用方針という備品には該当しないが、比較的長期間にわたって使用に耐える物ではある。

よって、その活用にあたっては、職員が保管場所から持ち出して利用するのであるから、今まで支障は起きていないとはいえ、保管場所からの持ち出しと返却については、貸出簿等により適切に管理しておくべきである。

ii 「防災用品ベンチ」の広報について【意見】

「防災用品ベンチ」について、県担当部局を訪問して現物確認し保管状況を確認した結果、県民の目に触れない防災対策部の会議コーナーの椅子として使用されていた。

この状況では、みんつく予算を使用し県民のために製作された「防災用品ベンチ」が試作品であり、新型コロナウイルス感染症禍で活用できないとはいえ、県職員の会議コーナーの椅子として設置されている状況は、「防災用品ベンチ」を有効的に活用しているとは言い難い。

県は、令和 3 年度初めに、第 1 回市町等防災対策会議において、避難所を設置する役割を担っている市町に対して、「防災用品ベンチ」を展示して広報を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため市町担当者を集めることができず広報も延期している。そして、令和 3 年 10 月 21 日付け事務連絡でようやく各市町の防災担当あてに「防災用品ベンチ」についてリモートと文書説明により広報を行ったと、県からは説明を受けた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大期で各市町の防災担当者と接触機会を持てなかったとはいえ、令和 3 年 3 月 30 日に納入され検査を行って以来同年 10 月 21 日までの約 7 か月間、事務連絡で行ったようリモートを利用した「防災用品ベンチ」の機能解説や文書説明も一切行っていない。

県は、この点について、この間広報を行っていなかったのではなく、広報の実施を延期していたと説明している。

一方、県からは、「防災の日常化」をめざしており、防災について常に目にして体験して慣れ親しむという感覚を重要視しているという説明も受けている。

みんなつく予算の事業費を使い避難所の資機材として「防災用品ベンチ」を試作したのであるが今年には新型コロナウイルス感染症禍という状況であるので、「防災用品ベンチ」の県民への広報が遅れているが、なるべく早く県民に公表することが望まれる。

この「防災用品ベンチ」の広報の方法について、避難所の設置は市町が行うので、そこで使用する資機材も市町の決定事項で県は関与できないから、この広報も県が市町を越して県民に直接広報することは望ましくないという。

しかしながら、県民の意見を吸い上げて実現したみんなつく予算の事業から生まれた「防災用品ベンチ」という事業の成果品の紹介（広報）を県が県民に行えないというのは、みんなつく予算という独特の事業設計を考えると疑問である。

さらに、県は当事業の起案書の随意契約理由の業者選定の条件に、「普及を図るため、開発した商品を展示・販売できる店舗等があること。」を掲げている。この文言では、業者に対しては積極的に広報を行うことを必須条件にしているように理解できる。

残念なことに、この「防災用品ベンチ」はまだ試作品であるため、監査時点では開発業者の店頭には展示されていないし、ホームページにも未掲載であった。

県民の声を事業化したみんなつく予算で製作した「防災用品ベンチ」の普及を図りたいと県が望んでいるのであるならば、この「防災用品ベンチ」については、種々の垣根を越えて全県一丸となって広報に努めていくことが望まれる。

iii 「参加型予算」の実施過程で寄せられた県民の意見の反映について【意見】

前述の通り、投票総数は6,381票であり、そのうちみんなつく避難所事業へ61名から様々な意見・要望が寄せられた。

しかし、当該事業の具体的内容は、提案者の提案内容を基に変更及び内容の追加を県と提案者で行い、提案者の事業内容が優先される形で最終決定されている。そのため、61名の意見・要望は全く反映される機会がなく、このみんなつく予算でのみんなつく避難所事業の成立プロセスには生かされることがなかった。このことを踏まえて、これらの貴重な県民からの意見や要望等を「参加型予算」事業へ反映できるように努めることが望まれる。

iv 「参加型予算」の事業に市町からの要望が加えられたことについて【意見】

「みんなつくる避難所事業」の提案者の応募内容には、アウトドアメーカーや段ボールメーカーなどとコラボレーションして避難所施設を開発して、とあり、パーティーションやダンボールハウスなどの言葉は出てくるが、「三重県産材」を使用した避難所の防災用品ベンチという言葉は出てこない。応募後の提案者と県との協議の過程で、パーティーションやダンボールハウスなどの市販品は除外し、「三重県産材」の防災用品ベンチを独自開発していくことになった。

これについて県からは、市町へのヒアリングでニーズを把握したうえでここに加えたとの説明を受けた。しかしながら、県民に投票を広報したリーフレットにも事業概要シートにも提案者が当初提案した記載内容には、「企業等とコラボした」という言葉はあるが、「三重県産材」という言葉は述べられていない。そのため、「三重県産材」とは掲載されていないリーフレットや事業概要シートを読んで、県民は投票行動をしている。

県民の意見では、避難所の環境を良くしてほしいという要望はあるが、具体的に備品購入の希望はパーティーションくらいで他は語られていない。避難所の環境や質の向上には、コミュニケーションスペースよりは、個人のプライバシー保護や障がい者・高齢者・子育て特に乳幼児を育てている若い女性の切実な声の方が多く訴えられていた。

決して安価ではない「三重県産材」の防災用品ベンチは、提案者の意見にもなく、県民の意見にも無い。

「みんなでつくる避難所プロジェクト事業」は避難所の環境向上を県民の声で実現するという全国に先鞭をつけた県民「参加型予算」の決定行動であるが、市町担当者の意見では防災用品ベンチをとという意見が上がったとは言え、本来の県民の直接参加型の予算決定プロセスでは防災用品ベンチを具体的に要望されていない以上、「参加型予算」という趣旨から考えると、市町からの要望は独立した予算編成を施行して、この事業へ編入することを避けるなど、再考することが望まれる。

3 地域減災対策推進事業

(1) 事業内容

県が策定した「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」では、「施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進」に対する取組の基本事業のひとつに「多様な主体が連携した防災活動の促進」が挙げられている。以下の地域減災対策推進事業はその構成事業のひとつにあたる。

地域減災対策推進事業は、市町が実施する防災・減災対策事業の促進のため、防災対策部関係補助金等交付要綱等に基づいて以下の〔地域減災力強化推進補助金〕及び〔県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金〕を市町へ交付する事業である。

〔地域減災力強化推進補助金〕

特別枠及び一般枠 1～4 として次の 5 つの補助対象事業に区分し、補助金を交付している。なお、数十年に一度の風水害が各地で頻発しているため「適切な避難行動」につなげ命を守る取組に対し緊急的に支援する事業を特別枠として設定し、政策的に重点事業と位置づけて補助限度額を一般枠より高くしている。

(特別枠)

毎年のように各地で頻発する風水害から住民の命を守るために、適切な避難行動につながる共助の取組を実施する市町の事業へ補助を行い財政的に支援することを目的としている。

市町の事業は、「自然災害への理解促進」「防災情報の適切な伝達」「避難行動につながる「共助」の取組の促進」の 3 つの段階において共助のしくみづくりにつなげる取組を行うものであり、そのために必要となる風水害ハザードマップの作成や河川水位等監視カメラの設置、水位計の設置等について、市町の事業計画に基づき補助金を交付している。

補助対象事業名	財政措置
(特別枠)風水害対策緊急 促進事業	補助率 1 / 2 以内 限度額 500 万円 (1 事業計画・1 年度あたり)

補助事業（特別枠）の具体的な取組・環境整備の内容は以下の通りである。

- 取組
- ・ワークショップや講習会等の開催
 - ・避難情報（発令基準・発令方法、避難所・避難場所）の見直し
 - ・市町タイムラインの策定
 - ・風水害にかかる地域の避難計画策定・訓練実施

- 環境整備
- ・洪水・土砂災害等ハザードマップの作成
 - ・河川水位等監視カメラの設置、水位計の設置
 - ・防災無線戸別受信機等の整備
 - ・避難行動要支援者の避難支援具の整備

（一般枠 1～4）

南海トラフ地震等の地震・津波対策の充実及び強化を図るため、「三重県防災・減災対策行動計画」において取り組む課題や最近の災害の教訓を踏まえた取組を実施する市町の事業へ補助を行い財政的に支援することを目的としている。

予防対策から復旧・復興までのフェーズに対応する以下 4 事業について、市町の事業計画に基づき補助金を交付している。

補助対象事業名	財政措置
（一般枠 1）住民の耐震対策と避難行動促進事業	補助率 1 / 2 以内 限度額 300 万円（1 事業計画・1 年度あたり）

補助事業（一般枠 1）の具体的な取組・環境整備の内容は以下の通りである。

- 取組
- ・地震・津波避難対策にかかる地域の避難計画策定・訓練実施

- 環境整備
- ・液状化ハザードマップの作成
 - ・市町の津波避難計画の策定
 - ・避難行動要支援者の避難支援具の整備
 - ・防災・減災啓発活動

補助対象事業名	財政措置
(一般枠 2) 自主防災組織と消防団との連携促進事業	補助率 1 / 2 以内 限度額 300 万円 (1 事業計画・1 年度あたり)

補助事業 (一般枠 2) の具体的な取組・環境整備の内容は以下の通りである。

取組 ・自主防災組織と消防団との連携による住民の安全確保に関する計画策定・訓練実施

環境整備 ・地域アンケート (ニーズ・実態把握) 調査の実施
・救援・救助用資機材の整備

補助対象事業名	財政措置
(一般枠 3) 多様性に配慮した避難所運営促進事業	補助率 1 / 2 以内 限度額 300 万円 (1 事業計画・1 年度あたり)

補助事業 (一般枠 3) の具体的な取組・環境整備の内容は以下の通りである。

取組 ・避難所運営体制づくりに関する計画策定・訓練実施

環境整備 ・避難所安全対策
・避難所要配慮者対策
・拠点となる避難所の強化対策 (地域の支援拠点化)

補助対象事業名	財政措置
(一般枠 4) 受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための迅速な復興事前対策促進事業	補助率 1 / 2 以内 限度額 300 万円 (1 事業計画・1 年度あたり)

補助事業 (一般枠 4) の具体的な取組・環境整備の内容は以下の通りである。

取組 ・市町受援計画の作成・訓練実施
・復旧・復興ロードマップ、市町復興計画の作成と住民への周知

環境整備 ・物資拠点の搬送機材の整備

[県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金]

国が定める「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定が平成26年3月に行われ、県内では16市町（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、川越町、明和町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町）が指定都市とされた。しかし、海拔ゼロメートル地帯を抱える県北部のうち桑名市・木曾岬町は当該指定から除外となった。そのため、指定除外となった桑名市・木曾岬町を対象として、指定都市と同等の補助が受けられるよう、避難施設・避難経路等の整備に対しての補助を行い財政的に支援することを目的としている。

補助対象事業は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第13条の規定に基づき国の負担又は補助の特例等の措置の対象となる津波避難施設及び津波避難路の整備に相当する事業で、国庫補助事業等として認められた事業としており、当該事業に対し桑名市・木曾岬町が発行した地方債の元利償還に要する費用の一部などを補助している。

また、桑名市・木曾岬町の災害用資機材整備計画等に基づき整備する資機材で、桑名市・木曾岬町が定める避難場所において二次避難のために活用されるゴムボート（航行時に必要なライフジャケットを含む）の整備について桑名市・木曾岬町が支出する物品購入費を補助している。

補助対象事業名	財政措置
津波避難施設整備	補助率 1 / 6 以内 (用地費については 1 / 3 以内) 限度額 1,500 万円 (1 施設あたり) 及び該当利息額
津波避難路整備	補助率 1 / 6 以内 (用地費については 1 / 3 以内) 限度額 1,500 万円 (1 施設あたり) 及び該当利息額
ゴムボート整備	補助率 1 / 2 以内 限度額 500 万円 (1 市町あたり)

<各補助金の決算の状況>

令和2年度の補助金交付の決算の状況は以下の通りである。

地域減災力強化推進補助金

(単位:千円)

補助対象事業名	交付実績数	補助金交付決算額
(特別枠)風水害対策緊急促進事業	16 事業計画	34,755
(一般枠1)住民の耐震対策と避難行動促進事業	5 事業計画	1,086
(一般枠2)自主防災組織と消防団との連携促進事業	2 事業計画	1,245
(一般枠3)多様性に配慮した避難所運営促進事業	25 事業計画	32,707
(一般枠4)受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための迅速な復興事前対策促進事業	2 事業計画	1,626
合計	50 事業計画	71,419

県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金

(単位:千円)

補助対象事業名	補助金交付市町	令和2年度決算額
津波避難施設整備	木曾岬町	2,022
津波避難路整備	—	—
ゴムボート整備	桑名市	712
合計		2,735

(2) 監査手続

- ① 補助対象の適切性・必要性を検証するため、関連書類一式(三重県補助金等交付規則、防災対策部関係補助金等交付要綱、防災対策部関係補助金等交付要領、令和2年度地域減災力強化推進補助金の運用手引、令和2年度県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金の運用手引、地域減災力強化推進補助金審査委員会設置要領、地域減災力強化推進補助金審査要領)を閲覧・分析し、補助金内容や審査方法等についてヒアリングを行い、補助対象が要綱・要領で定める事業及び市町になっているかを確認した。
- ② 補助金交付の手続の合规性を検証するため、関連書類一式(補助金交付

申請書、補助事業計画書及び添付書類、（補助金金額に変更があれば）変更承認申請書、（補助金金額に変更があれば）変更補助事業計画書、実績報告書、補助事業実績書及び添付書類）を閲覧し、要綱・要領等に定められた手順によっているか、必要な提出書類が揃っているか等を確認した。

- ③ 補助金金額の算定及び交付時期の適切性を検証するため、関連書類一式（補助金交付申請書、補助事業計画書及び添付書類、（補助金金額に変更があれば）変更承認申請書、（補助金金額に変更があれば）変更補助事業計画書、実績報告書、補助事業実績書及び添付書類）を閲覧し、要綱の別表に定められた算定方法によって計算されているか、交付時期は妥当かを検討した。
- ④ 補助事業の経済性・効率性を検証するため、関連書類一式（実績報告書、補助事業実績書及び添付書類）の内容を検討し、補助金の使用状況を確認した。

②～④の監査手続は、令和2年度に交付を実施した補助金事業のうち以下の6件を抽出し実施した。

地域減災力強化推進補助金 抽出5件

No	市町名	補助対象事業名	補助金金額(円)
1	伊勢市	(特別枠) 風水害対策緊急促進事業	4,748,000
2	伊勢市	(特別枠) 風水害対策緊急促進事業	621,000
3	桑名市	(一般枠2) 自主防災組織と消防団との連携促進事業	1,114,000
4	鳥羽市	(一般枠3) 多様性に配慮した避難所運営促進事業	2,361,000
5	熊野市	(一般枠4) 受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための迅速な復興事前対策促進事業	1,089,000

県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金 抽出1件

No	市町名	補助対象事業名	補助金金額(円)
1	木曾岬町	津波避難施設整備	2,022,145

- ⑤ 補助金の実地完了検査の有効性・効率性を検証するため、検査内容や方

法等についてヒアリングを行い、関連書類一式（完了検査結果の概要についての書類、完了検査調査表及び添付写真）を閲覧して、実地完了検査について検討した。

⑤の監査手続は、令和2年度に実施した以下の完了検査全件（2件）を抽出し実施した。

No	市町名	補助対象事業名	補助金金額(円)
1	亀山市	(特別枠) 風水害対策緊急促進事業	5,000,000
2	南伊勢町	(一般枠3) 多様性に配慮した避難所運営促進事業	3,000,000

(3) 意見表明

i 実績報告時提出書類の提出漏れについて【指摘】

補助金交付の手続が要綱・要領等に定められた手順によっているかを検証するために、地域減災力強化推進補助金から5件、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金から1件を抽出し、関連書類一式を閲覧し必要な提出書類が揃っているかを確認したところ、伊勢市の風水害対策緊急促進事業である洪水・土砂災害ハザードマップの改訂事業への補助金交付について、実績報告時の提出書類である検収写真が伊勢市から提出されていなかった。

「令和2年度地域減災力強化推進補助金の運用手引」別表5の2によれば、当該抽出案件についての実績報告時の提出書類は、「実績報告書（三重県補助金等交付規則第3号様式）・補助事業実績書（第3号様式の2）・契約書の写し・検収簿の写し及び検収写真・事業成果品またはその写し」とされている。

しかし書類を確認したところ、検収写真の提出がされていなかった。県の担当者によれば、検収写真は工事の完成写真を前提としており、当該抽出案件のようなハザードマップの印刷事業については、検収簿の提出があれば検収結果は担保されるため、検収写真の提出がなくても問題はないとしているとのことであった。

当該抽出案件の検収簿は、伊勢市の内部で作成している検収調書であり、納入業者の確認印があるものでなく、また、納入業者からの納品書を県が確認している事実もないため、補助金の実績状況を確認するために「検収簿の写し及び検収写真」の提出を求めているという趣旨に鑑みれば、市町の内部資料であ

る検収調書だけでは不十分であり検収写真の提出を求める必要があったと考えられる。

ii 補助金にかかる審査について【指摘】

地域減災力強化推進補助金にかかる補助事業の決定を公平かつ適正に実施するために、県は「地域減災力強化推進補助金審査委員会設置要領」に基づいて地域減災力強化推進補助金審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置している。

「地域減災力強化推進補助金審査要領」第2条及び第3条によれば、市町から提出された事業計画書等について内容を審査し補助事業及び補助額を決定するにあたり、審査委員会の開催前に事前に事務局で事業計画が補助金の要件を充足しているかを審査し、その結果を審査委員会に報告することとされている。そして、審査委員会は事務局による事前審査結果を基に審査することとなっている。

そのため、実質的には事務局の担当者が、「地域減災力強化推進補助金の運用手引」を参考にして事業計画内容や提出書類の不備等について審査しているが、事務局の審査過程についての記録は残されておらず、審査委員会への報告は、審査後の市町ごとの事業計画概要・補助額等が記載された一覧表と各市町提出の事業計画書となっている。そのため、事務局の審査過程について事後的に検証しようとしてもできない状態にあり、また、審査委員会から事務局へ質問があった場合等に適切な対応が難しい状態にあると考えられる。

さらに、審査委員会での委員の発言等の記録も残しておらず、審査の過程が事後的に分からない状態になっている。

適切な補助対象事業に適切な金額の補助金を支給するためには、補助金交付についての審査段階の重要性は大きいと言える。

以上より、審査過程の記録がなく審査内容が分からない状態は好ましくないため、審査内容や提出書類についてのチェックリスト等を作成することも含め、審査過程を書面にて残しておくべきである。

iii 地域減災力強化推進補助金の完了検査先の抽出方法について【指摘】

地域減災力強化推進補助金の検査について、防災対策部では、実績報告書等の書面での確認以外に実地の完了検査を実施している。防災対策部の担当者が、実際に市町の現場へ出向いて視察し、完了検査調査表を用いて検査を行っており、令和2年度は2件を抽出し完了検査を実施している。県の担当者によると、

完了検査先の抽出について、前年度に抽出した市町は除外し、補助金利用額の上位3市町程度を抽出するという方針をとっているとのことであった。

そのため当該抽出方法によると、補助対象事業の規模が大きい市町が頻繁に抽出され、規模の小さい市町が抽出される可能性は極めて低い状況になっていると言える。

市町に交付した補助金が適切に支出されているかを確認する意味では、金額的な面だけではなく質的な面も考慮する必要があると考えられ、また、市町へ牽制の意味も考えると、すべての市町に抽出機会が与えられるべきである。

完了検査の有効性を確保するためには、補助金利用額の上位3市町程度に加え、全市町を母集団として無作為に1件抽出するなどの方法を検討する必要がある。

iv 県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金の完了検査について【意見】

県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金のうちゴムボート整備事業の検査については、令和2年度は実績報告書等の書面での確認のみとなっており、実地の完了検査は実施されていなかった。県の担当者に確認したところ、令和2年度は完了検査の時期に新型コロナウイルス感染症が拡大していたため完了検査を実施できなかったとのことであった。しかし、他の補助金の完了検査については令和2年度に実施している実績もあることを踏まえると、当該ゴムボート整備事業についても、時期をずらしたり完了検査の方法を工夫したりして実施することが望ましかったと考えられる。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大の可能性はあるが、他の補助金と同様に、完了検査を実施することが望まれる。

v 地域減災力強化推進補助金の完了検査調査表について【意見】

実地の完了検査で使用する完了検査調査表は、他の補助金の検査表を参考に地域減災力強化推進補助金用に防災対策部が修正して利用している。

しかし、調査項目を閲覧すると、「現金・預金等の受入れ・管理は適切か。」という、研修講座等で市民から市町が参加料を徴収するような場合を想定した内容の項目が残っており、地域減災力強化推進補助金に該当する可能性がない項目が記載されたままであると言える。効率的な完了検査を行うためには、不要な項目は削除することが望ましいため、完了検査調査表について今後適宜見直しを行い、より地域減災力強化推進補助金の検査に合致するような調査項目に修正していくことが望まれる。

4 災害対応力強化事業

(1) 事業内容

県が策定した「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」では、「施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり」に対する取組の基本事業のひとつに「災害対策活動体制の充実・強化」が挙げられている。以下の災害対応力強化事業はその構成事業のひとつにあたる。

災害対応力強化事業は、局地的豪雨や台風、地震等の大規模災害に対して、県の体制整備を行い、事業取組を通じて、県民の生命、身体及び財産を災害から守るための対応力を向上させることを目的とした事業である。

「三重県備蓄・調達基本方針」に基づく備蓄物資の充足や、「三重県市町受援計画策定手引書」及び「市町タイムライン基本モデル」を活用した市町の計画策定の促進と対応力の向上を図るための取組を実施している。

令和2年度の取組として、次の5項目が実施された。

① 災害対策活動体制の充実

三重県は三重県市町等防災対策会議を年2～3回開催しており、令和2年度は当会議において、6月に出水期前の災害対応に関する必要事項を確認し、12月に出水期後の対応結果の共有を実施した。

② 南海トラフ地震臨時情報に対する対応

県は県内全市町を対象とした「防災施策に関する研究会」を年1回開催している。令和2年度は当会議において、各市町での南海トラフ地震臨時情報に対する地域防災計画の修正や課題に関する情報共有を実施した。

③ 災害時の応援に係る協定締結と備蓄物資の確保

災害時の物資の備蓄・調達体制として、県では流通備蓄と現物備蓄を整備している。「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、まず流通備蓄（民間事業者等とあらかじめ協定を結び、災害時に必要な物資を必要量調達すること）を基本としている。

なお、令和2年度において防災対策部で新たに締結した流通備蓄の協定及び災害時の応援に係る協定は次の5件である。

協定名	締結日	相手方
災害時における乳児用液体ミルク等の調達に関する協定	R2. 7. 8	日本チェーンドラッグストア協会
大規模災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	R2. 7. 21	一般社団法人三重県警備業協会
災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携等に関する協定	R2. 8. 19	西日本電信電話株式会社
災害時における段ボール製品の調達等に関する協定	R2. 8. 27	中日本段ボール工業組合
災害時の支援等に関する協定	R3. 1. 12	東海財務局・津財務事務所

現物備蓄としては、「三重県備蓄・調達基本方針」にある重要品目10品目のセーフティネットとしての一定量と、流通量が少なく災害時に調達が難しいと想定される携帯・簡易トイレ、それらに加え、新型コロナウイルス感染症対策のための不織布マスクや手指消毒液、簡易ベッド、間仕切り等を県内6か所の三重県広域防災拠点の備蓄倉庫に保管している。

なお、重要品目10品目とは、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の中で国がプッシュ型支援を行う際の基本8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品）と、県独自で加えた哺乳瓶と飲料水の計10品目である。

また、セーフティネットとは、大規模災害発生時の不測の事態（孤立地域の発生や物流機能の停止等）により緊急物資を供給又は確保できなくなった場合に備え、被災者の生活への影響を最小限に抑えるための役割を言う。

なお、県では、平成8年度に策定した「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、北勢・中勢・伊賀・伊勢志摩・東紀州（紀北）・東紀州（紀南）の6拠点を三重県広域防災拠点として整備しており、拠点ごとにカバーエリアを設定し、それぞれに①孤立地域発生可能性による配分（孤立可能性集落調査結果を基に、各市町の孤立集落人口に応じて配分）、②物流機能の停止に備える配分（発災後の避難者数に応じて配分）を組み合わせ、現物備蓄の物資を按分し備蓄している。

県では、平成24年度に国より発表された南海トラフ巨大地震の被害想定等を参考に、平成25年度三重県地震被害想定結果による避難所避難者数

267,000人を基本として県全体の備蓄必要量を算出し、流通備蓄と現物備蓄により平時から災害時に必要な物資を確保している。

令和2年度においては、乳児用液体ミルクや携帯・簡易トイレの購入や、新型コロナウイルス感染症対策としての不織布マスクや手指消毒剤、簡易ベッド、間仕切りの購入等を実施した。

④ 市町の受援体制の整備

県では、災害時の緊急輸送ルートや活動拠点、受援活動等を整理した「三重県広域受援計画（令和3年3月修正）」を策定している。

この計画の定める分野のうち、市町の受援活動の役割が重要となる「自治体応援職員の受入れ」、「支援物資の受入れ」、「ボランティアの受入れ」の3つの分野を中心として、市町における受援体制の整備を支援するために「三重県市町受援計画策定手引書（平成31年3月策定）」を作成している。

令和2年度においてこの「三重県市町受援計画策定手引書」の活用や物資の受入れ等に関する研修を開催して市町の受援計画策定を支援した。令和2年度末時点で29市町のうち17市町において受援計画の作成が完了している。

⑤ 市町タイムラインの策定支援

県では、発災前から予測できる風水害に対し、災害対応の事前対策から発災後の対応まで「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した手順書（マニュアル）である「三重県版タイムライン」を策定している。そして「三重県版タイムライン」を踏まえて「市町タイムライン基本モデル」を策定しており、当基本モデルを活用して、令和2年度において各市町のタイムライン策定を支援した。令和2年度末時点で29市町すべてにおいてタイムラインの策定が完了している。

<予算及び決算の状況>

（単位：千円）

令和2年度当初予算額	令和2年度最終予算額	令和2年度決算額
39,646	97,119	96,643

令和2年度決算額は当初予算額から56,997千円増加しているが、そのうち48,639千円については、新型コロナウイルス感染症対策のための不織布マ

ク、手指消毒剤、簡易ベッド、間仕切り（段ボール・簡易テント）、簡易エアマット、簡易トイレ、簡易トイレ用テント、派遣職員用装備品の購入のために支出されたものである。

決算額の主な内訳としては、備蓄物資や資機材等の購入等 67,003 千円、宿日直業務委託料（夜間・休日における防災情報提供システムから情報の確認、受信した情報文の市町等防災関係機関への送信、気象警報が発表された場合の各部局職員の呼び出し等）15,798 千円、宿日直員人件費（夜間防災連絡員を任用し、夜間・休日における防災情報提供システムからの情報の確認、地域機関等からの緊急連絡の受付、発生事案に応じた関係職員・関係所属への連絡、気象警報が発表された場合の配備要員の呼び出し等）8,688 千円、防災拠点維持管理費 1,801 千円、旅費等を含む本庁事務経費 1,711 千円となっている。

（２）監査手続

① 契約事務の合規性、契約の公平性・効率性・有効性を検証するため、関連書類一式（仕様書、競争入札参加資格確認結果通知書、予定価格調書、落札者決定通知書、契約書、納品書、請求書、履行確認書、支出命令書）を閲覧して、次の項目について確認した。

- ・契約の方式決定及び相手先の選定について契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り）の選定が適法かつ妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手先の選定について競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているか。
- ・契約の締結について、契約書が確実にかつ適時に作成されているか。
- ・契約変更があった場合、契約変更の内容・手続が妥当であるか。
- ・契約の履行について物品の納品・引渡し時期は妥当か、また、その他契約の履行期限が守られているか。
- ・物品等の購入は契約書や仕様書通りに履行されているか。
- ・契約の履行について契約代金の支払は適切か。

・検収について、検収立会が的確になされているか。

② 物品の管理事務の合規性等を検証するため、管理状況についてヒアリングを行い、関連書類一式（備蓄台帳、固定資産台帳入力データ）を閲覧して、備蓄物資等の物品の台帳への計上について確認した。

①・②の監査手続は、令和2年度に災害対応力強化事業において実施した備蓄物資等の購入のうち以下の3件を抽出し実施した。

No	取引内容	金額(円)
1	エアテントの購入	3,157,000
2	災害用備蓄物資（携帯・簡易トイレ、トイレ用テント）の購入	19,796,700
3	災害用備蓄物資（手指消毒剤）の購入	4,180,000

③ 物品の保管管理事務の合規性等を検証するため、三重県広域防災拠点のうち北勢拠点の備蓄倉庫を視察し、物品の保管管理状況を確認した。

<北勢拠点の備蓄倉庫の様子>



- ④ 防災関係の協定の合規性・有効性を検証するため、協定締結状況一覧表及び協定書を閲覧し、内容や管理方法についてヒアリングを行い、協定内容等について確認した。

④の監査手続は、所管部局が防災対策部である協定のうち 11 件の協定（前述の令和 2 年度締結分 5 件及び以下の過去締結分 6 件）を抽出し実施した。

No	協定名	締結日	相手方
1	災害時における放送要請に関する協定	S52. 8. 1	日本放送協会津放送局
2	災害時の放送に関する協定	S53. 4. 1	中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋放送株式会社、中京テレビ放送株式会社
3	災害時の放送に関する協定	S53. 4. 1	三重テレビ放送株式会社
4	災害時の放送に関する協定	S58. 8. 1	テレビ愛知株式会社
5	災害時の放送に関する協定	S60. 6. 1	三重エフエム放送株式会社
6	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	H15. 3. 7	赤帽三重県軽自動車運送協同組合

(3) 意見表明

i 中勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の保管量について【指摘】

「三重県広域防災拠点施設等基本構想（改訂版）」によると、三重県広域防災拠点のうち中勢拠点の強みとして、平常時における備蓄スペースに余裕があることから他拠点への備蓄資材等を保管することが可能である点が挙げられている。実際、令和 2 年 8 月現在の広域防災拠点資機材等備蓄状況一覧表を閲覧すると、中勢拠点には、発電機や担架、毛布、防水シート、災害用仮設トイレ、簡易トイレ、ポリタンク等が他拠点に比べ多数保管されている。県の担当者によると、資機材について食料等の物資のように避難者数から明確に必要数が算定できるものばかりではないため、北勢拠点・伊賀拠点・伊勢志摩拠点へも柔

軟に対応できるよう中勢拠点に多く保管しているとのことでもあった。

一方、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策のために購入した簡易ベッドや間仕切り、簡易エアマット、簡易トイレ用テント等は中勢拠点には全く保管されておらず、災害時には北勢拠点等からトラック等による陸路での運搬やヘリコプター等による空路での運搬を想定しているとの説明を県の担当者から受けた。

しかし、大規模災害が起きた際に陸路や空路で迅速に運搬可能かどうか懸念されるため、本来は各拠点に最低限保管すべきであるが、現在は前述の中勢拠点の強みを生かした効率的・有効的な保管管理がされていない状態にあると言える。

また、県の担当者によると、全県的に一体運用が可能となるように備蓄物資の配置は行われているとのことであった。しかし、中勢拠点に十分なスペースがある以上、規模の適正化を図る観点からも、県民が安心できるよう中勢拠点にも最低限保管しておくように現在の資機材等の保管量の見直しが必要である。

ii エアテント購入にかかる納品書・請求書の日付の記載漏れについて【指摘】

令和2年度に災害対応力強化事業において実施したエアテントの購入について関連書類一式を閲覧した結果、エアテントが納入された際に納入業者から受け取った納品書・請求書に日付の記載がなかった。

しかし、取引の実在性・期間帰属の適切性を確保するためには、日付を記載した納品書・請求書を先方に要求するべきである。

iii エアテントの付属品の数量について【意見】

エアテントの購入について関連書類一式を閲覧した結果、「エアテントの購入にかかる仕様書」にはエアテント本体の付属品の内容及び数量に関して次の通り記載されていた。

- ・ 本体固定用ペグ（ペグのみでテント本体の固定が可能な本数）
- ・ 本体固定用ウォーターウエイト
（ウォーターウエイトのみでテント本体の固定が可能な個数）
- ・ 全面幕固定用ペグ（ペグのみで全面幕の固定が可能な本数）
- ・ 全面幕固定用ウォーターウエイト
（ウォーターウエイトのみで全面幕の固定が可能な本数）

このように仕様書では、エアテントの固定が可能な数量が具体的に定められていなかった。また、納入時に付属品の数量について確認した記録もなかった。今回は実際にエアテントの設置が可能であったため納入された付属品の数量に問題はなかったと思われるが、今後は付属品についても具体的に数量を確認しておくことが望まれる。

iv 北勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の使用期限について【意見】

三重県広域防災拠点のうち視察した北勢拠点の備蓄倉庫には、フォークリフト等の拠点運営用資機材や前述の現物備蓄の物資が保管されている。

視察と県の担当者へのヒアリングの結果、それらのうち賞味期限がある飲料水や食料、液体ミルクについては、備蓄台帳や外箱に賞味期限が記載されており適切に保管管理されていた。

一方、災害用簡易トイレ袋セット（薬剤付）について、外箱には「納入年月平成 19 年 2 月」と記載され、消費期限の欄は空欄になっていた。県の担当者によると、メーカーが使用期限を設定していない品目であるとのことであったため、消費期限の欄が空欄であることに問題はなかった。また、1 箱に 100 回分が密封されており点検のために開封すると 1 箱すべての薬剤（凝固剤）の劣化を早めてしまうことになるため、点検は外観の目視でのみ実施しているとのことであった。しかし、納入が 14 年も前であり一度も開封しての点検の機会がなかったことを考えると、今後災害時に凝固剤が使用可能かどうか懸念される。そのため、開封後の使い道を考えたうえで、何年かに一度実際使用して確認する等の点検のルールを策定することが望まれる。

紙おむつについてもメーカーが使用期限を設定していない品目であるが、北勢拠点での視察の際には外箱の使用期限の欄に 2030 年 11 月 1 日と県が記載し管理されているものがあつた。紙おむつについて多くのメーカーでは、品質が保たれる期間としては製造日から 3 年としているため、3 年が経過しすぐ使用できなくなるわけではないがいざ災害時に使用できないという状態を招かないためにも、変色や汚れ等の衛生上の問題を考えると、3 年という期間を参考にした点検や、購入の更新のルールを策定することが望まれる。

また、不織布マスクにおいても購入年月については外箱に記載し管理されているが、メーカーが使用期限を設定していないため県での購入の更新のルールは策定されていない。しかし、変色や汚れ等の衛生上の問題を考えると、今後、購入の更新のルールを策定することが望まれる。

v 乳児・幼児用の備蓄物資の品目について【意見】

「三重県備蓄・調達基本方針」に記載されている重要品目は、前述の通り、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく品目と県独自の品目として10品目が設定されている。

そのうち乳児・幼児の最低限必要な物資として、粉ミルク又は液体ミルク、哺乳瓶、おむつが挙げられている。しかし、他にも乳児・幼児の生活に欠かせない物資として離乳食やおしりふきも考えられるが、それらは重要品目として設定されていない。また、現在備蓄されているおむつは0～2歳児対象のS・Mサイズであり、2歳児以上を対象と想定したL・XLサイズは備蓄されていない。

そのため、子育て世代の県民がより安心できるよう、県民からの意見や要望を募集したうえで乳児・幼児用の備蓄物資の品目について県独自として検討することや、現在備蓄されていないサイズのおむつを備蓄しておくことが望まれる。

vi 災害時の応援に係る協定の管理について【意見】

災害時の応援に係る協定のうち、締結日が昭和となっている協定（昭和52年～昭和60年）5件について、協定書で協定内容を確認した結果、連絡責任者として記載されているが現在存在しない名称の部署や役職名があった。

発災時は現場も混乱することが予想され、相手方と迅速に連絡を取り合い情報共有することが必要となってくる。そのため、毎年連絡先を交換し連絡体制の確認を行っているとのことではあるが、昭和の時代の部署や役職名が残っているのはあまりにも古く望ましい状態ではないため、発災時の協定の実効性を確保するためにも協定内容を更新しておくことが望まれる。

vii 東海財務局・津財務事務所との災害時支援に関する協定について【意見】

県と財務省東海財務局及び財務省東海財務局津財務事務所の間で、令和2年度に災害時の支援等に関して協定を締結している。内容は、発災時に、両者の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、管理する国有財産の無償貸付又は使用とそのために必要な措置を実施することや、災害対応業務に係る職員派遣を実施することとされている。

しかし、協定書内では、国有財産をどのように使用するかについては具体的には決められていない。県の担当者によると相手方から毎年度、国有財産のリ

ストを入手しており、また部内で使用用途について検討しているとのことであったが、発災時にどの国有財産をどの用途で使用するかについては具体的には決まっていないとのことであった。そのため、今後、協定が有効的に活用されるよう、災害時を想定し発災時に迅速に対応できるようにしておくことが望まれる。

II ハード対策 海岸（県土整備部・農林水産部）

1 「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」について

「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」には「施策 113 災害に強い県土づくり」の施策がある。災害に対する現状と課題として、南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海抜ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策が進められている。

「施策 113 災害に強い県土づくり」に対する取組の基本事業のひとつに「高潮・地震・津波対策の推進」があり、高潮、地震、津波による災害から、県民の生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組んでいる。

2 三重県の海岸

ハード対策の海岸について、監査対象として全県から抽出した工事は、県土整備部が担当部局である海岸事業 29 件、農林水産部が担当部局である海岸保全施設整備事業 1 件及び県営漁港海岸保全事業 4 件の計 34 件である。

三重県の海岸の工事は、その所在する海岸ごとにそれぞれ特徴がある。それは各々の海岸を所掌する地域に所在する建設事務所や農林水産事務所の工事的に如実に表れている。

例えば、伊勢湾に面する地域、特に伊勢湾北部地域では台風などの高潮に、伊勢・志摩地方では高潮・津波対策と侵食対策に、東紀州地域は太平洋の熊野灘に面する地域で津波対策や直近に襲来した台風被害に対する高潮対策に、それぞれ工事の主眼が置かれている。

各地の建設事務所や農林水産事務所ごとの地域特性や監査を行う上で特に意識した事項は、後述する施行番号を構成する工事を実施した各事務所の下段へ表記した。

そのような地域特性や平成 16 年度に県土整備部が管理する海岸を対象とした「三重県海岸保全施設耐震点検」の調査結果への対応工事の進捗度や令和 2 年度に公表された「高潮浸水想定区域図」などを考慮して、工事を抽出した。抽出した工事は以下の 3（2）の通りである。

3 監査手続の概要及び意見表明

(1) 施行番号ごとに実施した監査手続

- ① 契約の方式決定及び相手方の選定について、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の選定が適法かつ妥当であるかを、予定価格調書、指名理由調書等、入札関係書類を閲覧して確認した。
- ② 契約の方式決定及び相手方の選定について、競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているかを、審査関係書類を閲覧して確認した。
- ③ 契約の締結について、契約書が確実に適時に作成され、契約変更があった場合、契約変更は妥当かを建設工事請負契約書、建設工事請負変更契約書、担当部署作成のチェックリスト等を閲覧して確認した。
- ④ 契約の履行について、工事は設計図及び仕様書どおりに施工され、工事完成の時期、契約の履行期限が守られているかを、施工計画書、工程表、完成報告書等を閲覧して確認した。
- ⑤ 契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切かを、建設工事請負契約書、工事台帳、復命書、代金支払請求書等を閲覧して確認した。
- ⑥ 監督・検査について検査が的確になされているか、また建設された海岸施設等の資産管理や設計・測量等の委託事業が適切に行われているかについて、検査書類、工事台帳等を閲覧して確認するとともに現場視察を実施した。（現場視察は調査、設計等の業務委託事業を除く。）

(2) 監査対象に抽出した工事・事業の一覧（海岸）

当年度に包括外部監査の対象とした海岸事業、海岸保全施設整備事業及び県営漁港海岸保全事業に係る工事・事業は、県内の建設事務所と農林水産事務所ごとに以下の通りである。

施策 113 災害に強い県土づくり		
1 海岸事業		
事務所	施行番号	工事名称
桑名建設事務所	43101584	城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その1）
	43101656	城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その2）
	50201868	城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その1）
	50201871	城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その2）
	50204202	城南第一地区海岸 海岸高潮対策（地質調査）業務委託
	50204228	城南第一地区海岸 海岸高潮対策（地形測量）業務委託
四日市建設事務所	50207166	高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか・現場技術支援業務委託
	43104081	高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか
	50203100	川越地区海岸ほか 海岸高潮対策工事ほか
	50207184	川越地区海岸ほか 海岸高潮対策工事ほか・現場技術支援業務委託
津建設事務所	43108440	川越地区海岸ほか 海岸堤防等老朽化対策緊急工事ほか
	50202226	上野地区海岸 高潮対策工事（その1）
伊勢建設事務所	43107978	上野地区海岸 高潮対策工事（その3）
	43106162	宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事（その2）
	43106161	宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事（その1）
	43105848	宇治山田港（海岸）（今一色工区）海岸侵食対策（堤防工）工事
	50205665	宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事
50201428	宇治山田港（海岸）海岸局部改良（深淺測量）業務委託	
志摩建設事務所	50205514	布施田地区海岸 海岸局部改良（護岸仮復旧）工事
	43106128	的矢港海岸（的矢地区）海岸高潮対策工事
	43103868	国府地区海岸 他1海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
	50204318	片田地区海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
熊野建設事務所	43103547	南張地区海岸 海岸高潮対策工事
	43106436	鵜殿港海岸 令和元年海岸災害復旧工事（国災第1号）
	502001141-1	井田地区海岸 海岸高潮対策事業
	50202342	井田地区海岸 海岸緊急保全（養浜工）工事（その1）
43105763	井田地区海岸 井田海岸緊急保全（養浜工）工事（その2）	

	43105071 50202393	阿田和地区海岸 海岸高潮対策（堤防）工事 有馬地区海岸 海岸堤防老朽化対策緊急工事（その1）
2 海岸保全施設整備事業		
事務所	施行番号	工 事 名 称
伊勢農林水産 事務所	50201496	大湊地区（鳥羽 173）海岸保全施設整備事業（老朽化対策） 堤防その 12 工事
3 県営漁港海岸保全事業		
事務所	施行番号	工 事 名 称
津農林水産 事務所	43108470	白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 堤防改良その 3 工事
	50203988	白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 用地測量業務その 3 委託
	50204776	白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 測量業務その 2 委託
伊勢農林水産 事務所	50200629	三重県本土地区（錦漁港海岸他） 海岸保全施設整備事業 老朽化対策計画書策定その 2 業務委託

① 海岸事業

【桑名建設事務所】

監査対象とした工事と地域海岸の特色並びに周辺地域の状況：

高潮浸水想定区域が県内で最も大きい地区で主要工事は高潮対策工事と耐震対策工事となっている。

城南第一地区海岸は、背後にゼロメートル地帯が広がり、住宅地や第一次緊急輸送道路である伊勢湾岸自動車道、国道 23 号が存在している。当海岸での耐震調査の結果、地震により地盤が液状化し、堤防が被災するおそれのあることが判明した。また、高潮対策に必要な堤防高を満たしていないことも判明した。そのため、既設堤防の耐震対策及び堤防の嵩上げを実施し、背後地の安全確保を図る必要がある。

令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全 の対象地 区	海岸保全 区域延長 (m)	施設延長	H16年度海岸保全 施設耐震点検 (県土整備部)	
						個別海岸 全域	耐震堤体危険 度判定(右欄) A(低)+B(中) +C(高)	堤体危険度 判定 A(低) B(中) C(高)	液状化 危険度 A(低) C(高)
桑名	43101584	海岸高潮 対策工事 (その1)	桑名海岸	桑名市	城南第一 地区	2,449	2,443	A (2,443)	A
	43101656	海岸高潮 対策工事 (その2)			城南第一 地区				
	50201868	海岸高潮 対策工事 (その1)			城南第一 地区				
	50201871	海岸高潮 対策工事 (その2)			城南第一 地区				

(注) 堤体危険度判定欄のABCの()内数字は該当判定の施設延長を示す。

施行番号	主な工事 内容	工事の 対象目的	海岸保全 区域延長 (m)	R2年度迄工 事完了延長 (m)	R2年度工事 実施延長(m)	未着工工区 の今後予定 年数(年)	現況堤防 高(TPm)	設計津波水 位(TPm)	堤体経過 年数(年)
	堤体築造、 補修、維 持、養浜、 その他	津波 高潮 老朽化 緊 急復旧 そ の他	施工地域						
43101584	鋼矢板工	地震 (液状化) 津波 高潮	1280	45.0	108.0	8	7.85	3.1	不明
43101656	鋼矢板工	地震 (液状化) 津波 高潮		45.0	107.1				
50201868	鋼矢板工	地震 (液状化) 津波 高潮		45.0	101.7				
50201871	鋼矢板工	地震 (液状化) 津波 高潮		45.0	101.7				

(1) 施行番号 43101584 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事(その1)
国補助事業 補助率 1/2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策(海岸)費

工事名称 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その1）
工事場所 桑名市福岡町
工 期 2019. 7. 30～2020. 4. 24
完 成 日 2020. 4. 22
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 246,950,000 円 変更契約後 251,329,100 円



工期の区切り（工事の始点・終点）

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、県の関係書類のファイル（以下、「簿冊」という。）にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿IVを参照）【意見】
- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため桑名建設事務所では当該チェックリストは使用せず、「契約関係必要書類について」というリスト等により複

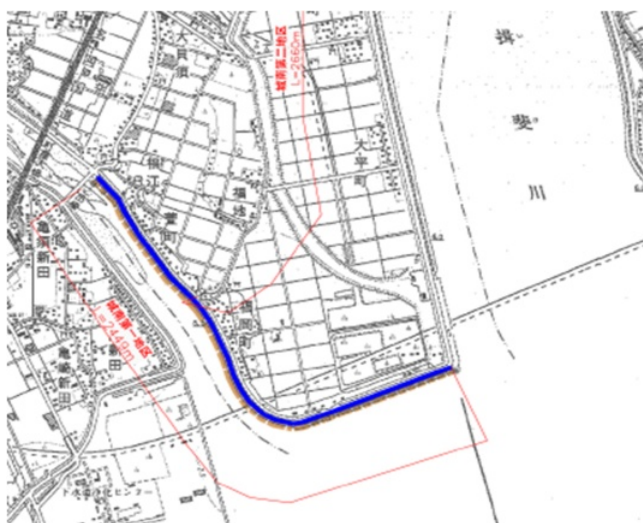
数人でチェックをされている。提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。【意見】

(2) 施行番号 43101656 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事 (その2)
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策 (海岸) 費
工事名称 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事 (その2)
工事場所 桑名市福岡町 地内
工 期 2019. 7. 31~2020. 4. 20
完 成 日 2020. 4. 20
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 226, 490, 000 円 変更契約後 230, 456, 600 円



城南第一地区海岸

施工延長 L = 107.1m 鋼矢板工 25H型 (L = 26.5m)

N = 119 枚

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていった。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が

含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

(3) 施行番号 50201868 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事 (その1)
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策 (海岸) 費
工事名称 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事 (その1)
工事場所 桑名市福岡町 地内
工期 2020. 8. 4~2021. 4. 30
完成日 2021. 4. 16
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 235, 180, 000 円 変更契約後 239, 311, 600 円



工事の延長 $L = 101.7\text{m}$
鋼矢板工 25H型 ($L = 28.0\text{m}$)

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていった。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が

含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため桑名建設事務所では当該チェックリストは使用せず、「契約関係必要書類について」というリスト等により複数人でチェックをされている。提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。【意見】

(4) 施行番号 50201871 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その2）
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その2）
工事場所 桑名市福岡町 地内
工 期 2020. 8. 4～2021. 7. 21
完 成 日 2021. 7. 6
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 224, 400, 000 円 変更契約後 227, 300, 700 円



② 意見表明

- i 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため桑名建設事務所では当該チェックリストは使用せず、「契約関係必要書類について」というリスト等により複数人でチェックをされている。提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。【意見】

- (5) 施行番号 50204202 城南第一地区海岸 海岸高潮対策（地質調査）業務委託
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名	海岸高潮対策（海岸）費
工事名称	城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（地質調査）業務委託
工事場所	桑名市福岡町 地内
工 期	2020. 10. 28～2021. 3. 26
完 成 日	2021. 3. 15
入札方式	指名競争入札
契約金額	当初 17, 600, 000 円 1 回変更契約後 15, 815, 800 円 2 回変更契約後 15, 549, 600 円

② 意見表明

- i 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める以下に該当するとき限りこれによることができるとなっている。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札によった場合には、指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が作成され関係書類のファイルに綴じられる。しかし、当該事業の関係書類のファイルには指名競争入札を採用した理由書が添付漏れにより綴じられていなかった。

必要書類が漏れなく綴じられていることをチェックすることが望まれる。【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため桑名建設事務所では当該チェックリストは使用せず、「契約関係必要書類について」というリスト等により複数人でチェックをされている。提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。【意見】

- (6) 施行番号 50204228 城南第一地区海岸 海岸高潮対策（地形測量）業務委託
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（地形測量）業務委託
工事場所 桑名市福岡町 地内
工 期 2020. 10. 26～2021. 3. 25
完 成 日 2021. 3. 22
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 4, 136, 000 円 変更契約後 4, 526, 500 円

② 意見表明

- i 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める以下に該当するとき限りこれによることができるとなっている。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第 167 条第 3 号「一般競争入札に付することが不利と認められとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。なぜこの条項に該当するのかという具体的な内容を記載することが望ましい。【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため桑名建設事務所では当該チェックリストは使用せず、「契約関係必要書類について」というリスト等により複数人でチェックをされている。提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。【意見】

【四日市建設事務所】

監査対象とした工事と地域海岸の特色並びに周辺地域の状況：

緊急老朽化対策事業（随意契約の例外適用）を行っている。

また、域内の川越地区と高松地区は平成 16 年度海岸保全施設耐震点検結果で堤体の機能低下と液状化の危険度が高いと判定されている海岸である。

川越地区海岸は、三重県北部の川越町に位置し、背後地には主要な幹線である国道 23 号、みえ川越 I C（伊勢湾岸自動車道）、川越排水機場等が存在する。堤防嵩上や耐震対策を行うことにより、背後地の安全の確保を図っている。

令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全の対象地区	海岸保全区域延長(m)	施設延長	H16年度海岸保全施設耐震点検(原土整備部)	
								耐震堤体危険度判定(右欄) A(低)+B(中)+C(高)	堤体危険度判定 A(低) B(中) C(高)
四日市	50203100	海岸高潮対策工事ほか	川越海岸	川越町	川越地区 川越南地先	1,970	1,235	C (1,235)	C
	43108440	海岸堤防等老朽化対策緊急工事ほか							
	43104081	海岸局部改良工事ほか	四日市海岸		高松地区	1,840	1,822	A(881) C(941)	A

(注) 堤体危険度判定欄のABCの()内数字は該当判定の施設延長を示す。

施行番号	主な工事内容	工事の対象目的	海岸保全区域延長(m)	R2年度迄工事完了延長(m)	R2年度工事実施延長(m)	未着工工区の今後予定年数(年)	現況堤防高(TPm)	設計津波水位(TPm)	堤体経過年数(年)
	堤体築造、補修、維持、養浜、その他	津波 高潮 老朽化 緊急復旧 その他	施工地域						
50203100	堤防嵩上工 裏法被覆工 堤防補修工	地震(液状化) 高潮	984	322.2	102.8	5	6.20	3.1	不明
43108440	裏法被覆工 陸閘閉鎖工	津波 高潮	1490	25.0	175.0	2	4.97	3.1	不明
43104081	擁壁工	高潮	260	91.0	16.0	2	4.83	3.1	62

(1) 施行番号 50207166 高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか・現場技術支援業務委託
 県単独事業 合併

① 事業内容

事業目名 県単海岸局部改良費

工事名称 高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか・現場技術支援業務委託(令和2年度四日市建設事務所管内現場技術業務委託の一部)

工事場所 三重郡川越町高松

工 期 2020. 4. 1～2021. 3. 26
完 成 日 2021. 3. 26
入札方式 随意契約
契約金額 178, 877 円 (令和 2 年度四日市建設事務所管内現場技術業務
委託全体の業務委託料 21, 560, 000 円)

② 意見表明

- i 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。(詳細は本稿Ⅳを参照)【意見】
- また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることも検討されるべきである。(詳細は本稿Ⅳを参照)【意見】
- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用されていなかったが、独自のチェックリストを使用していた。本案件については、「事前検査後のチェックリスト」を使用して契約時の不備防止に努めていた。ただ、建設業課が作成した「契約時提出書類チェックリスト」は網羅性に優れており書類の不備は起きないので、四日市建設事務所独自のチェックリストは補完的に使用し、今後は建設業課作成のチェックリストへ統一して使用することが望まれる。【意見】

(2) 施行番号 43104081 高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか
国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策 (海岸) 費
工事名称 高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか
工事場所 三重郡川越町大字高松地内

工 期 2019. 10. 23～2020. 6. 23

完 成 日 2020. 6. 22

入札方式 一般競争入札

契約金額 当初 96,976,000 円 変更契約後 109,814,100 円



② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつさ
れていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、
単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例え
ば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報
が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成
する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より
個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討するこ
とが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約
時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリスト
の使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用せず、別の
「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チ
ェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐
にわたってチェック項目を網羅していると思われる。
今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリスト
を参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

(3) 施行番号 50203100 川越地区海岸ほか 海岸高潮対策工事ほか
国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 川越地区海岸ほか 海岸高潮対策工事ほか
工事場所 三重郡川越町大字亀崎新田地内～四日市市大字羽津甲地内
工 期 2020. 9. 30～2021. 5. 31
完 成 日 2021. 5. 25
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 45,903,000 円 変更契約後 47,263,700 円



昭和 38 年 11 月に施工された四日市市霞ヶ浦地区海岸の
老朽化対策のため、防潮堤の
コンクリートの隙間をコーキング材で補修している

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】
- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約

時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用せず、別の「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

- (4) 施行番号 50207184 川越地区海岸ほか 海岸高潮対策工事ほか・現場技術支援業務委託
国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 川越地区海岸ほか海岸高潮対策工事ほか・現場技術支援業務委託（令和2年度四日市建設事務所管内現場技術業務委託の一部）
工事場所 三重郡川越町亀崎新田～四日市市大字羽津甲
工 期 2020. 4. 1～2021. 3. 26
完 成 日 2021. 3. 26
入札方式 随意契約
契約金額 267, 480 円（令和2年度四日市建設事務所管内現場技術業務委託全体の業務委託料 21, 560, 000 円）



対象地域

② 意見表明

i 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。(詳細は本稿Ⅳを参照)【意見】

また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることとも検討されるべきである。(詳細は本稿Ⅳを参照)【意見】

ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用せず、独自のチェックリストを使用していた。本案件については、「事前検査後のチェックリスト」を使用して契約時の不備防止に努めていた。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は、建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

(5) 施行番号 43108440 川越地区海岸ほか 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
ほか

国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策(海岸)費

工事名称 川越地区海岸ほか 海岸堤防等老朽化対策緊急工事ほか

工事場所 三重郡川越町大字亀崎新田ほか地内

工 期 2020.9.16~2021.3.19

完 成 日 2021.3.19

入札方式 一般競争入札

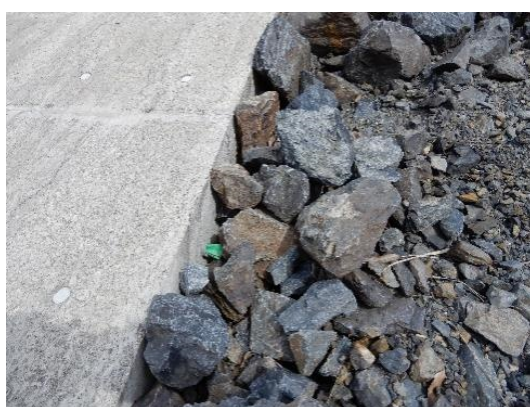
契約金額 当初 53,680,000円 変更契約後 51,288,600円



延長 $L = 175.0\text{m}$



裏法被覆工 $A = 1,181\text{ m}^2$



堤体の表面被覆を 0.5m 厚くした

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】
- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用されていなかったが、独自のチェックリストを使用していた。具体的には、「検算チェックリスト」「受注打合せチェックリスト」「工事施工に係る主な

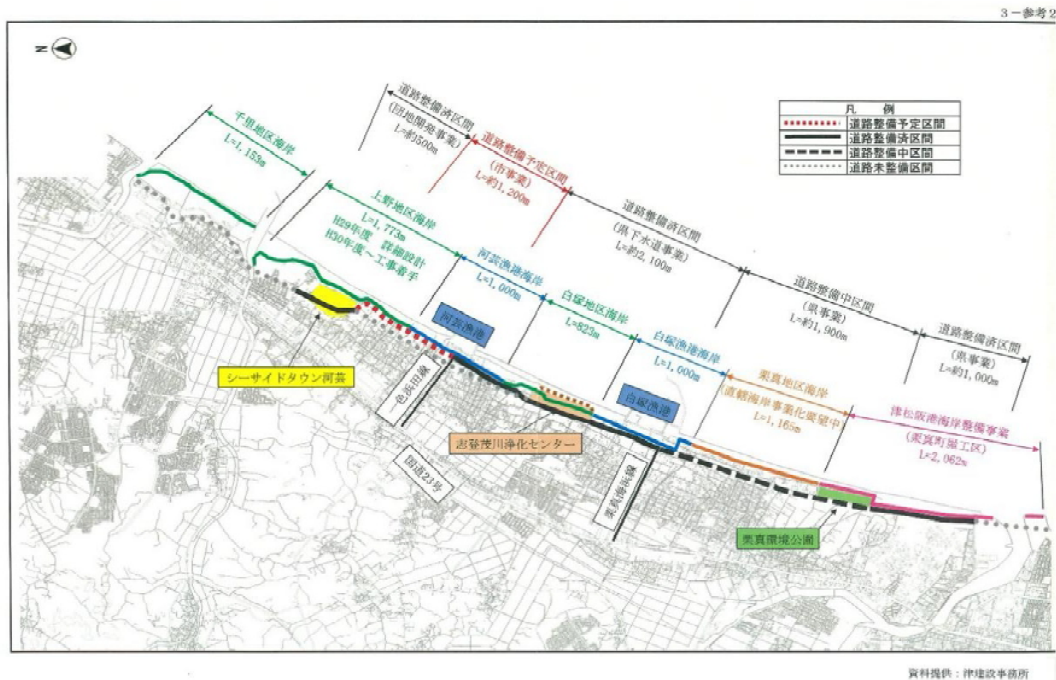
法令等（受注者が行う手続の規定）についてのチェックリスト」などを使用して契約時の不備防止に努めていた。

ただ、建設業課が作成した「契約時提出書類チェックリスト」は網羅性に優れており書類の不備は起きないので、四日市建設事務所独自のチェックリストは補完的に使用し、今後は建設業課作成のチェックリストへ統一して使用することが望まれる。【意見】

【津建設事務所】

監査対象とした工事と地域海岸の特色並びに周辺地域の状況：

千里地区海岸から津松阪港海岸（栗真工区・栗真町屋工区）は非常に長い海岸（総延長 8,976m）のため、それらの堤体工事は、国土交通省・県（県土整備部・農林水産部）が連携して実施している。



それらの海岸に含まれる上野・白塚地区海岸は、背後地に津市の密集した住宅地が広がり、近畿日本鉄道名古屋線や第一次緊急輸送道路である国道 23 号などが並走している。平成 16 年度海岸保全施設耐震点検結果では堤体の危険度が A 判定（危険度「低」）であったが、既設堤防高は計画規模の高潮・高波に必要な高さに対して不足している状況であり、既往最大クラス等の大規模な高潮が発生した場合には市内で家屋が浸水するなど甚大な被害が予想されるため、連携事業で堤体の嵩上げ工事が進められている。

上野地区海岸・白塚地区海岸の堤防の現況と嵩上げ工事について

- ・計画高潮高に対して現況堤防高が不足している状況

現況堤防高

T.P. +4.77m (上野地区)

T.P. +4.94m (白塚地区)

計画堤防高 (50年確率高潮)

T.P. +6.00m (上野地区・白塚地区)

既設堤防は築造後50年以上が経過し老朽化も進んでいるので、背後地への越波被害の防止や防護機能を確保するための堤防改修(堤防の嵩上げ)が必要と判断し、令和元年度から令和6年度にかけて国の補助事業として、堤防嵩上げ工事を総事業延長L=2,507m(上野地区L=1,583m 白塚地区L=924m)実施している。(総事業費1,334百万円)

下記施行番号50202226と施行番号43107978の上野地区海岸の高潮対策工事の堤防高について計画堤防高(T.P.+6.00m)の根拠は50年確率高潮・高波の算定高(+5.18m)に余裕高(1m程度)を加えて決定している。

津波に対しては、整備後の堤防高(+6.00m)から広域地盤変動(-0.88m)、地震による堤防の沈下量(-0.59m)を差し引き、地震後の堤防高(+4.53m)を算定している。

L1津波高(+3.6m)はこれより低いため、計画堤防高(T.P.+6.00m)は津波に対しても安全であることを確認している。

令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全の対象地区	海岸保全区域延長(m)	施設延長	H16年度海岸保全施設耐震点検(県土整備部)		
								個別海岸全域	耐震堤体危険度判定(右欄) A(低)+B(中)+C(高)	堤体危険度判定 A(低) B(中) C(高)
津	50202226	海岸高潮対策工事(その1)	河芸海岸	津市	上野地区	1,773	1,776	A (1,776)	A	
	43107978	海岸高潮対策工事(その3)			上野地区					

(注) 堤体危険度判定欄のABCの()内数字は該当判定の施設延長を示す。

施行番号	主な工事内容	工事の対象目的	R2年度迄工事完了延長(m)	R2年度工事実施延長(m)	R2年度工事実施延長(m)	未着工工区の今後予定年数(年)	現況堤防高(TPm)	設計津波水位(TPm)	堤体経過年数(年)
	堤体築造、補修、維持、養浜、その他	津波 高潮 老朽化 緊急復旧 その他	施工地域						
50202226	堤防工	高潮	1583	313.3	123.7	4	4.77	3.6	62
43107978	堤防工	高潮			180.0				

(1) 施行番号 50202226 上野地区海岸 高潮対策工事 (その1)
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸保全施設整備連携事業 (海岸) 費
 工事名称 上野地区海岸 高潮対策工事 (その1)
 工事場所 津市河芸町上野
 工 期 2020. 8. 31～2021. 5. 31
 完 成 日 2021. 5. 31
 入札方式 一般競争入札
 契約金額 当初 82,511,000 円 変更契約後 90,953,500 円



施工延長 L = 123.7m

② 意見表明

- i 関連書類を確認した結果、当工事は入札に参加した3社のうち1社は辞退した。技術提案評価結果を確認したところ、辞退会社の技術提案評

価結果は保管されていたにも関わらず、入札の審査を受けた会社の1社の技術提案評価結果が保存されていなかった。

これは、落札決定後に自社の技術提案評価結果を「技術提案評価結果の情報提供申請書」により求められた場合は情報提供として渡しているためである。ただし、技術提案評価結果を紙ベースで渡してもすべてデータで保存しているため、紙ベースの書類が編てつされていなくても、その情報はすべて保存されていることになる。

しかしながら、工事の簿冊に所定の書類の編てつが無いということは、紛失したり誰かが故意に持ち出したりしている等の誤解を招く恐れがあるので、技術提案評価結果の情報提供を希望した社には写しを渡し、技術提案評価結果の原本は簿冊内に編てつして保存しておくことが望まれる。【意見】

(2) 施行番号 43107978 上野地区海岸 高潮対策工事 (その3)
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

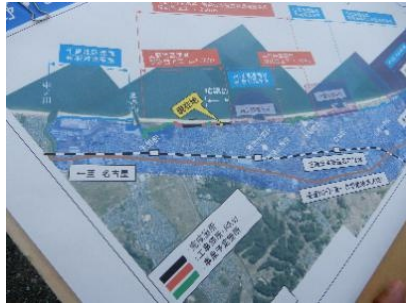
事業目名 海岸保全施設整備連携事業 (海岸) 費
工事名称 上野地区海岸 高潮対策工事 (その3)
工事場所 津市河芸町中別保
工 期 2020. 7. 6~2021. 2. 26
完 成 日 2021. 2. 26
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 84, 161, 000 円 変更契約後 84, 652, 700 円



施工延長 L = 180m



波返し・表法護岸工 L = 178.9m



令和2年度拡幅部位置図



既存の堤防の海側へ築造

堤防工延長距離 $L = 1,583\text{m}$ 実施済堤防工 $L = 816\text{m}$

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

【伊勢建設事務所】

監査対象とした工事と地域海岸の特色並びに周辺地域の状況：

海岸侵食対策事業を行っている。

また、平成16年度海岸保全施設耐震点検結果では、二見地区の合計1,047mにおいて堤防の危険度判定がC判定（危険度「高」）であった。

当海岸の浜は波浪による侵食が著しく、台風等の高波浪時には背後地にある旅館街に越波被害が生じているため、突堤及び養浜等を施工して海岸侵食を防止し、その被害の軽減を図る事業を行っている。

海岸侵食対策工事は堤体築造工事と養浜工事の2工法を行っている。

景観や海浜利用の状況により配慮を要する所は養浜工事を、そうでない海岸では堤体築造工事を施工している。

令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全 の対象地 区	海岸保全 区域延長 (m)	施設延長	H16年度海岸保全 施設耐震点検 (県土整備部)	
						個別海岸 全域	耐震堤体危険 度判定(右欄) A(低)+B(中) +C(高)	堤体危険度 判定 A(低) B(中) C(高)	液状化 危険度 A(低) C(高)
伊勢	43106162	海岸侵食 対策(養浜 工)工事 (その2)	宇治山田 港海岸	伊勢市	二見地区	4,110	4,035	A(2,041) B(947) C(1,047)	A(3,240) C(795)
	43106161	海岸侵食 対策(養浜 工)工事 (その1)							
	50205665	海岸侵食 対策(養浜 工)工事							
	43105848	海岸侵食 対策(堤防 工)工事							

(注) 堤体危険度判定欄のABCの()内数字は該当判定の施設延長を示す。

施行番号	主な工事 内容	工事の 対象目的	海岸保全 区域延長 (m)	R2年度迄工 事完了延長 (m)	R2年度工事 実施延長(m)	未着工工区 の今後予定 年数(年)	現況堤防 高(TPm)	設計津波水 位(TPm)	堤体経過 年数(年)
	堤体築造、 補修、維 持、養浜、 その他	津波 高潮 老朽化 緊 急復旧 そ の他	施工地域						
43106162	養浜	高潮 侵食	養浜のため対象施設なし						
43106161	養浜	高潮 侵食	養浜のため対象施設なし						
50205665	養浜	高潮 侵食	養浜のため対象施設なし						
43105848	堤防工	地震 (液状化) 津波 高潮	3,518	824	75.0	10	3.77	5.2	不明

(1) 施行番号 43106162 宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事
（その2）

国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸侵食対策（港湾）費
工事名称 宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事（その2）
工事場所 伊勢市二見町茶屋地先
工 期 2020. 3. 25～2020. 10. 12
完 成 日 2020. 6. 26
入札方式 一般競争入札
契約金額 74,028,900 円

二見町茶屋地先 養浜工



工区の表示（施行番号 50205665 と同所）



北側



中央



南側

R 1～R 2 養浜工 L=195m V=3,392 m³

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から工事完成引渡及び検査、工事代金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(2) 施行番号 43106161 宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事
（その1）

国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸侵食対策（港湾）費
工事名称 宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事（その1）
工事場所 伊勢市二見町茶屋地先
工 期 2020.3.25～2020.10.15
完 成 日 2020.7.13
入札方式 一般競争入札
契約金額 83,507,600 円

二見町茶屋地先 養浜工



北側

中央

南側

R 1～R 2 養浜工 L=239m V=3,879 m³

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から工事完成引渡及び検査、工事代金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(3) 施行番号 43105848 宇治山田港（海岸）（今一色工区）海岸侵食対策
（堤防工）工事

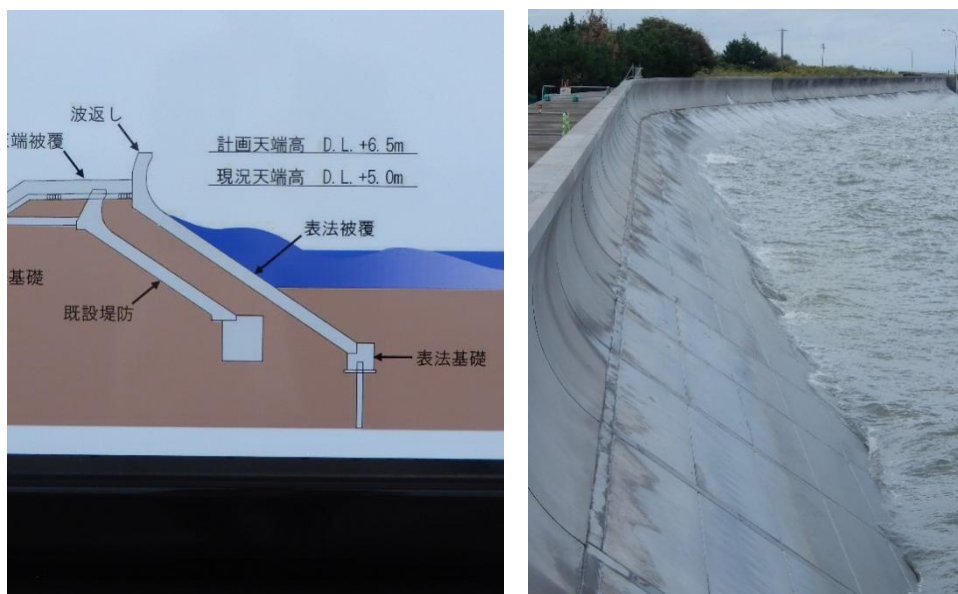
国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸侵食対策（港湾）費
工事名称 宇治山田港（海岸）（今一色工区）海岸侵食対策（堤防工）
工事 工事
工事場所 伊勢市二見町今一色地内
工 期 2020.3.10～2020.10.26
完 成 日 2020.10.19

入札方式 一般競争入札

契約金額 当初 135,190,000 円 変更契約後 137,519,800 円



R 1 ～ R 2 堤防工 施工延長 L = 75.0m

沖合に海苔の養殖場があり、海域の改変面積が小さく、
現況の環境を維持できる堤防工を行っている

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から工事完成引渡及び検査、工事代金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(4) 施行番号 50205665 宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事
国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸侵食対策（港湾）費

工事名称 宇治山田港（海岸）海岸侵食対策（養浜工）工事

工事場所 伊勢市二見町茶屋地先

工 期 2021. 3. 5～2021. 9. 21

完 成 日 2021. 7. 8

入札方式 一般競争入札

契約金額 当初 75,713,000 円 変更契約後 83,871,700 円



R 2～R 3 養浜工 L=195m V=3,910 m³

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から工事完成引渡及び検査、工事代金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(5) 施行番号 50201428 宇治山田港（海岸）海岸局部改良（深浅測量）
業務委託
県単独事業

① 事業内容

事業目名 県単海岸局部改良費
 工事名称 宇治山田港（海岸）海岸局部改良（深浅測量）業務委託
 工事場所 伊勢市二見町茶屋地先
 工 期 2020.7.7～2021.3.12
 完 成 日 2021.3.12
 入札方式 指名競争入札
 契約金額 当初 5,896,000 円 変更契約後 6,001,600 円

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が

含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

- ii 業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「借用書」により貸与されている。当該「借用書」は、下段に返納書欄が設けられているが、返却時に返納確認欄への記載が行われておらず、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。

このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。【意見】

【志摩建設事務所】

監査対象とした工事と地域海岸の特色並びに周辺地域の状況：

16年度海岸保全施設耐震点検結果を踏まえた当地区の状況は以下の通りである。

志摩海岸の布施田地区は、堤体の危険度判定がA判定（危険度「低」）とC判定（危険度「高」）となった地区で、堤体の危険度が高いことに加えて堤体の老朽化が著しく、高潮対策工事が必要な地域である。片田地区は堤体の危険度判定がA判定とC判定であったが、ほとんどがA判定であった。ただし、海岸堤防の老朽化が著しい地区である。

的矢港海岸の的矢地区は、堤体の危険度判定がA判定、B判定（危険度「中」）、C判定となった地区である。海岸の背後には人家が密集しており、既存の護岸は老朽化が著しく防御機能が低下しているため、早期に高潮対策工事を実施する必要がある地区である。

阿児海岸に所在する国府地区と安乗地区は、共に堤体の危険度判定がA判定とC判定であった。ほとんどがA判定であったものの、巨大津波が想定され、波力による堤体の損壊等の機能低下が心配される地区である。加えて、海岸保全区域延長が長く両地区合計で10km超にも及び、その内の施設延長は6km超である。

浜島海岸南張地区は、海岸施設延長1,853mすべてで堤体の危険度判定が

C判定であった。南張地区海岸の背後には住宅地が広がっており、国道 260号が存在する。耐震点検の結果、地震に伴う地盤の液状化によって、堤防に機能低下が生じるおそれのあることが判明したため、既設堤防の耐震対策が急務である地区であり地震対策工事が実施されている。

令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全 の対象地区	海岸保全 区域延長 (m)	施設延長	H16年度海岸保全 施設耐震点検 (県土整備部)	
								耐震堤体危険 度判定(右欄) A(低)+B(中) +C(高)	堤体危険度 判定 A(低) B(中) C(高)
志摩	50205514	海岸局部 改良(護岸 仮復旧)工 事	志摩海岸	志摩市	布施田地区	3,920	2,426	A(1,252) C(1,174)	A
	43106128	海岸高潮 対策工事	的矢港海 岸		的矢地区	2,173	1,760	A(1,219) B(118) C(423)	A(1,653) C(107)
	43103868	海岸堤防 等老朽化 対策緊急 工事	阿児海岸		国府地区 安乗地区	3,865 6,404	3,914 2,265	A(3,842) C(72) A(2,108) C(157)	A A
	50204318	海岸堤防 等老朽化 対策緊急 工事	志摩海岸		片田地区	3,224	2,478	A(2,393) C(85)	A
	43103547	海岸高潮 対策工事	浜島海岸		南張地区	2,147	1,853	C(1,853)	A(1,294) C(559)

(注) 堤体危険度判定欄の ABC の () 内数字は該当判定の施設延長を示す。

施行番号	主な工事内容	工事の対象目的	海岸保全区域延長(m)	R2年度迄工事完了延長(m)	R2年度工事実施延長(m)	未着工工区の今後予定年数(年)	現況堤防高(TPm)	設計津波水位(TPm)	堤体経過年数(年)
	堤体築造、補修、維持、養浜、その他	津波 高潮 老朽化 緊急復旧 その他	施工地域						
50205514	消波工	緊急復旧	80	0	80.0	0	7.12	8.2	不明
43106128	鋼管杭圧入工 水叩工	地震(液状化) 津波	1,373	1,129.3	48.5	11	2.72	6.9	42
43103868	天端被覆工 表法被覆工 裏法被覆工	高潮	3,865 135.3	0	296.6 135.3	3	6.49 5.38	10.8	不明
50204318	表法被覆工	高潮	146.3	0	146.3	0	6.92	9.0	不明
43103547	捨石工 地盤改良工	地震(液状化)	645	404.8	350.0	2	4.09	1.9	不明

(1) 施行番号 50205514 布施田地区海岸 海岸局部改良(護岸仮復旧) 工事
県単独事業 合併

① 事業内容

事業目名 県単海岸局部改良費

工事名称 布施田地区海岸 海岸局部改良(護岸仮復旧) 工事

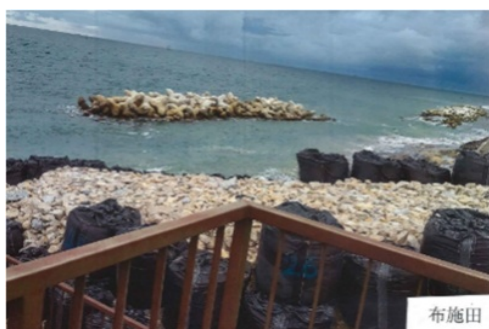
工事場所 志摩市志摩町布施田地内

工期 2021. 2. 1~2021. 10. 18

完成日 2021. 6. 17

入札方式 指名競争入札

契約金額 当初 73,205,000 円 変更契約後 75,006,800 円



布施田地区海岸



提供：志摩建設事務所

施工延長 80.0m 消波ブロック 8t 224 個

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から工事完成引渡及び検査、工事代金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(2) 施行番号 43106128 的矢港海岸（的矢地区）海岸高潮対策工事
国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（港湾）費
工事名称 的矢港海岸（的矢地区）海岸高潮対策工事
工事場所 志摩市磯部町の矢地内
工 期 2020. 3. 16～2021. 1. 14
完 成 日 2020. 11. 27
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 215, 105, 000 円 変更契約後 218, 418, 200 円



海岸高潮対策工事 L=48.5m

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から工事完成引渡及び検査、工事代金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(3) 施行番号 43103868 国府地区海岸 他 1 海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 国府地区海岸 他 1 海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
工事場所 志摩市阿児町国府～志摩市阿児町安乗地内

工 期 2019. 10. 21～2020. 8. 6

完 成 日 2020. 8. 3

入札方式 一般競争入札

契約金額 当初 79,310,000 円 変更契約後 89,315,600 円

工事箇所である安乗4工区において、波浪によるものと思われる陥没穴と堤体の棄損が発見され、公衆の安全に危害が及ぶ危険があると判断されたため、緊急に老朽化対策の実施が必要になり、契約金額が大幅に増額になった。

阿児町国府（国府工区）施工延長 L = 296.6m



東側（海側）



西側（陸地・居住地）

阿児町安乗地内（安乗第1～第4工区）施工延長 L = 135.3m



安乗第1工区



安乗第2工区



安乗第4工区施工前



安乗第4工区施工後

老朽化対策を実施した箇所

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

(4) 施行番号 50204318 片田地区海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 片田地区海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
工事場所 志摩市志摩町片田地内
工 期 2020. 11. 24～2022. 1. 31
完 成 日 2021. 12. 10
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 78,980,000 円 変更契約後 102,081,100 円

② 意見表明

- i 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため志摩建設事務所では使用せず、複数人で必要書類に不備のないことが確認されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

(5) 施行番号 43103547 南張地区海岸 海岸高潮対策工事
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 南張地区海岸 海岸高潮対策工事
工事場所 志摩市浜島町南張地内

工 期 2019. 9. 30～2020. 6. 30

完 成 日 2020. 6. 30

入札方式 一般競争入札

契約金額 当初 157,300,000 円 変更契約後 176,540,100 円



② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】
- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため志摩建設事務所では使用せず、複数人で必要書類に不備のないことが確認されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。
今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

iii 上記契約時のほか、業務上必要な手続きの漏れを防止するために利用されている建設業課作成のチェックリストによるチェック実施状況を確認したところ、一部の項目についてチェックリストへの記載が行われていなかった。

県の担当者によると、単純な記載漏れであり各チェック項目の確認作業は行われた旨の回答を得たが、今後は適切なチェックリストの使用が望まれる。【意見】

【熊野建設事務所】

監査対象とした工事と地域海岸の特色並びに周辺地域の状況：

井田地区海岸は、平成6年台風第26号、平成9年台風第7号・9号、令和元年の台風第19号など近年の台風に伴う波浪により、海岸堤防の損壊が生じている。

平成16年度海岸保全施設耐震点検結果で、鵜殿港海岸は堤体の危険度がA判定（危険度「低」）、B判定（危険度「中」）、C判定（危険度「高」）となった海岸である。また、井田地区海岸の堤体の危険度判定はA判定だったが、背後地には国道42号やJR紀勢本線、また井田小学校等の重要施設が存在しているため、当海岸の高潮対策として人工リーフを整備することによって、消波機能を高めて背後地の安全確保と海岸の安定化を図ることが急務であった。さらに、阿田和地区海岸は、背後地には人家が連担しており、国道42号も存在している。今年度の工事箇所は無堤区間であり、異常気象に伴う高潮・高波により背後地に越水・越波が生じるおそれがあるため、堤防を整備して高潮対策をすることがここも急務であった。

令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全 の対象地 区	海岸保全 区域延長 (m)	施設延長	H16年度海岸保全 施設耐震点検 (県土整備部)	
								個別海岸 全域	耐震堤体危険 度判定(右欄) A(低)+B(中) +C(高)
熊野	43105071	高潮対策堤防(堤防工)工事	御浜海岸	御浜町	阿田和地区	4,438	1,589	A(1,262) B(327)	A
	50202393	海岸堤防等老朽化対策緊急工事(その1)	熊野海岸	熊野市	有馬地区	6,596	4,371	A(4,371)	A
	43106436	令和元年海岸災害復旧工事(国災第1号)	鵜殿港海岸	紀宝町	鵜殿地区	2,218	1,058	A(373) B(251) C(434)	A(624) C(434)
	502001141-1	海岸高潮対策事業	紀宝海岸		井田地区	3,610	2,642	A(2,642)	A
	50202342	海岸緊急保全(養浜工)工事(その1)							
	43105763	井田海岸緊急保全(養浜工)工事(その2)							

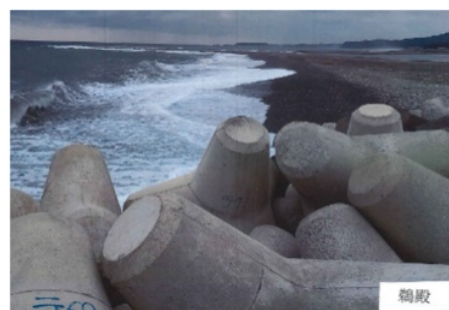
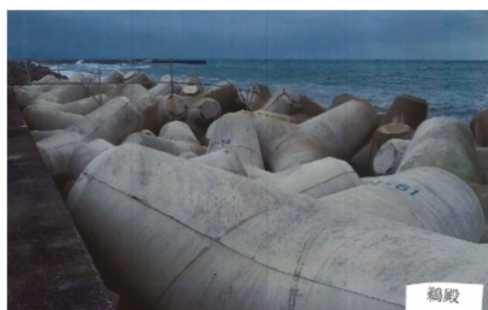
(注) 堤体危険度判定欄の ABC の () 内数字は該当判定の施設延長を示す。

施行番号	主な工事内容	工事の対象目的	海岸保全区域延長(m)	R2年度迄工事完了延長(m)	R2年度工事実施延長(m)	未着工工区の今後予定年数(年)	現況堤防高(TPm)	設計津波水位(TPm)	堤体経過年数(年)
	堤体築造、補修、維持、養浜、その他	津波 高潮 老朽化 緊急復旧 その他	施工地域						
43105071	堤防工	高潮	786	640	43.0	2	—	8.3	—
50202393	天端被覆工 裏法被覆工	高潮	4947	0	415.0	6	12.14	10.4	61
43106436	消波工	緊急復旧	212	0	59.0	2	8.50	6.1	53
502001141-1	その他(補償)	—	補償のため対象施設なし						
50202342	養浜	高潮 侵食	養浜のため対象施設なし						
43105763	養浜	高潮 侵食	養浜のため対象施設なし						

(1) 施行番号 43106436 鵜殿港海岸令和元年海岸災害復旧工事(国災第1号)
県単独事業 合併

① 事業内容

事業目名 県単海岸局部改良費
工事名称 鵜殿港海岸 令和元年海岸災害復旧工事(国災第1号)
工事場所 南牟婁郡紀宝町鵜殿地先
工 期 2020.3.23~2021.3.25
完 成 日 2021.3.25
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 271,700,000円 変更契約後 282,581,200円



鵜殿港海岸 L=59.0m 海岸コンクリート(消波)ブロック製作、据付工

② 意見表明

- i 工事打合せ簿に記載された日付が令和2年9月30日と記すべきところ令和2年9月31日と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。【意見】

(2) 施行番号 502001141-1 井田地区海岸 海岸高潮対策事業
県単独事業

① 事業内容

事業目名 井田海岸緊急保全事業費
事業名称 井田地区海岸 海岸高潮対策事業
(漁業権の行使の制限に係る補償に対する補償金支出事業)
事業場所 南牟婁郡紀宝町井田
完 成 日 2020.10.27
契約金額 4,368,794円

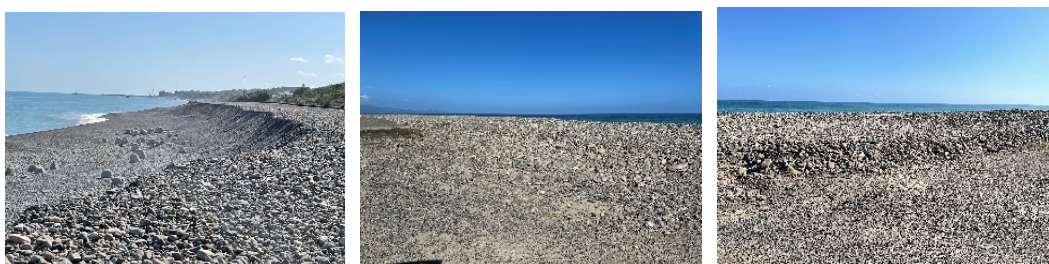
② 意見表明

- i 当該事業について、契約から補償金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(3) 施行番号 50202342 井田地区海岸 海岸緊急保全(養浜工)工事(その1)
県単独事業

① 事業内容

事業目名 井田海岸緊急保全事業費
工事名称 井田地区海岸 海岸緊急保全(養浜工)工事(その1)
工事場所 南牟婁郡紀宝町井田地内
工 期 2020.9.7~2021.3.22
完 成 日 2021.3.22
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 70,400,000 円 変更契約後 85,023,400 円



施工延長 $L=3,160\text{m}$ 養浜工 $V=28,500\text{m}^3$
消波ブロック製作据付(11.5t) $N=50\text{個}\Rightarrow 80\text{個}$

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。(詳細は本稿Ⅳを参照) 【意見】

(4) 施行番号 43105763 井田地区海岸 井田海岸緊急保全(養浜工)工事
(その2)
県単独事業

① 事業内容

事業目名 井田海岸緊急保全事業費
工事名称 井田地区海岸 井田海岸緊急保全（養浜工）工事（その2）
工事場所 南牟婁郡紀宝町井田地内
工 期 2020.2.25～2020.9.30
完 成 日 2020.9.10
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 66,000,000 円 変更契約後 85,731,800 円



井田地区海岸 養浜工 その2 提供：熊野建設事務所



施工延長 $L = 3,160\text{m}$ 養浜工 $V = 34,000\text{ m}^3$
消波ブロック製作据付(11.5t) $N = 70\text{ 個} \Rightarrow 130\text{ 個}$

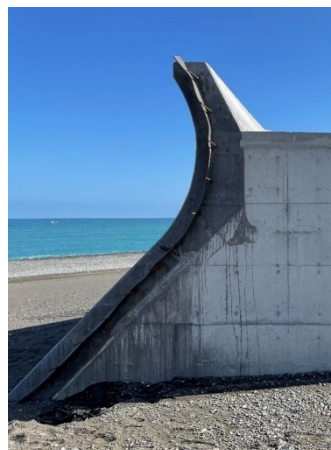
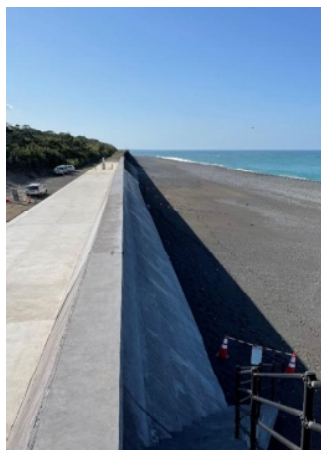
② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

(5) 施行番号 43105071 阿田和地区海岸 海岸高潮対策（堤防）工事
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策（海岸）費
工事名称 阿田和地区海岸 海岸高潮対策（堤防）工事
工事場所 南牟婁郡御浜町下市木地内
工 期 2020. 1. 14～2020. 10. 30
完 成 日 2020. 10. 30
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 62,920,000 円 変更契約後 61,804,600 円



② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成

する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、過去の契約事務担当者が作成した「契約書自動作成システムより出力されるチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

(6) 施行番号 50202393 有馬地区海岸 海岸堤防老朽化対策緊急工事(その1)
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 海岸高潮対策(海岸)費
工事名称 有馬地区海岸 海岸堤防老朽化対策緊急工事(その1)
工事場所 熊野市有馬町地内
工 期 2020.9.7~2021.3.18
完 成 日 2021.3.18
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 37,950,000 円 変更契約後 35,467,300 円



② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつさ

れていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、過去の契約事務担当者が作成した「契約書自動作成システムより出力されるチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

② 海岸保全施設整備事業

【伊勢農林水産事務所】

監査対象とした事業内容：

農地海岸の保全施設整備事業を実施している。

令和2年度監査対象工事 農地海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全の対象地区	海岸保全区域延長(m)	施設延長
						個別海岸 全域	
伊勢農林水産事務所	50201496	大湍地区(鳥羽173)海岸保全施設整備事業(老朽化対策)堤防その12工事	鳥羽海岸	鳥羽市浦村町	大湍地区	844	844

施行番号	主な工事内容	工事の対象目的	海岸保全区域延長(m)	R2年度迄工事完了延長(m)	R2年度工事実施延長(m)	未着工工区の今後予定年数(年)	現況堤防高(TPm)	設計津波水位(TPm)	堤体経過年数(年)
	堤体築造、補修、維持、養浜、その他	津波 高潮 老朽化 緊急復旧 その他	施工地域						
50201496	堤防改良	老朽化	844	487	129	R3年度完了予定	2.5	7.0	約40

(1) 施行番号 50201496 大潟地区(鳥羽 173) 海岸保全施設整備事業(老朽化対策) 堤防その 12 工事

国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 海岸保全施設整備事業費

工事名称 大潟地区(鳥羽 173) 海岸保全施設整備事業(老朽化対策)
堤防 その 12 工事

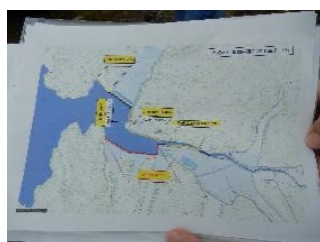
工事場所 鳥羽市浦村町地内

工 期 2020. 7. 21~2021. 3. 25

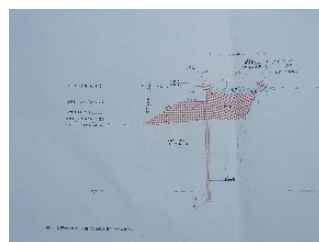
完 成 日 2021. 3. 25

入札方式 一般競争入札

契約金額 当初 90, 299, 000 円 変更契約後 94, 816, 700 円



平面図 赤線部分



施工計画図面



工区最奥部



左手が後背農地



工区最奥部



工区から入江方向

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

③ 県営漁港海岸保全事業

【津農林水産事務所】

監査対象とした事業内容：

漁港海岸の保全事業を実施している。

本地区の既設海岸堤防は、昭和 28 年の 13 号台風及び昭和 34 年の伊勢湾台風を契機に昭和 37 年にかけて復旧・整備されたものである。これらの堤防は、整備後 50 年を経過し老朽化が著しく、近年その発生が危惧されている東南海・南海地震、南海トラフ地震に対する防御機能を有していない。そのため、大規模地震に対する背後地の人命・財産の防御を目的に、堤防の改修・補強等の施設整備を実施している。

令和2年度監査対象工事 漁港海岸と堤体の情報

建設事務所	施行番号	工事名	地域海岸	市町名	海岸保全の対象地区	海岸保全区域延長(m)	施設延長
						個別海岸 全域	
津農林水産事務所	43108470	堤防改良その3 工事	白塚漁港	津市	白塚漁港海岸	1,000	1,302

施行番号	主な工事内容	工事の対象目的	海岸保全区域延長(m)	R2年度迄工事完了延長(m)	R2年度工事実施延長(m)	未着工工区の今後予定年数(年)	現況堤防高(TPm)	設計津波水位(TPm)	堤体経過年数(年)
	堤体築造、補修、維持、養浜、その他	津波 高潮 老朽化 緊急復旧 その他	施工地域						
43108470	堤体嵩上げ改良	津波、高潮、老朽化	1,000	722.1	668.3	2	+4.0~4.5	+3.6	59

(1) 施行番号 43108470 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 堤防改良その3工事
国補助事業 補助率2/3 合併

① 事業内容

事業目名 県営漁港海岸保全事業
 工事名称 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 堤防改良その3工事
 工事場所 津市白塚町地内
 工期 2020.9.28~2021.3.26
 完成日 2021.3.24
 入札方式 一般競争入札
 契約金額 当初 103,620,000円 変更契約後 115,366,900円



② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が

含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

(2) 施行番号 50203988 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 用地測量業務
その3委託
国補助事業 補助率2/3

① 事業内容

事業目名 県営漁港海岸保全事業
工事名称 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 用地測量業務その3委託
工事場所 津市河芸町一色地内～津市河芸町影重地内
工 期 2020.10.12～2021.3.22
完 成 日 2021.3.22
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 3,487,000円 変更契約後 5,716,700円

② 意見表明

i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

ii 業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」により貸与が行われていた。しかしながら、返却時には「三重県公共工事共通仕様書」の第6号様式「貸与品返納書」が用いられていなかった。

当該施行番号で、2回貸与が生じており、2回とも返却を受けたとのことであるが、1回は、第5号様式「貸与品借用書」へ手書きで返却日の記載があったが、もう1回は、返却日の記載がなく、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。

このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。【意見】

- (3) 施行番号 50204776 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 測量業務その2
委託
国補助事業 補助率 2 / 3

① 事業内容

事業目名 県営漁港海岸保全事業
工事名称 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 測量業務その2 委託
履行場所 津市河芸町中別保地先～津市河芸町影重地先
工 期 2020.12.14～2021.2.26
完 成 日 2021.2.26
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 4,246,000 円 変更契約後 4,059,000 円

② 意見表明

- i 当工事の関連書類を確認した結果、令和2年12月14日着手から令和3年2月26日完成までに作成された記録簿が第1回から第6回まであったが、このうち第3回以降の記録簿の日付の元号が令和3年と記すべきところ令和2年と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。【意見】

【伊勢農林水産事務所】

監査対象とした事業内容：

漁港海岸の老朽化調査の業務委託事業を実施している。

- (1) 施行番号 50200629 三重県本土地区（錦漁港海岸他）海岸保全施設整備
事業老朽化対策計画書策定その2 業務委託
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 県営漁港海岸保全事業
工事名称 三重県本土地区（錦漁港海岸他）海岸保全施設整備事業老朽

化対策計画書策定その2 業務委託

工事場所 度会郡大紀町錦地内他
工 期 2020. 6. 16～2021. 1. 29
完 成 日 2021. 1. 29
入札方式 指名競争入札
契約金額 22,935,000 円

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から検査、委託代金の支払手続までの関係書類の監査した結果、指摘事項及び意見はない。

Ⅲ ハード対策 港湾（県土整備部・農林水産部）

1 「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」について

「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」には、「施策 314 水産業の振興」、
「施策 351 道路網・港湾整備の推進」の施策があり、それぞれの施策において、
港湾に対する取組の基本事業として以下のものが挙げられている。

「施策 314 水産業の振興」

災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

地震や頻発・激甚化する風水害等からの被害を軽減し、安全で生産性の高い水産業や安心して快適な漁村を構築するため、漁港施設および海岸保全施設の地震・津波対策の実施や、水産業BCP（事業継続計画）の策定、予防保全が必要な施設の計画的な補修・補強、藻場・干潟の造成、漁場の環境改善、多面的機能の発揮等に取り組む。また、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全・活用、漁場環境の保全・管理等に取り組む。

「施策 351 道路網・港湾整備の推進」

県管理港湾の機能充実

港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、計画的かつ効果的な岸壁等の老朽化対策を進める。また、大規模地震に備え、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める。

2 三重県の港湾

三重県には港湾法に基づく 20 の港湾がある。そのうち、国際拠点港湾の四日市港は四日市港管理組合が管理しており、県が管理する港湾は重要港湾の津松阪港、尾鷲港と地方港湾 17 港の計 19 港である。県土整備部では港湾法に基づく港湾について整備を行い、その他漁港漁場整備法に基づく漁港については農林水産部が整備を行っている。

県管理港湾の港湾区域

港湾名	所在地	港湾区域	備考
津松阪港	津市 松阪市	旧白塚町と旧栗真村海岸における町村界から90度1,000メートルの地点まで引いた線、同地点から172度3,400メートルの地点まで引いた線、同地点から155度13,000メートルの地点まで引いた線、同地点から松阪市と明和町海岸における市町界まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに志登茂川、岩田川、三渡川、愛宕川及び金剛川各最下流道路橋下流の河川水面。ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された香良洲漁港、松ヶ崎漁港及び獺師漁港の区域を除く。	昭和46年3月23日 運輸大臣認可 昭和46年4月1日 重要港湾指定
尾鷲港	尾鷲市	尾鷲湾口佐波留島最高点から猪ノ鼻を結ぶ線、佐波留島最高点から260度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢の川矢の川橋及び中川最下流道路橋各下流の河川水面	昭和27年9月1日 運輸大臣認可 昭和42年6月1日 重要港湾指定
桑名港	桑名市	桑名市大字小貝須三角点(0.0メートル)から118度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川河川水面及び同市大字赤須賀地内水面。ただし、漁港法の規定により指定された伊曾島漁港の区域を除く。	昭和27年9月1日 運輸大臣認可 昭和52年6月23日 変更認可
千代崎港	鈴鹿市	金沢川右岸堤防末端を中心として、1,500メートルの半径を有する円内の海面及び金沢川最下流道路橋下流の河川水面	昭和27年9月1日 運輸大臣認可
白子港	鈴鹿市	白子港南防波堤基部を中心として1,000メートルの半径を有する円内の海面及び堀切川最下流道路橋下流の河川水面。ただし、白子港町字鯉溜物揚場北端と北海岸堤防先端を結ぶ線と日進橋とにより囲まれた海面を除く。	昭和28年9月22日 運輸大臣認可
宇治山田港	伊勢市	宮川派川大湊川の分派点から45度3,000メートルの地点まで引いた線、二見町旧二見隧道東口から45度1,000メートルの地点まで引いた線、両地点を結んだ線及び陸岸により囲ま	昭和27年9月1日 運輸大臣認可

		れた海面並びに勢田川参宮線鉄橋及び五十鈴川汐合橋各下流の河川水面	
鳥羽港	鳥羽市	日向島最東端から坂手島南端尾ヶ島を経て安楽島三角点(142.5メートル)を結ぶ線、日向島最東端から小浜南端日ヶ崎に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに加茂川最下流道路橋下流の河川水面	昭和27年9月1日 運輸大臣認可
的矢港	鳥羽市 志摩市	的矢湾内阿児町大鼻と鳥羽市菅崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面並びに磯部川及び池田川各最下流道路橋下流の河川水面	昭和28年9月22日 運輸大臣認可
賢島港	志摩市	賢島三角点(32メートル)から153度300メートルの地点を中心として800メートルの半径を有する円内の海面	昭和28年9月22日 運輸大臣認可
浜島港	志摩市	浜島町大字浜島城山崎を中心として1,500メートルの半径を有する円内の海面	昭和27年9月1日 運輸大臣認可 避難港
五ヶ所港	南伊勢町	南勢町大字中津浜浦尼ヶ崎から90度に引いた線、同尼ヶ崎から330度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに五ヶ所川最下流道路橋下流の河川水面	昭和27年9月1日 運輸大臣認可
吉津港	南伊勢町	神前湾口定ノ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに河内川及び村山川各最下流道路橋下流の河川水面	昭和28年9月22日 運輸大臣認可
長島港	紀北町	旧長島町と旧三野瀬村町村界三角点(136.5メートル)から大石を経て多田ヶ瀬突端に至る線及び陸岸により囲まれた海面並びに赤羽川最下流道路橋下流の河川水面	昭和27年9月1日 運輸大臣認可
引本港	紀北町	引本湾口割亀島(北緯34度1分10秒33東経136度14分28秒09(世界測地系))から340度に引いた線、割亀島と本錨鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川相賀橋下流の河川水面。ただし、漁港法の規定により指定された矢口漁港の区域を除く。	昭和27年9月1日 運輸大臣認可 昭和52年11月22日 変更認可

三木里港	尾鷲市	八十川最下流道路橋左岸端を中心として 1,500メートルの半径を有する円内の海面及 び八十川最下流道路橋下流の河川水面	昭和28年9月22日 運輸大臣認可
賀田港	尾鷲市	古川古川橋左岸端を中心とする半径1,000メ ートルの円内の海面及び最下流橋下流の古川 水面。ただし、漁港法の規定により指定され た曾根漁港の区域を除く。	昭和28年9月22日 運輸大臣認可 昭和54年11月29日 変更許可
二木島港	熊野市	牟婁崎から0度に引いた線及び陸岸により囲 まれた海面	昭和28年9月22日 運輸大臣認可
木本港	熊野市	摩見留ヶ島最高点と有馬町松原海岸獅子岩を 結ぶ線、摩見留ヶ島最高点と磯崎町立石鼻を 結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮 川及び井戸川各最下流道路橋下流の河川水面	昭和27年9月1日 運輸大臣認可
鵜殿港	紀宝町	熊野大橋右岸起算の第7橋脚中心部から119 度10分2,000メートルの地点まで引いた線、 同地点から96度10分1,100メートルの地点 まで引いた線、鵜殿村梶ヶ鼻から90度1,000 メートルの地点まで引いた線、同地点とさき の地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海 面並びに上記の線により囲まれた新宮川河川 水面	昭和28年9月22日 運輸大臣認可

3 監査手続の概要及び意見表明

(1) 施行番号ごとに実施した監査手続

- ① 契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の選定が適法かつ妥当であるかを、予定価格調書、指名理由調書等、入札関係書類を閲覧して確認した。
- ② 契約の方式決定及び相手方の選定について、競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているかを、審査関係書類を閲覧して確認した。
- ③ 契約の締結について、契約書が確実に適時に作成され、契約変更があった場合、契約変更は妥当かを請負契約書、変更契約書、担当部署作成のチェックリスト等を閲覧して確認した。

- ④ 契約の履行について、工事は設計図及び仕様書どおりに施工され、工事完成の時期、その他契約の履行期限が守られているかを、施工計画書、工程表、完成報告書等を閲覧して確認した。
- ⑤ 契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切かを、請負契約書、工事台帳、代金支払請求書等を閲覧して確認した。
- ⑥ 監督・検査について検査が的確になされているか、また港湾施設、海岸施設等の資産管理が適切に行われているかについて、検査書類、工事台帳等を閲覧して確認するとともに現場視察を実施した。（現場視察は調査、設計等の業務委託事業を除く。）

(2) 監査対象に抽出した工事・事業の一覧（港湾）

当年度に包括外部監査の対象とした港湾に係る工事・事業は、県の農林水産事務所及び建設事務所ごとに以下の通りである。

施策 314 水産業の振興		
1 県営漁港施設機能強化事業		
事務所	施行番号	工 事 名 称
伊勢農林水産 事務所	50201509	波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 設計業務委託
	50201950	波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 測量業務委託
	50204352	波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 地質調査業務委託
施策 351 道路網・港湾整備の推進		
2 港湾事業		
事務所	施行番号	工 事 名 称
津建設事務所	50203721	二級河川志登茂川他 単価契約河川等図面作成（その2）業務委託
	50204357	津松阪港（新堀地区）港湾改修（不発弾調査）業務委託
	50204596	津松阪港（新堀地区）物揚場改修（地盤変動影響調査・事前調査）業務委託
松阪建設事務所	43104250	津松阪港（中央埠頭）港湾改修（臨港道路）工事
	43105402	津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事
	43106328	津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事（その2）

伊勢建設事務所	50203734	伊勢市・玉城町・度会町内 単価契約河川等図面作成作業委託（下半期その1）
	50203954	宇治山田港港湾（防安）防波堤実施設計業務委託
志摩建設事務所	43106549	鳥羽港港湾改修（物件補償）調査設計業務委託
熊野建設事務所	43102986	鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事
	43106452	鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）
	50205238	鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その1）
	50205914	鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）

① 県営漁港施設機能強化事業

【伊勢農林水産事務所】

監査対象とした事業内容：

近年の台風の大型化等による越波を防止するため、防波堤を改良し越波被害を抑え、港内の静穏度を向上させ、利用漁船の安全な航行と安全な停泊の確保を実現する事業を進めている。対象は設計、測量、調査等の業務委託契約である。

(1) 施行番号 50201509 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 設計業務委託
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 県営漁港施設機能強化事業
 工事名称 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 設計業務委託
 工事場所 志摩市 大王町 波切地先
 工 期 2020.9.8～2021.6.30
 完 成 日 2021.6.30
 入札方式 指名競争入札
 契約金額 当初 9,680,000 円 変更契約 9,966,000 円

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が

含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

- ii 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める以下に該当するとき限りこれによることができるとなっている。
 1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
 2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
 3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。

当該事業の関係書類のファイルについて確認したところ、指名競争入札を採用した理由書が綴じられていなかった。しかし、指名競争入札を採用する場合は地方自治法施行令第 167 条で限定されており、その採用理由は競争入札審査会でも説明されていることから、理由書は重要な書類であり事後的な検証のためにも添付しておくことが望まれる。

なお、この件について、県は令和 2 年 7 月 7 日付で「建設工事等の指名競争入札の選定について（通知）」を発出しており、令和 2 年 8 月 1 日以降に指名通知する案件については指名競争入札を採用した理由書を添付することを徹底しているとのことであった。今後も引き続き必要書類の添付の徹底が望まれる。【意見】

(2) 施行番号 50201950 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 測量業務委託
国補助事業 補助率 1 / 2

① 事業内容

事業目名 県営漁港施設機能強化事業

工事名称 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 測量業務委託

工事場所 志摩市 大王町 波切地先

工 期 2020. 9. 24～2021. 1. 15
完 成 日 2021. 1. 15
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 4, 092, 000 円 変更契約 3, 426, 500 円

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から検査及び委託代金の支払手続までの関係書類の監査を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(3) 施行番号 50204352 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 地質調査
業務委託
国補助事業 補助率 1 / 2 合併

① 事業内容

事業目名 県営漁港施設機能強化事業
工事名称 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業地質調査業務委託
工事場所 志摩市大王町波切 地先
工 期 2020. 11. 9～2021. 3. 5
完 成 日 2021. 2. 16
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 4, 763, 000 円 変更契約 5, 128, 200 円

② 意見表明

- i 「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第 5 契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い（2）により、過去 3 年間に国や地方公共団体等と一定金額以上の契約を締結しこれを誠実に履行したものについては、1 件の契約金額が 500 万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合において契約保証金を免除できていることになっている。一方、第 8 契約金額の増額変更時の取扱いにより変更後契約額が 500 万円を超える場合（軽微な設計変更で工期末に行われたものは除く。）は保証金の納付が必要となる。

当該契約は当初 4, 763, 000 円で 500 万円以下であったため契約保証金は免除されていたが、変更契約で 5, 128, 200 円に増額され 500 万円を超過することになったにもかかわらず、契約保証金は納付されていなかった。

「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第 8 契約金額の増額変更時の取扱いにより、変更後契約額が 500 万円を超える場合は保証金の納付が必要と考える。

今回の監査対象案件について、伊勢農林水産事務所の説明では同取扱い第8の括弧書きにより、軽微な設計変更で工期末に行われたため保証金の納付は不要と扱ったということであった。

ここで、第8の括弧書きにいう「軽微な設計変更」の意義については、「三重県建設工事設計変更要領」第7条に定める「軽微な設計変更」（当初契約額の10%未満かつ1,000万円未満）と同義に解し、また、工期末についても、主要な業務は完了し、調査報告書の受領を残すのみという状態に鑑み判断したことの説明も受けた。

しかし、「軽微な設計変更」の意義につき、「工事請負契約等に係る保証の取扱い」には定められておらず、当該保証の取扱いとは別の設計変更に伴う変更契約の締結にかかる事項を定めた「三重県建設工事設計変更要領」に定めるものと同義と直ちに解釈することは、両規範の趣旨が異なるものであることからすると疑問がある。

すなわち、「三重県建設工事設計変更要領」における「軽微な設計変更」にあたる場合には、事務処理の煩を避けるために変更契約の手続を簡略化するものであるが、契約保証金の納付を求める趣旨は、契約業者に契約不履行があった場合の損害賠償の担保にあり、県が不測の損害を被ることを回避するためには、契約金額に応じた契約保証金の納付が原則であり、本来、契約保証金の納付又は追加納付が免除できる場合は、より厳格かつ限定的に解されなければならないものである。

とするならば、準用規定等の明文なく、「軽微な設計変更」を「三重県建設工事設計変更要領」におけるそれと当然に同義であると解釈すべきではない。

次に、「工期末」に該当するか否かに関し、当該工事の工期は2020.11.9～2021.3.5で変更契約日は2021.1.26である。工期全体で4か月弱であるところ、変更契約日においては工期末まで1か月以上あり、当該業務契約の成果品である調査報告書は受領していない。

この点につき、県からは、「変更契約日時点では業務成果品の納入はされていなくても、それまでの業務打合わせ簿等により、受注者から発注者には業務実績内容は報告されており、そこまで業務実績があるにも関わらず、受注者自らが「契約不履行」にすることは受注者にとって何のメリットも無いことからあり得ない」旨の説明を受けている。

しかし、受注者が自ら望んで契約不履行にすることがないのは当然のことである。いかに現場調査等の主要な業務が完了していたとしても、調査報告書等の成果品こそが最も重要であり、その提出があつて初めて

業務の完成と言えるものである。例えば、受注者において、資金繰りの悪化等でその後の事業の継続ができなくなることはあり得るのであって、予定通りに成果品が入手できなくなることは十分に考えられる。そういった県の不測の損害を回避するための保証金である以上、成果品を受領していないのに「工期末」を広く解釈し、保証金の納付を求めないのはやはり疑問があるものと言わざるを得ない。

また、契約書上の工期から見れば、未だ相当な期間の工期が残っている状況で、実際の受注者の業務の進捗状況に鑑みて「工期末」と現場において判断したのであれば、「工期末に行われた」について、これに該当する旨の説明書類等の添付はあってしかるべきであるところであるが、そのような添付もなされていない。これらのことからしても、「工期末」とは評価できないものである。

以上の観点から本件を見ると、契約保証金は納付を求めるべきであったと考える。【指摘】

また、前述の通り、第8の括弧書きにいう「軽微な設計変更」及び「工期末」は厳格かつ限定的に解されるべきであり、別途具体的な基準を定める等の検討が望まれる。【意見】

② 港湾事業

【津建設事務所】

監査対象とした事業内容：

業務図面作成及び港湾改修調査等の業務委託契約である。

なお、津建設事務所の工事で監査対象として抽出した津松阪港の概要については、後述の松阪建設事務所の項目に記載している。

- (1) 施行番号 50203721 二級河川志登茂川他 単価契約河川等図面作成（その2）業務委託
県単独事業

① 事業内容

事業目名 県単港湾改修費

工事名称 二級河川志登茂川他 単価契約河川等図面作成（その2）業務委託

工事場所 津市（旧津市、旧安芸郡）地内
工 期 2020. 9. 23～2021. 3. 26
完 成 日 2021. 3. 26
入札方式 指名競争入札
契約金額 （単価契約 @54, 494 円）

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】
- ii 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める以下に該当するとき限りこれによることができるとなっている。
 1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
 2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
 3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第 167 条第 3 号「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。

この記載は県土整備部が「指名競争入札理由」の記載例として回付している文書の通りであるが、この記載ではどうして一般競争入札が不利であるかが不明である。

津建設事務所の説明によると、建設工事の場合の入札参加者については、建設業法で規定する建設業の許可を受けた適法な業者であることや経営事項審査（建設業者の経営状況、施工能力などを審査）を受審することが参加要件のひとつとされている。そのため入札から不適格業者等の排除がある程度なされるが、当該事業のような測量等の業務委託の場合、入札参加者については、建設業者のような経営状況や施工能力などを判断する指標がなく、不適格な者の排除が困難であり、これらが入札に参加して公正な執行を妨げるおそれがあることから、指名競争入札にしているとのことであった。

このような理由があるのであれば、「一般競争入札に付することが不利と認められる理由」としてその旨を記載することが望まれる。【意見】

- iii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため津建設事務所では使用せず、別の「指名競争入札総務課チェック表」等が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われるため、今後は当該チェックリストの使用が望まれる。【意見】

なお、2021年9月からは津建設事務所でも、建設業課のチェックリストを参考に作成した新たなチェックリストを使用されているようである。

- (2) 施行番号 50204357 津松阪港（新堀地区）港湾改修（不発弾調査）業務委託
国補助事業 補助率 1 / 3

① 事業内容

事業目名 国補港湾改修費
工事名称 津松阪港（新堀地区）港湾改修（不発弾調査）業務委託
工事場所 津市港町
工 期 2020. 11. 24～2021. 3. 23
完 成 日 2021. 3. 19
入札方式 指名競争入札
契約金額 32, 527, 000 円

② 意見表明

i 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める以下に該当するとき限りこれによることができるとなっている。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第 167 条第 3 号「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。

この記載は県土整備部が「指名競争入札理由」の記載例として回付している文書の通りであるが、この記載ではどうして一般競争入札が不利であるかが不明である。

津建設事務所の説明によると、建設工事の場合の入札参加者については、建設業法で規定する建設業の許可を受けた適法な業者であることや経営事項審査（建設業者の経営状況、施工能力などを審査）を受審することが参加要件のひとつとされている。そのため入札から不適格業者等の排除がある程度なされるが、当該事業のような測量等の業務委託の場合、入札参加者については、建設業者のような経営状況や施工能力などを判断する指標がなく、不適格な者の排除が困難であり、これらが入札に参加して公正な執行を妨げるおそれがあることから、指名競争入札にしているとのことであった。

このような理由があるのであれば、「一般競争入札に付することが不利と認められる理由」としてその旨を記載することが望まれる。【意見】

ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制ではないため、津建設事務所では使用せず、別の「指名競

争入札総務課チェック表」等が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われるため、今後は当該チェックリストの使用が望まれる。【意見】

なお、2021年9月からは津建設事務所でも、建設業課のチェックリストを参考に作成した新たなチェックリストを使用されているようである。

- (3) 施行番号 50204596 津松阪港（新堀地区）物揚場改修（地盤変動影響・事前調査）業務委託
国補助事業 補助率 1 / 3

① 事業内容

事業名目 国補港湾改修費
工事名称 津松阪港（新堀地区）物揚場改修（地盤変動影響・事前調査）
業務委託
工事場所 津市港町 地内
工 期 2020. 11. 16～2021. 2. 24
完 成 日 2021. 2. 24
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 3, 399, 000 円 変更契約後 2, 611, 400 円

② 意見表明

- i 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める以下に該当するとき限りこれによることができるとなっている。
1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
 2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
 3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第 167 条第 3 号「一般競争入札に付することが不利と認めら

れとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。

この記載は県土整備部が「指名競争入札理由」の記載例として回付している文書の通りであるが、この記載ではどうして一般競争入札が不利であるかが不明である。

津建設事務所の説明によると、建設工事の場合の入札参加者については、建設業法で規定する建設業の許可を受けた適法な業者であることや経営事項審査（建設業者の経営状況、施工能力などを審査）を受審することが参加要件のひとつとされている。そのため入札から不適格業者等の排除がある程度なされるが、当該事業のような測量等の業務委託の場合、入札参加者については、建設業者のような経営状況や施工能力などを判断する指標がなく、不適格な者の排除が困難であり、これらが入札に参加して公正な執行を妨げるおそれがあることから、指名競争入札にしているとのことであった。

このような理由があるのであれば、「一般競争入札に付することが不利と認められる理由」としてその旨を記載することが望まれる。【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制ではないため、津建設事務所では使用せず、別の「指名競争入札総務課チェック表」等が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われるため、今後は当該チェックリストの使用が望まれる。【意見】

なお、2021年9月からは津建設事務所でも、建設業課のチェックリストを参考に作成した新たなチェックリストを使用されているようである。

【松阪建設事務所】

監査対象とした事業内容：

臨港道路施設の維持管理業務と岸壁修繕工事を内容とする港湾改修工事である。

・松阪建設事務所の工事で監査対象として抽出し、現場視察を実施した津松阪港の概要

津松阪港は、三重県のほぼ中央部に位置し、背後には県都・津市をはじめ県内有数の人口・産業の集積地域が広がっている。北は津市白塚町と同市栗真町屋町の境から、南は松阪市東黒部町と多気郡明和町の境に至る約 30km の海岸線を有する重要港湾である。

現在では、セメント、砂・砂利、金属類などの内貿貨物を中心に、中南勢地域の流通拠点として大きな役割を果たしている。また、中部国際空港への海上アクセス拠点「津なぎさまち」や、大口地区の耐震強化岸壁などの施設によりさまざまな役割を担っている。

県では平成 22 年度より、老朽化した大口地区の大口埠頭岸壁の修繕に着手している。

以下は津松阪港大口地区で右側が中央埠頭、左側が大口埠頭



主要な港湾施設の現況

係留施設

施設名	水深(m)	延長(m)
物揚場	-0.5	116.0
	-1.0	1207.0
	-2.0	221.0
	-3.0	341.0
船揚場	-0.5	57.0
	-1.0	40.0
	-2.0	42.0
	-3.0	80.0
岸壁	-4.5	60.0
	-5.5	390.0
	-7.5	784.0
栈橋	-2.0	144.0
	-3.5	35.0
浮栈橋	2基（県管理のもの）	

水域施設

名称	水深(m)	延長(m)	幅員(m)	
航路	-1.0	232.0	10.0	
	-3.0	600.0	30.0	
	-7.5	1000.0	130.0	
名称	水深(m)	面積(千㎡)	水深(m)	面積(千㎡)
泊地	-0.5	0.9	-5.5	7.0
	-1.0	29.2	-6.0	196.0
	-2.0	3.0	-7.0	8.0
	-3.0	61.0	-7.5	194.6
	-4.5	111.2	-8.0	356.0

港勢

入港船舶

年	隻数	総トン数
H22	15,157	1,550,234
H23	15,115	1,448,299
H24	14,654	1,394,387
H25	14,459	1,386,543
H26	14,672	1,468,631
H27	14,759	1,524,557
H28	15,915	2,088,457
H29	9,871	1,931,516
H30	8,730	1,944,408
R 1	8,337	1,911,507

取扱貨物量（単位：トン）

年	輸出	移出	輸入	移入
H22	0	179,778	116,093	1,475,921
H23	0	77,508	104,157	1,340,098
H24	2,150	131,021	95,594	1,283,247
H25	1,050	84,969	100,333	1,257,691
H26	1,000	139,136	106,392	1,368,848
H27	0	49,629	107,020	1,397,376
H28	0	92,768	113,811	1,283,890
H29	0	87,849	110,793	1,389,782
H30	0	103,639	216,637	1,102,669
R 1	0	74,086	195,868	1,209,689

取扱貨物の品種別数量（R 1）

移出・移入（単位：トン）

品種	移出	移入
原木	0	1,000
砂利・砂	2,381	39,556
石材	27,080	0
石灰石	0	13,000
非金属鉱物	26,800	99,300
鋼材	0	203,918
その他輸送用車両	221	0
その他輸送機械	3,136	13,240
産業機械	200	268
電気機械	568	0
セメント	0	320,937
重油	0	54,050
化学薬品	0	22,640
化学肥料	0	2,790
染料・塗料・合成樹脂・ その他	13,700	47,820
廃土砂	0	391,050
輸送用容器	0	120
合計	74,086	1,209,689

輸出・輸入（単位：トン）

品種	輸出	輸入
樹脂類	0	99,743
非金属鉱物	0	18,198
非鉄金属	0	72,596
その他輸送機械	0	1,928
染料・塗料・合成樹脂・ その他	0	3,403
合計	0	195,868

(1) 施行番号 43104250 津松阪港（中央埠頭）港湾改修（臨港道路）工事
県単独事業

① 事業内容

事業目名 県単港湾改修費

工事名称 津松阪港（中央埠頭）港湾改修（臨港道路）工事

工事場所 松阪市大口町地内

工 期 2019. 11. 5～2020. 6. 24

完 成 日 2020. 6. 24

入札方式 一般競争入札

契約金額 当初 33,517,000 円 変更契約後 38,376,800 円



② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成

する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

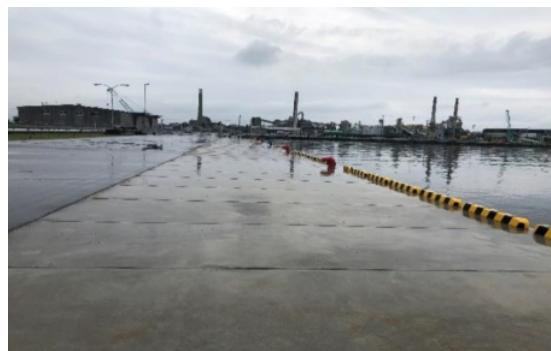
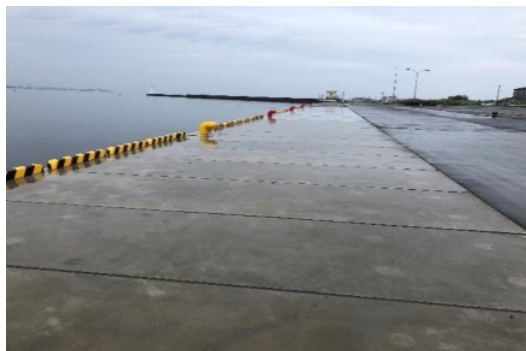
(2) 施行番号 43105402 津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事
国補助事業 補助率 5 / 10 ・ 県単独事業

① 事業内容

事業目名 国補港湾改修費（国補助事業）・県単港湾改修費（県単独事業）
工事名称 津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事
工事場所 松阪市大口町地内
工 期 2020. 2. 3～2020. 11. 25
完 成 日 2020. 11. 25
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 222, 310, 000 円 変更契約後 239, 247, 800 円

港湾事業 松阪港大口地区 老朽化対策

栈橋上部工（下面）コンクリートのひび割れ、剥落など老朽化が進行しており、上部工の更新を実施



② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から工事完成引渡及び検査、工事代金の支払手続までの関係書類の監査並びに現場視察を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

(3) 施行番号 43106328 津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事（その2）
国補助事業 補助率 5 / 10

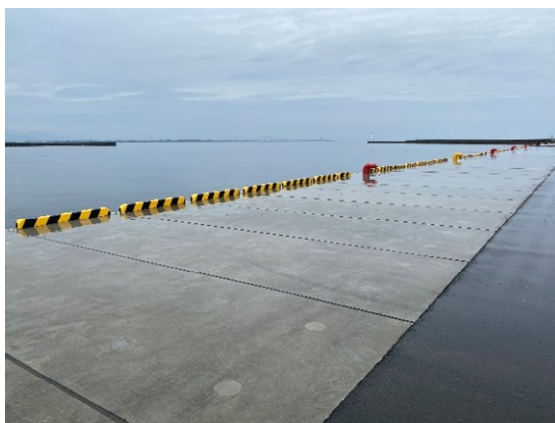
① 事業内容

事業目名 国補港湾改修費
工事名称 津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事（その2）

工事場所 松阪市大門口地内
工 期 2020. 3. 10～2020. 12. 25
完 成 日 2020. 12. 16
入札方式 一般競争入札
契約金額 当初 101, 345, 000 円 第 2 回変更契約後 101, 678, 000 円
第 4 回変更契約後 110, 463, 100 円 (第 3 回は工期のみの変更)

港湾事業 松阪港大門口地区 老朽化対策

栈橋上部工(下面) コンクリートのひび割れ、剥落など老朽化が進行しており、
上部工の更新、操作架台の設置、セメント仮配管用架台の設置を実施



② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。(詳細は本稿Ⅳを参照) 【意見】

【伊勢建設事務所】

監査対象とした事業内容：

設計や図面作成に係る業務委託契約である。

- (1) 施行番号 50203734 伊勢建設事務所 伊勢市・玉城町・度会町内 単価契約河川等図面作成作業委託（下半期その1）
国補助事業 補助率 1 / 3 ・ 県単独事業

① 事業内容

事業目名 国補港湾改修費（国補助事業）・県単港湾改修費（県単独事業）
工事名称 伊勢建設事務所 伊勢市・玉城町・度会町内 単価契約河川等図面作成作業委託（下半期その1）
工事場所 伊勢市他内
工 期 2020. 9. 24～2021. 3. 19
完 成 日 2021. 3. 19
入札方式 指名競争入札
契約金額 1,939,815 円

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

- (2) 施行番号 50203954 宇治山田港港湾（防安）防波堤実施設計業務委託
国補助事業 補助率 1 / 3

① 事業内容

事業目名 国補港湾改修費
工事名称 宇治山田港港湾（防安）防波堤実施設計業務委託
工事場所 伊勢市大湊町地先～伊勢市二見町今一色 地先
工 期 2020. 10. 13～2021. 3. 8
完 成 日 2021. 3. 5

入札方式 指名競争入札
契約金額 2,442,000 円

② 意見表明

- i 当該事業について、入札手続から検査及び委託代金の支払手続までの関係書類の監査を実施した結果、指摘事項及び意見はない。

【志摩建設事務所】

監査対象とした事業内容：

港湾改修に係る調査設計等の業務委託契約である。

- (1) 施行番号 43106549 鳥羽港 港湾改修（物件補償）調査設計業務委託
県単独事業

① 事業内容

事業目名 県単港湾改修費
工事名称 鳥羽港 港湾改修（物件補償）調査設計業務委託
工事場所 鳥羽市鳥羽1丁目地内
工 期 2020.3.30～2021.3.17
完 成 日 2021.3.17
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 5,017,100 円 変更契約後 6,507,600 円

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

【熊野建設事務所】

監査対象とした工事と港湾の特色並びに周辺地域の状況：

令和2年度事業では、防波堤の応急復旧工事を実施している。

・熊野建設事務所の工事で監査対象として抽出し、現場視察を実施した鵜殿港の概要

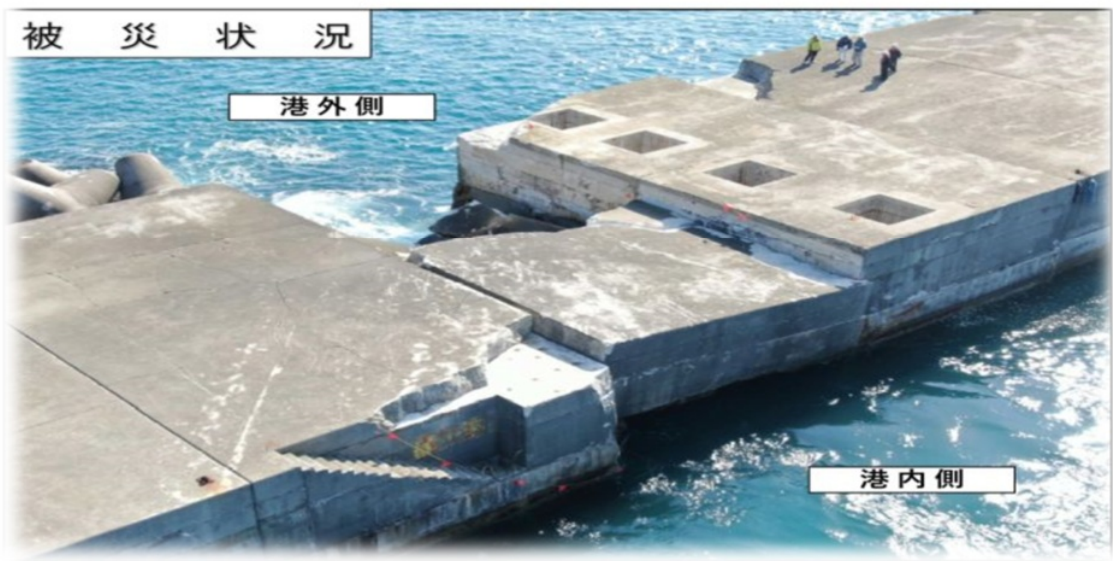
かつての鵜殿港は新宮川（熊野川）左岸にある河口港で、江戸時代の文化年間に1.2km余の石堤が初めて築かれたことに始まる。明治7年（1874年）には河口と港の防護工事を行ったが、明治22年（1889年）の大洪水で施設のすべてが流出。同年に貯木場第1期工事を、同36年（1903年）に第2期工事を行い、5万9400 m²の水上貯木場が完成、木材積出港としての性格を發揮した。

その後大正元年（1912年）に運河を開削、昭和17年（1942年）から同28年（1953年）にかけて820mの導流堤を完成したが同年の13号台風で土砂が流入堆積し、さらに昭和34年（1959年）9月の伊勢湾台風まで相次いで大きな災害に見舞われ、港湾機能の大幅な低下を余儀なくされた。

昭和46年（1971年）以降、港口部を海側に変更、製紙企業の原材料・石油類の搬入、製品の積み出し、地場産業である林産品や軽工業品の移出と漁業を含めた物流を目的とする大規模な改修事業を行った。

事業効果

当防波堤は長年の台風などの波浪により老朽化し機能が低下しているため港内側、港外側に消波ブロックを設置し、従前の防波堤と同等の機能を確保するものである。



主要な港湾施設の現況

係留施設

施設名	水深(m)	延長(m)
岸壁	-5.5	450.0
物揚場	-2.0	200.0
	-3.0	205.0

水域施設

名称	水深(m)	延長(m)	幅員(m)
航路	-5.5	650.0	100.0
名称	水深(m)	面積(千㎡)	
泊地	-3.0	4.0	
	-5.5	57.2	
	-7.5	20.0	

港勢

入港船舶

年	隻数	総トン数
H22	1,332	332,557
H23	1,463	304,813
H24	1,351	257,662
H25	1,281	243,878
H26	1,316	240,596
H27	1,294	270,489
H28	1,336	276,366
H29	1,230	277,762
H30	1,108	260,098
R 1	833	245,753

取扱貨物量(単位：トン)

年	輸出	移出	輸入	移入
H22	0	36,318	17,655	658,365
H23	0	31,710	17,026	586,829
H24	0	19,831	17,336	531,586
H25	0	15,707	16,119	472,766
H26	0	43,015	15,398	431,198
H27	0	38,718	13,200	458,130
H28	0	36,134	14,292	468,592
H29	0	35,813	13,009	504,318
H30	0	22,737	9,900	493,944
R 1	0	16,906	8,189	475,824

取扱貨物の品種別数量（R 1）

移出・移入（単位：トン）

品種	移出	移入
水産品	0	440
木材チップ	0	393,175
重油	0	18,601
化学薬品	0	22,925
染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品	0	11,305
紙・パルプ	16,906	8,982
再利用資材	0	20,396
合計	16,906	475,824

輸出・輸入（単位：トン）

品種	輸出	輸入
石灰石	0	8,189
合計	0	8,189

（1） 施行番号 43102986 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事
 県単独事業 合併

① 事業内容

事業目名 県単港湾改修費
 工事名称 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事
 工事場所 南牟婁郡紀宝町鵜殿 地先
 工 期 2019.9.24～2020.5.25
 完 成 日 2020.5.19
 入札方式 指名競争入札
 契約金額 当初 163,900,000 円 変更契約後 193,349,200 円



消波ブロックは防波堤の外側に設置されている

② 意見表明

i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、別の「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

(2) 施行番号 43106452 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）
県単独事業 合併

① 事業内容

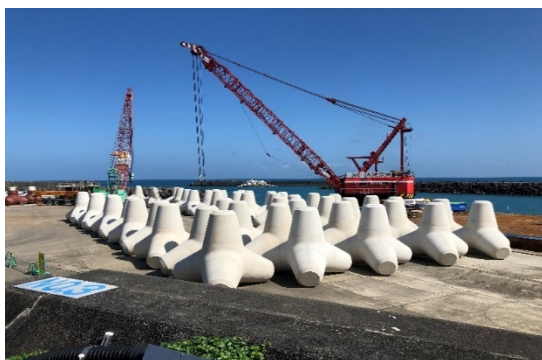
事業目名 県単港湾改修費

工事名称 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）

工事場所 南牟婁郡紀宝町鵜殿 地先

工 期 2020. 3. 25～2021. 3. 12

完 成 日 2021. 3. 10
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 143, 550, 000 円 1 回変更契約後 143, 850, 000 円
2 回変更契約後 168, 671, 800 円



事業内容は鵜殿港防波堤への消波ブロックの設置である。
消波ブロックは現地で製造される

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】
- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、別の「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

(3) 施行番号 50205238 鵜殿港防波堤（東）応急復旧工事（その1）
県単独事業

① 事業内容

事業目名 県単港湾改修費
工事名称 鵜殿港防波堤（東）応急復旧工事（その1）
工事場所 南牟婁郡紀宝町鵜殿 地先
工 期 2021. 3. 1～2021. 12. 6
完 成 日 2021. 12. 6
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 117,040,000 円 1回変更契約後 117,826,500 円
4回変更契約後 130,434,700 円（2回・3回は工期のみの変更）



② 意見表明

- i 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、別の「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

- ii 工程管理について、後述する「施行番号 50205914 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）」と合わせて意見表明を行う。

(4) 施行番号 50205914 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）
県単独事業

① 事業内容

事業目名 県単港湾改修費
工事名称 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）
工事場所 南牟婁郡紀宝町鵜殿 地先
工 期 2021. 3. 1～2022. 1. 31
完 成 日 未完成
入札方式 指名競争入札
契約金額 当初 100, 760, 000 円 変更契約後 101, 421, 100 円



事業内容は鵜殿港防波堤への消波ブロックの設置である。
消波ブロックは現地で製造される。

② 意見表明

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】
- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、別の「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわ

たってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

- iii 工程管理について、施工計画書によれば、「施行番号 50205238 鵜殿港防波堤（東）応急復旧工事（その１）」が４月１日から鉄筋搬入を行い４月５日から加工、４月１９日には型枠搬入、５月１２日から型枠組立、５月１３日から７月１７日までコンクリート打設となっている。

ところが実際には、４月中は予定にはない製作ヤード確保のための浚渫土の搬出が行われ、型枠搬入が５月２６日から、型枠組立が６月５日から、コンクリート打設は６月７日から行われ８月１８日に終了している。

「施行番号 50205914 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その２）」においては、施工計画書で３月１日から準備工開始、５月１日から消波ブロック製作、製作完了８月３１日、運搬据付すべてを９月３０日に終えることとなっている。

実際には、鉄筋の搬入が８月１６日、型枠組立が９月９日から、コンクリート打設が９月１０日から１１月３日終了予定となっている。（下記、「計画・実施比較工程表」参照）

元々、この（その１）と（その２）は、別々の製作ヤードにおいて消波ブロックを製作することになっていた。しかしながら契約直後、岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できないことが懸念されたため、同じ製作ヤードを使用することとなった。その結果（その２）においては、工期の始期が大幅に遅れることとなった。

（その１）の令和３年４月６日の工事打合せ簿に添付されている 64t 型消波ブロック製作工程（計画）の表を見ると、（その２）の工事完了予定日は１１月１６日予定となっている。しかしながら、（その２）の工事打合せ簿を見る限り、この件について協議された形跡はない。

また、製作ヤードの変更による工期の遅延が予想されているにもかかわらず、工期の変更に関する変更契約は締結されていない（なお、工期の変更を伴わない変更契約は令和３年４月５日付で締結されている）。

（その１）の令和３年３月５日の打合せ簿によると、遅くともこの時期までに、製作ヤードの変更が検討されており、（その２）の工期の遅延は、契約の相当早い段階で容易に推察できたはずであり、工期内の完成は事実上困難であったと言える。

この点に関して三重県建設工事設計変更要領（以下、「変更要領」という。）第３条第１号（「設計変更」の意義）及び同条第２号（「変更契約」

の意義)では、契約変更工期の変更も含むことを明記している。

そして、(その2)については、前述の通り、(その1)の工事に関して岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できないことが懸念されたことから着工が遅れたものであるから、三重県請負工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項、同第19条、又は同第21条並びに変更要領第4条第1号に基づき、工期の変更が認められる事案であって、かつ、変更要領第6条第1項に基づき、遅滞なく変更契約を行うべきものであったと言える(なお、変更要領第7条第4項によれば、工期の変更は、変更契約を工期末までにまとめて行えば足りる「軽微な設計変更」には該当しないとされている)。

更に言えば、本件については、工期の変更を伴わない変更契約は令和3年4月5日付で締結されているが、その後工期の変更に伴う変更契約はされていないことは既に述べた通りである。

しかし、3月5日の時点で製作ヤードの変更が検討されており、かつ、(工期の変更を伴わない)変更契約締結の翌日4月6日の工事打合せ簿に添付されている工程表においては、既に製作工程が11月以降にずれ込んでいることからすれば、当該変更契約において工期の変更を行う旨も盛り込むことは十分可能であったものと思われる。

(その1)については、工期の延長もなく、設計変更の対象としないことに理解はできるが、(その2)について、たとえ受注者から工期の延長変更の請求がなかったとしても、工期内での完成が事実上困難と判断され工期が大幅に遅延することが判明した段階で、工期の変更について協議し、変更契約を締結することが望ましかったと思われる。【意見】

なお、2021年9月以降に、(その1)については工期延長及び契約額の変更契約が、(その2)については工期延長の変更契約が、共に行われている。

計画・実施比較工程表

(その1)													
工程表施工時期 (計画)													
	4/1	4/5	4/19	5/12	5/13	→						7/17	
	△	△	△	△	△							△	
	鉄筋搬入	鉄筋加工	型枠搬入	鉄筋組立	コンクリート打設							コンクリート打設	
実際の施工時期													
	4/1	→		4/30		5/26	6/5	6/7	→			8/18	
	△			△		△	△	△				△	
	浚渫土搬出			浚渫土搬出		型枠搬入	型枠組立	コンクリート打設				コンクリート打設	
(その2)													
工程表施工時期 (計画)													
	3/1				5/1	→						8/31	
	△				△							△	
	準備工				消波ブロック製作							消波ブロック製作	
実際の施工時期													
								8/16	9/9	9/10	→		11/3
								△	△	△			△
								鉄筋搬入	型枠組立	コンクリート打設			コンクリート打設

IV 個人情報保護について

(1) 個人情報等を含む書類の取扱い及びこの点に関する県の回答

県の発注にかかる契約においては、業者との契約締結、入札応募の際の監理技術者資格の有無等の確認のため、技術者に関する健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しの提出を受ける等しているが、健康保険被保険者の被保険者記号・番号、雇用保険被保険証の被保険者番号等につき、マスキングがなされず、かつ、簿冊にそのまま編てつされている案件が多数確認された。また、これらの書類の他にも、技術者の生年月日等が記載された書類についても同様である。（以上につきⅡ・Ⅲ参照）

この点につき県に確認したところ、

- ・令和2年10月1日から施行された健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下、併せて「健康保険法等」という。）が改正されたことに伴い、個人情報保護の観点から、令和2年10月以降に受理した被保険者等記号・番号等をマスキングして簿冊に編てつするようになったものの、令和2年9月以前に受理した書類については、当該情報についてマスキングはしていない。
- ・しかし、当該情報がマスキングされていない書類においても、起案に個人情報有と記載し、公文書の管理について適正に行っている。

旨の回答がなされた。

(2) 関係法令との関係

個人情報保護法において、「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」（個人情報保護法11条1項）とされている。

これを受けて、三重県においても個人情報保護条例（以下、本項において、単に「条例」という。）を制定し、実施機関の責務として、「この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。」（条例第3条）とされ、「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければ

ならない。」（条例第7条1項）、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」（条例第11条1項）等とされているところである。

そして、条例の解釈運用を示した「三重県個人情報保護条例の解釈及び運用」においては、条例第11条1項について、以下のように定めている。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関は、保有する個人情報について、適正な管理のために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。

「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止を始め、個人情報の適正な管理のために必要なあらゆる措置をいい、具体的には次のようなものが考えられる。

- (1) 個人情報を適切に管理するための組織及び規程の整備、職員の意識啓発その他の管理的保護措置
- (2) 個人情報を管理している施設への第三者の立入制限、施設及び設備の整備その他の物理的な保護措置
例) ・ 職員個人が管理するパソコンには、個人情報を保管しないこと。
・ 重要又は大量の個人情報を情報データとして保管する必要がある場合は、サーバー、MO等を活用することとし、鍵付きの部屋やロッカーでの保管等、盗難に備えた保管の徹底を図ること。
・ 個人情報が含まれた紙文書の取扱いについても、文書の所在を確認するとともに、鍵付きロッカー等での保管の徹底を図ること。
- (3) パスワード、IDカードなどによるアクセスの制限、データの暗号化その他の技術的保護措置

確かに、改正健康保険法等の施行は令和2年10月1日であり、これを受けた令和2年10月5日付通知「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」（保保発1005第1号等）においても、「なお、これらの取扱いは、令和2年10月1日の改正法施行以降に被保険者等記号・番号等の告知を求める場合に適用されるものであり、改正法施行前に取得した被保険者証の写し等について、改めてマスキングを施す等の対応を求めるものではない」とされている。

しかしながら、上記通知以前より、上記技術者の生年月日は個人情報であり、医療保険の被保険者等記号・番号等のみならず、雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、条例における保護対象である「個人識別符号」が含まれる個人情報である（条例第2条（1）ロ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条3項、同法施行令第3条第7号及び第8号、同法施行規則第4条8号（※））。

（※）（下線は監査人が付した）

三重県個人情報保護条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次に掲げるものをいう。

イ（略）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2)（以下略）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（定義）

第2条

1～2（略）

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一（略）

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

（個人識別符号）

第3条 法第2条第3項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一～七（略）

八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則 (旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)</p> <p>第4条 令第3条第8号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号 二～七（略）</p> <p>八 <u>雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号</u></p> <p>九（略）</p>

従って、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号を含め、医療保険の被保険者等記号・番号等のような告知要求等の制限の対象とはされていない個人情報についても、上記通知の前後を問わず、実施機関としては、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないものである。

この点につき、簿冊中の起案の書式において、個人情報の有無の記載欄が設けられてはいるものの、編てつされている多数の書類のいずれが個人情報の含まれる文書であるのかの特定まではなされていない。

公文書の管理の効率性の観点から「相互に密接な関連を有する公文書を公文書ファイルにまとめること」（三重県公文書管理規程第36条2項）とされていることを考慮したとしても、個人情報保護の重要性に鑑みれば、個人情報が含まれる書類がそのまま他の書類と共に編てつされている現状は望ましいものとはいえない。

また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等と、令和2年10月以降に被保険者番号のマスキング等の措置を講じることとなった健康保険証の写しは、いずれも現場配置技術者の3か月以上の雇用確認のために提出を求めているものにすぎない。国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日国不建第130号）において、「資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要」（「二一四 監理技術者等の雇用関係」参照）として、雇用関係の確認は所属建設業者名と交付日によって行われることを想定していることからしても、健康保険証の被保険者番号等と同様、雇用保険の被保険者番号そのものを取得する必要性は乏しいものと言える。そして、健康保険証と同様にマスキング等の措置を講じたとしても、事務処理負担も徒に増大することになるとも思われない。

(3) 意見表明

簿冊中に個人情報を含む文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。

また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号については、直接、告知要求等の制限の対象とはされていないものの、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることも検討されるべきである。

第4 監査の結果を受けて表明する監査人の総括的意見

「包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事件の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である。いわゆる「行政監査」は含まない。・・(中略)・・財務監査であっても、地方自治法（監査人加筆）第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である。」（松本英昭著「新版逐条地方自治法〈第9次改訂版〉1489頁 第13章 外部監査契約に基づく監査（第252条の37）」）と記されている。

本監査においては、上記解説にいう事務事業の有効性などについて監査を行うことも可能という趣旨と同じ思いを込め、また、最も重視したのは三重県民だったらどう考えるかという、いわゆる県民目線での監査を行った。

よって、財務監査の監査資料の中で目にした項目や事項について、一見行政監査の内容と思われる項目や事項であっても、財務監査の延長線上にある内容は、事務事業の有効性などの判断の上で重要と判断した内容について、資料の提示を求め、提供された資料について内容を検討し、この監査報告書へ記載している。

監査関連資料の提供やヒアリングに協力いただいた被監査部局並びに被監査部局以外の部局に対し、謝意を表す。

I 防災・減災、海岸事業並びに港湾事業について

防災・減災について、県が実施しているソフト事業となる防災・減災事業とハード事業となる海岸事業と港湾事業を監査した。

1 防災・減災事業について

防災・減災事業では、第3 I（ソフト対策 防災・減災）に記載した通り、県は「三重県市町受援計画策定手引書」及び「市町タイムライン基本モデル」を活用し市町が計画等を策定できるように支援し、令和2年度中に「市町受援計画」は17市町（全29市町）において、また「市町タイムライン」は全29市町において、策定が完了した。また風水害対策緊急促進事業、多様性に配慮した避難所運営促進事業並びに受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための迅速な復興事前対策促進事業等の種々の補助金を支出し、多方面に亘り市町を支援していることは、評価できると言える。

一方、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」（以下、センターという。）については指摘を述べた。監査の過程で、センターの監査については三重大学での監査を受けていると当初回答を得たことから、その監査報告書の写しを県監査委員の同意を得て再度センターへ求めたところ、監査報告書は三重大学全体の監査報告書に内包されており、センター単独の監査報告書は無いと再回答を受けた。（詳細は第3 I 1に記載）

センターへ支出した負担金は、三重大学の口座へ支出されている。それにより、センターの収支計算は、三重大学の会計システムからセンターに該当する仕訳データを抽出して作成されている。そのため、センターはセンター自身の口座を保有していないので、決算期末に財産目録が作成できない。

財産目録が作成できない団体に対し、令和2年度では運営資金の50%超で2,500万円超の公金を負担していることに対して、財産目録が作成できるような経営体制を構築するように提案したい。

「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター負担金交付要領」第12条によれば、知事は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る当該事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、その審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、現地調査等を行うことができることとなっている。

かかる規定を有効に活用すれば、実質的に監査を行うと同様の機能を果たし、県民に対し負担金支出の正当性を担保できることになる。このことは、センター運営の有効性も担保でき、負担金の効率性、経済性もより正確に検証できるので、現状改善を促したい。

センターの事業自体は、県民への防災・減災についての人材育成という重要な役割を担っているから、県が負担した資金を間接的に検証し、事業の継続を望むものである。

また、このセンターで開催されているみえ防災塾で研修を受けた人材やみえ防災人材バンクに登録されている多くの人材の活動効果測定を進めて、毎年定期的により多くの研修対象者がフォローアップ研修を受けるようにして、市町に確実に効果が波及するように充実した施策が望まれるので、ここで再度提言的に述べた。

監査人は、みんなでつくる避難所プロジェクト事業では、意見4件を表明した。

- ① このみんなでつくる避難所プロジェクト事業の投票時に県民が避難所について貴重な様々な意見を述べていたが、それらはまったくどこに

も考慮されない意見として扱われていることが、非常に残念であるので、プロセスを再検討することが望まれると訴えた。

- ② このみんなでつくる避難所プロジェクト事業の内容を検討したときに、提案者の提案内容には無かった三重県産材の使用が事業に組み込まれていることが分かった。これは、提案者へ説明し同意を得た範囲内で、市町に聴き取りを行った結果事業内容に含めたことによると県から説明を受けた。ただし、投票時にはその三重県産材について掲載していない情報に基づき県民に投票させている。みんなつく予算の事業選別のための県民投票に当たり公開したこの事業内容にはこの三重県産材に関する記載が無く、県民はこの三重県産材使用の情報が無いまま投票行動を行っている。

上記①では純粋な県民の意見を取り入れず、この②で市町の意見を取り入れているという県民「参加型予算」という制度のコンセプトに合わない事業プロセスがあったことを大変残念に思う。

県民「参加型予算」という制度は全国にも稀有な非常に英断の必要な予算成立制度であり、事業継続を望みたい。みんなつく予算の制度の運用に当たっては、県民の意見を直接反映できる精度の高さが求められるために、熟成に向けて引き続き更なる見直しが望まれる。

広域防災拠点の備蓄品にも意見を述べた。備蓄品については、別項で述べた、みんなでつくる避難所プロジェクト事業の中でも、県民から寄せられた意見の中に避難所の環境や質の向上について、個人のプライバシー保護や障がい者・高齢者・子育て、特に乳幼児を育てている若い女性に対する配慮を求めたものが非常に多くあった。

県は今後防災備蓄品についても、市町が運営する避難所に対する助成でも、いわゆる被災弱者になる県民、特に乳児・幼児用備蓄物資の品目についてより一層配慮し防災行政に取り入れるように、監査人として意見で述べたが、次世代への配慮は特に強く望むものであるので、再度ここで述べた。

また、特に中勢拠点の備蓄物資の保管量についても指摘を述べた。中勢拠点は備蓄スペースに余裕があり他の拠点へ配送予定の備蓄品を保管しているが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策のために購入した備蓄品が全く保管されていなかった。

この状態を受けて、監査人としては、防災拠点の備蓄品は人の命を守る最重要事項であり、災害に対する備えは最悪や想定外を考慮して準備すべきであると考えている。災害には自然災害、人災、システム障害などがある。輸送も長期にわたる自然の脅威で想定外が生ずることもある。また、発災時に

拠点で活動できる人材が予定通り確保できず荷捌きが混乱した熊本の事例もある。新型コロナウイルス感染症により他地域からの搬送も極力避けたい。加えて、県には多くの活断層が存在する。

このようなことを想定したとき、中勢拠点のカバーエリアには県の約3分の1の人口である約53万人が生活しており、備蓄物資の偏在はカバーエリアの人を守るのに致命傷になりかねないと考え指摘とした。

2 海岸事業と港湾事業について

県は、令和2年度に第3Ⅱ（ハード対策 海岸）と第3Ⅲ（ハード対策 港湾）として、合計5,058,752千円（令和2年度当初予算額）の巨額の予算を投じて、高潮や津波等自然災害から県民の生命と財産を守るための事業を実施している。

海岸事業では、それぞれの地域の特色ある要因を考慮して工事を行っている。要因とは、津波、液状化、高潮、老朽化、侵食である。

監査では、関係書類のファイルの内容について、詳細に検討した。工事現場は建設事務所や農林水産事務所の技術系の職員に同行してもらい説明を受けながら、確認して回った。

港湾事業は、老朽化対策として実施されている港湾改修事業の設計・測量や工事などであった。工事に関しては海岸工事同様に現場を確認した。

本監査の事件の選定理由にも記載した通り、平成16年度の「三重県海岸保全施設耐震点検」を実施しているが、県土整備部が管理する全213海岸の内157海岸について堤体の危険度判定がC判定（危険度「高」）という情報が、令和2年度の県のホームページに引き続き掲載されている。これに対して県は堤体の補強や嵩上げなどの工事を実施しているが、その情報は個別に建設事務所のホームページで工事を実施している情報しか県民は知りえない。監査人としてこの監査のテーマ選定の要因の一つとして考えた内容が、平成16年度の海岸保全施設の耐震点検結果の危険度が毎年の堤体の工事での程度改善しているか、また今後どの程度の時間を要するか、令和2年度の工事の監査結果を監査報告書に記載することにより、県民の不安を少しでも緩和できるのではないかということである。

そこで、監査において、建設事務所と農林水産事務所の協力を得て、「令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報」を作成した。この作表の意図は、平成16年度の海岸保全施設の耐震点検から得た堤体の危険度判定や

液状化の危険度判定の結果と工事の内容の突合、現在存する堤体の現況堤防高と襲来するかもしれない津波や高潮の高さとの比較並びに現在進められている工事があと何年かかるか等を総合的に比較することであった。堤体の経過年数も情報提供を受けた。県の海岸線は1,083 kmと長く、地域により、高潮対策、津波対策、老朽化対策等施工目的が様々であり、この情報は各地域の堤体工事の状況を理解する上で貴重なものとなる。監査対象工事は堤体工事だけでなく、養浜により景観の維持と消波を実現している浜と海岸もあった。養浜を施したいが沖合に海苔の養殖場があり、波返しの堤体で嵩上げしていた海岸もあった。監査により、様々な地域の特色に合った工事が行われていることを理解した。

津波に対する施策では、県は概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波（レベル1（L1）三重県では高さが概ね4～12mの津波）を想定して海岸堤防の建設をしているが、実際には過去に発生した高潮時の潮位等を考慮して、堤体の高さが6 mから7 m（場所によっては12m超）で工事している所が多い。

概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生する津波（レベル2（L2）三重県では高さが概ね4～26mの津波）に対しては、県は強固でそれ以上の高さの堤体を造るのではなく、避難経路の確保や日ごろの避難訓練の助成を行って、適切な避難行動が取れるように防災・減災事業を進めている。

結局、生命を守る手段は、堤体築造や補修などのハード対策と、県民が防災や自然災害に関する正しい知識を持ち、発災時に正しい判断と行動が取れるように日ごろから行う、防災意識・行動に関する避難訓練等のソフト対策のベスト・ミックス政策により、県民の生命と財産を守ることに繋がることを強く実感した。

また、洪水の危険がある地域や土砂崩れの危険がある地域では、緊急を要する状況下で被災から身を守るための切迫した時間を考えると最終的には「垂直避難」をいかに行うかに尽きる。最近では集中豪雨が発生したり台風が襲来したりしたときには、報道機関から盛んに家の中でも「垂直避難」を呼びかけている。

県民はいつどこに避難するのか、また、どんな行動をしてはいけないのか等を常に意識し、行政はハード面の環境整備を着実に進めると共に、県民を救援する防災拠点事業のさらなる充実と県民の防災意識の向上や防災に関する正しい情報提供並びに最悪の場合を想定した避難への意識改革等に対

して、県は今以上に防災・減災の施策について市町を支援して行くことが望まれる。

II 命を守る最後の手段は、「高いところへの避難」

「ゆれ1分 高いところへ すぐ避難！」

志摩地域の津波に対する危機感を表した最も衝撃的な看板が、志摩市の海岸に設置されていた。

この看板を見た者は、今この看板と同じ状況に自分自身が遭遇したら、目の前の海から迫りくる津波を想定して、無事自分の命を守れる（自助）自信が持てるだろうか。

看板は目立つ黄色である。表記文字は子どもでも分かるひらがなで「避難」にはルビがふられ、！マークも付いている。命を守る必死さと悲壮感に満ちた看板である。

避難を呼びかける黄色い看板



「ゆれ1分 高いところへ すぐ避難！」

この海岸では、平成 27 年 3 月 31 日に三重県が公開した「津波浸水想定図」において、津波が想定されている。この想定では、この海岸には、1 m

の津波の到達予測最短時間は6分、最大津波高は26mとなっている。

人は水深1mでは歩けない。津波には激しい水流もある。

命を守る最後の手段は、「高いところへの避難」である。

ここは観光客も来る場所である。近くには丘もあるので地理不案内の者でも走って逃げられる避難路や海辺に避難の塔など短時間で避難でき命を守れる設備等の必要性を感じた。志摩市だけでなく、県は海岸線が長く、県内全域にわたりその長い海岸線に沿って住宅地、商業地並びに工業地帯等が広く分布しており、県や各市町の中核の建物も海岸に近い平野部に所在している。おおむね低い建物しかない地域も多い。

みんつく予算の「みんなでつくる避難所プロジェクト事業」の県民から寄せられた声にも、この避難の施設を求める声があった。

現在連年で施工されている堤防や港湾施設の整備・建設に予算を投下して巨大な堤防等を造ることには限界がある。

県内の市町では高層階のビル所有者と避難の協定を結んできているが、県は市町が作成しているハザードマップへ、避難に係る施設や避難情報等を掲載すること等について新たな情報を市町と密に共有することが一層望まれる。

そして、避難の施設の建設の促進や避難の協定締結の促進へ向けた支援等と被災時の救助支援も含め防災計画に織り込むような施策を進めることが強く望まれる。

Ⅲ 個人情報保護条例等と入札等で提出された身分確認書類の取扱い(再掲)

個人情報保護については、第3(外部監査の結果 施行番号別・工事別の監査の結果)Ⅱ(ハード対策 海岸)とⅢ(ハード対策 港湾)Ⅳ(個人情報保護について)で詳述している。ここでは、監査人として、個人識別符号を含む個人情報の取扱いについて、特に注意喚起を含め確認をしておくために、また、健康保険被保険者証の記号・番号及び保険者番号を単にマスキングを施すだけでなく、「三重県個人情報保護条例」と「三重県個人情報適正管理指針」のそれぞれの運用を厳格に行うことについて、特に訴えたい点があるために、併せて本項で補足しておく。

監査時に工事の関係書類のファイル(以下、「簿冊」という。)の中で確認した個人情報として本来は物理的措置が要求される書類は、技術者に関する健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し及び技術者の生年月日等が記載

された書類等である。これらの書類に記載されている健康保険被保険者証の記号・番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに技術者の生年月日等は、「三重県個人情報保護条例」の規定により、厳格な管理と情報漏えいしないように配慮が必要となり、物理的措置により保護されなければならないものであると定められている。(本稿第3Ⅳに詳細記載)

被監査部局の建設事務所や農林水産事務所において、上記個人情報のうち、健康保険被保険者証の記号・番号については令和2年10月以降に受理したものからマスキングして簿冊に編てつしているが、雇用保険被保険者証の被保険者番号などはマスキングされずそのまま簿冊に編てつされたままであった。建設事務所との質疑応答で、雇用保険被保険者証の被保険者番号について確認したところ、「雇用保険被保険者証については、マスキング等を行うように指示がされていないのでマスキングを行っていない。」と回答を受けている。

個人識別符号を含む公文書の管理方法に関する県の説明と「三重県個人情報保護条例」等の規定を整理してみる。

- ① 県の発注にかかる契約においては、業者との契約締結、入札応募の際の監理技術者資格の有無等の確認のため、技術者に関する健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しの提出を受けている。
- ② 令和2年10月以降に受理した健康保険被保険者の被保険者記号・番号のみをマスキングして簿冊に編てつしているが、その他の雇用保険被保険者証の被保険者番号等はそのまま編てつしている。
- ③ 令和2年9月以前に受理した書類については、当該情報についてもマスキングはしていない。ただし、当該情報についてマスキングしていない書類においても、起案に個人情報有と記載し、公文書の管理について適正に行っていると、被監査部局から回答を得ている。
- ④ 「三重県公文書管理規程」にて相互に密接な関連を有する公文書を公文書ファイルにまとめることとしている規定により、健康保険被保険者の被保険者記号・番号等の写しも一冊の簿冊と一緒に編てつしている。
- ⑤ 簿冊は施錠可能な保管庫や棚に保管されている。
- ⑥ 「三重県個人情報適正管理指針」に定める保護管理者は各建設事務所並びに各農林水産事務所の所長となっている。
- ⑦ 「個人情報を含んだ機器、記録媒体、紙文書などをやむを得ず持ち出す場合には、必ず事前に保護管理者の許可を得ること。」(「三重県個人情報適正管理指針」第3 3(個人情報の持ち出し))との規定がある。

(注)「やむを得ず持ち出す」とは、「やむを得ず執務室等から持ち出す」の意味であると、県から説明を受けた。(監査人付記)

- ⑧ 個人情報には個人識別符号が含まれる。(「三重県個人情報保護条例」第2条(1)ロ)

「三重県個人情報保護条例」第11条は、実施機関に対して、「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」ことを定めている。

県は、監査人に対して、公文書の管理について適正に行っていると主張している。「管理を適正に行っている」ことについて、監査人が尋ねたところ、県は簿冊を施錠できる保管庫や棚で保管し、部外者は執務室等へ入室できない措置を取っていると、ヒアリングで説明を受けた。

これは個人情報について、物理的安全措置を取っていることを説明していると理解したが、監査人としては、個人情報についてその移動の履歴を残すことも重要であると考ええる。

すなわち、もしも個人情報を含んだ機器、記録媒体、紙文書などをやむを得ず持ち出す場合には、必ず事前に保護管理者の許可を得なければならないから、例えば書類持出管理簿のような管理簿を備え付けて、許可の日、持出の目的、持出先、返却予定日並びに返却日などを記載して、個人情報の持ち出し履歴の管理を厳格に行わなければならないと考える。これは、健康保険被保険者の被保険者記号・番号以外の個人識別符号などはマスキングされずにそのまま簿冊に編てつされているからである。

マスキングをされていない個人識別符号を含む書類が編てつされている簿冊を執務室等から全く持ち出さないとは考えにくいので、少なくとも入札資格審査などで提出を受ける個人識別符号が印刷されたすべての書類は、「三重県個人情報保護条例」や「三重県個人情報適正管理指針」の規定の趣旨を鑑みると、确实かつ完全にマスキングを施されるべきであると考ええる。

そのためには、例えば、書類や証明書などを受領する場合に現在利用しているチェックリストを改訂して、具体的な書類名などを書いたチェックリストへ変更し、個人識別符号を完全にマスキングしていることを確認できるようにすることも一つの方法であると思われる。また、チェックリストの充実により個人情報の含まれる書類の特定・区別が図られるように配慮することも重要である。(本稿第3IVに詳細記載)

さて、本稿記載の原点は、建設事務所や農林水産事務所での監査の折に、個人識別符号である健康保険被保険者証の記号・番号(令和2年9月以前のものに限る)及び保険者番号などがマスキングされず簿冊に編てつされてい

たことを確認したことに由来する。

これらの個人識別符号の用途は、入札応募時に現場配置技術者の3か月以上の雇用確認のために提出を求めているものにすぎない。さらに、入札審査という事務事業と工事の監理は、区別可能であって、入札審査関連書類一式については施行番号等の紐づけを行えば、分冊管理も可能ではないかと考える。

もしも、個人識別符号のある書類の管理について、分冊管理が可能になれば、万が一にも簿冊を執務室等から持ち出しても「三重県個人情報保護条例」でいう厳格な管理は不要になる。

以上の諸点について、個人識別符号を含む個人情報に対する対応を関係部局内でよく検討されるように、監査人として意見を提案的に表す。

本来、このような意見は行政監査の範疇で認められないと主張される可能性があるが、本稿第4の冒頭で「地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である。」（松本英昭著）という解説と、被監査部局に対する本監査の事務事業の延長にある内容であるので、ここで実務上の問題として問題提起した。

IV 新型コロナウイルス感染症禍の外部監査

今年度の監査は、「緊急事態宣言」や県独自の「緊急警戒宣言」が発出されている中で行った。県独自の緊急警戒宣言が今年度初めて発出された時には、監査人が登庁を自粛しなければならない状況でもあった。

その後、県の監査担当部局と被監査部局と調整が進められ、監査は、3密を避けるため、会議室にあらかじめ用意された資料を監査することとなり、閲覧した監査対象資料に対する質問は、被監査部局に対しては直接ヒアリングできず、Eメールにより質問をして被監査部局からの回答を待ち、その回答に対し疑問があれば再質問をEメールで行うことで進めた。

口頭での質疑応答が実施できたのは、事前ヒアリングをした県土整備部、農林水産部、防災対策部並びに監査関連事項の総務部（固定資産台帳について）であり、実地監査では広域防災拠点である北勢拠点と伊勢建設事務所並びに伊勢農林水産事務所であった。港湾と海岸に関する監査は、伊勢建設事務所と伊勢農林水産事務所を除き、その他はすべて監査用に提供された会議室で監査チームだけで監査資料を閲覧し、質疑応答は後日Eメールに依っておこなった。

港湾と海岸の監査対象の現場視察も3密を避けるため、最少人数での現場視察となり、詳細な質疑応答ができなかった場合はEメールによる追加質問

を実施した。

口頭での質疑応答が実施できた部局に対しても追加質問が生じた場合は、Eメールに依らなければならなかった。

Eメールによる質疑応答は、回答を受領するまでに時間を要することが稀にあった。

しかしながら、監査に対応した被監査部局は、新型コロナウイルス感染症禍の外部監査という特殊事情を理解し、真摯に対応されたと理解している。

第5 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

巻末 海岸や港湾に関する用語

海岸や港湾に関する用語は独特であるので、主な用語について記載する。

(1) 海岸保全施設とは

① 海岸保全施設

海岸保全施設は、堤防・護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ（潜堤）、消波工、砂浜等で海水の侵入または海水による侵食を防ぐための施設である。

出典：福井県ホームページ

「離岸堤や人工リーフなどの海岸保全施設の役割と効果について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/kaigansisetuyakuwari.html>

海岸保全施設のイメージ

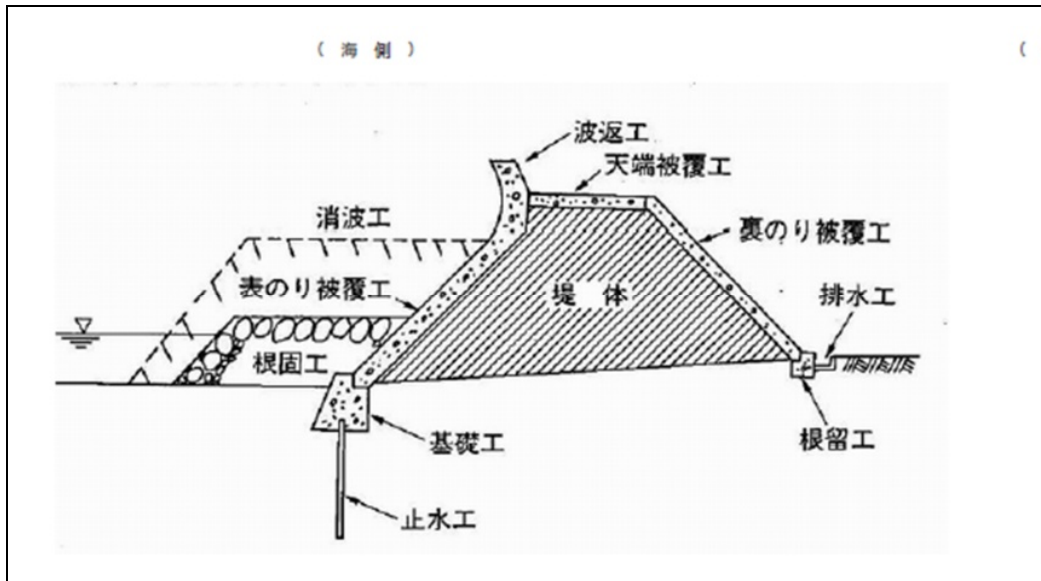


② 堤防と堤体

堤防は、現地盤を盛土またはコンクリートなどによって高さを嵩上げして建設された構造物で、越波・越流、高潮等による海水の侵入や海岸の侵食を防ぐための施設である。

堤体は、堤防の本体のことをいう。

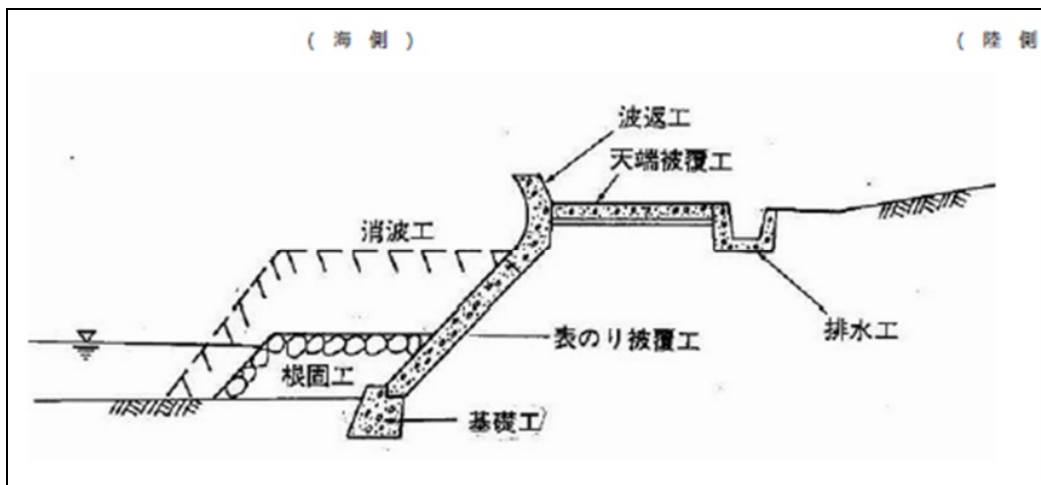
出典：同上



③ 護岸

護岸は、現地盤をコンクリートやコンクリートブロックなどで保護し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や海岸の侵食を防ぐための施設である。護岸は原地盤の嵩上げを伴わない構造物である。

出典：同上

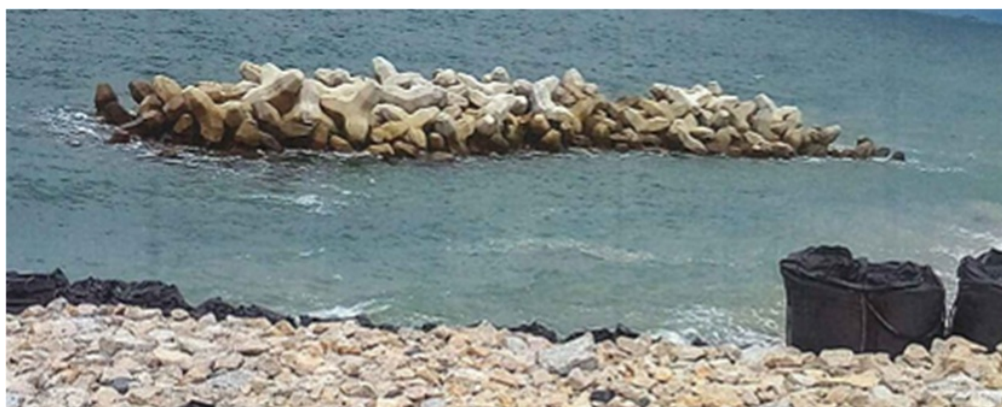


④ 消波工

消波工とは、波の勢いを弱めて越波を減少させたり、堤防・護岸を保護したりする目的で設置されたコンクリートブロックで構成される構造物で、波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面に設置される。

⑤ 離岸堤

離岸堤は、汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設で、波の勢いを弱め、越波を減少させたり、護岸堤の背後に砂を貯して砂浜の浸食を防いだりすることを目的として設置される施設である。



離岸堤（奥の海岸の中の施設）消波工（手前の敷き詰めたブロック）
布施田地区海岸

⑥ 人工リーフ（潜堤）

人工リーフ（潜堤）は、汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、景観に配慮して堤体を水面下に留めた施設で、上部の幅をかなり広くとることで、離岸堤とほぼ同じ効果を有する施設である。

⑦ 養浜

侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成することである。

熊野では、ウミガメの産卵地として知られる井田地区海岸において養浜を行っている。



海と堤防の間の砂浜が養浜で人工的に形成された浜 熊野海岸

堤防の海側への砂や砂利を敷き詰めて人工的な海浜を築造する工事である。人工海浜は消波能力に優れている。波が海浜の上を通ることにより消波され、また堤防や海岸に打ち寄せる音も消音される。堤体・堤防には消波された波が打ち寄せるだけで、例えば、堤体・堤防の内側の二見町地区（第3海岸事業【伊勢事務所】（1）（2）（4））の住民からは、以前は堤防に当たった波が窓へ直接当たっていたが、養浜により消波され窓への波の打ち付けは無くなったとの証言が出ている。

（2）その他の用語

① 合併

合併とは、合併工事の略称で、例えば、

- i 県単独予算の工事と国の補助事業で国と県が負担し合う工事を同じ施行番号で実施する場合
- ii 交付金事業の海岸高潮対策（海岸）費の工事と県単独事業の県単海岸局改良費の工事を同時に同じ施工場所を実施する場合（ただし、この場合は施行番号が異なる。）

など、同じ施工場所で予算計上の異なる工事を実施する場合を合併（合併工事）と呼ぶ。

② 東京湾平均海面 (T.P.)

東京湾平均海面 (T.P.) は、全国の標高の基準となる海面の高さをいう。
T.P. は、Tokyo Peil の略である。

③ 海岸線

海岸線とは、春分の日における満潮面と陸岸の交線の延長をいう。

④ 現況堤防高

現況堤防高は、海岸管理者の施設台帳に記載した、平成 28 年 3 月時点での海岸堤防 (既設) の最低高をいう。

⑤ 設計津波水位

海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が省令 (平成 16 年 3 月 23 日農林水産省・国土交通省令第一号) に基づいて定める設計津波の高さをいう。海岸保全基本計画の対象地区内の平地における海岸線上で算出する。

⑥ 津波のレベル

津波のレベルには 2 種類ある。

レベル 1 (L 1 津波)

概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波。

レベル 2 (L 2 津波)

概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。